第3章 地域の概況

第3章 地域の概況

3.1 既存資料調査の調査範囲

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握する。

既存資料調査の調査範囲は、図 3.1.1 に示すとおり、対象事業実施区域からの周辺 4 kmの範囲 12 とした。

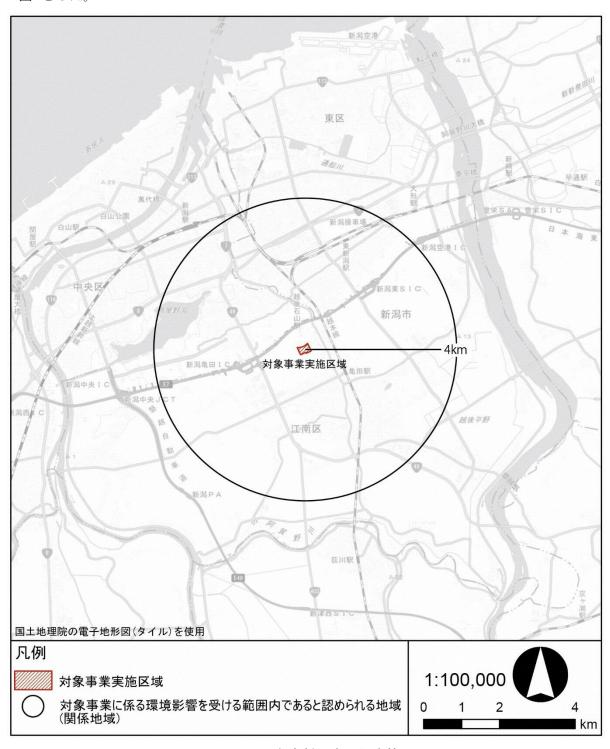


図 3.1.1 既存資料調査の調査範囲

注:対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲は、最も広範囲に影響が及ぶと想定される「大気汚染」の調査地域である対象事業実施区域の周辺 4km の範囲と考え、地域特性を把握する範囲とした。

3.2 自然的状況に関する情報

3.2.1 気象、大気質等に関する大気環境の状況

(1) 気象

1) 地域気象観測所における気象観測結果

対象事業実施区域周辺の気象観測所を図3.2.2に示す。

「地域気象観測所一覧」によると、西北西約 4km に新潟地域気象観測所(風、日照)、西北西約 7km に新潟地域気象観測所 (気温、雨)、北北東約 8km に松浜地域気象観測所が位置している。対象事業実施区域から最も近い新潟地域気象観測所における気象観測結果を以下に示す。

① 気温

気温の観測結果を表 3.2.1 及び図 3.2.1 に示す。

平年値を見ると、年平均気温は 14.5 であり、月別平均気温は 8 月が最大で 27.0 、1月が最小で 2.9 であった。

表 3.2.1 月別平均気温

単位:℃

年	1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	年平均 気温
H30	1.7	1.4	7. 5	12.7	17.0	21. 1	27.4	26.6	21.8	17. 2	11.6	5. 9	14. 3
R1	3. 0	4.0	7. 2	10.8	18.0	20.8	25. 2	27.5	23.4	17.7	11.0	6.6	14. 6
R2	5. 2	5.0	7. 9	10.1	17.2	22.3	23.6	27.7	24.4	16.4	11.4	5. 2	14. 7
R3	1.9	4.4	8. 5	11.4	16.9	21.5	26. 1	26.7	22.3	17.2	11.5	5. 3	14. 5
R4	2.5	2.5	7. 3	12.5	17.5	21.7	26.6	26.6	23.8	15.8	12.2	4.7	14. 5
平年値	2.9	3.5	7. 7	11.5	17.3	21.5	25.8	27.0	23. 1	16.9	11.5	5.5	14. 5

資料:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

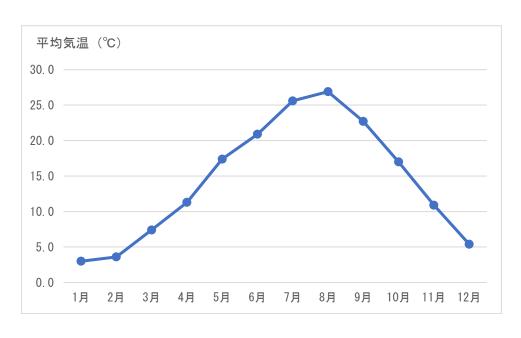


図 3.2.1 平年値における月別平均気温

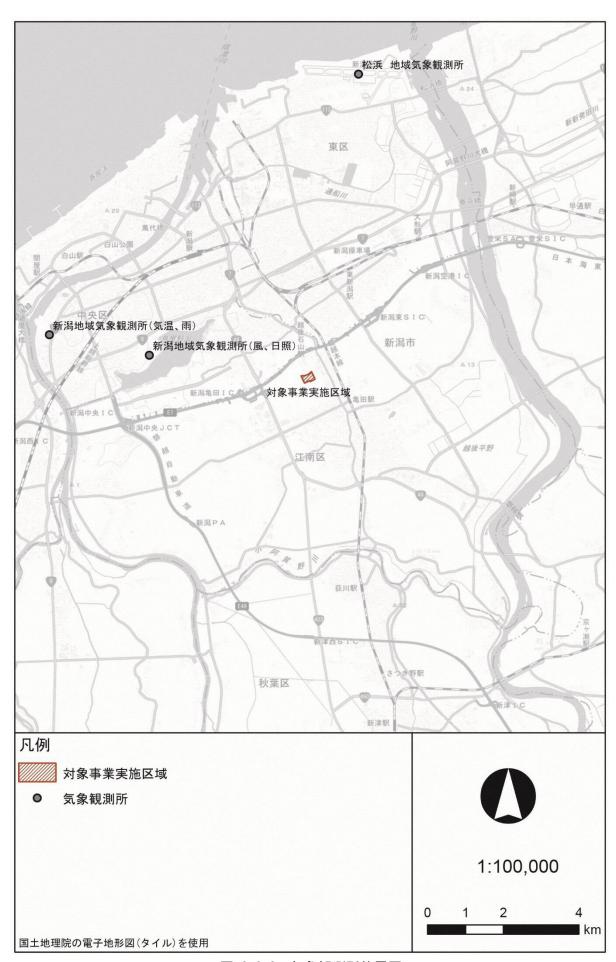


図 3.2.2 気象観測所位置図

② 降水量

降水量の観測結果を表 3.2.2 に示す。

平年値を見ると、年間合計降水量は1835.8 mmであり、月別降水量は7月が最大で243.0 mm、2月が最小で96.6 mm であった。

表 3.2.2 月別降水量

単位:mm

年	1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	年間 降水量
H30	206.0	108.5	111.0	139.5	139.0	66. 5	42.0	278.0	248.5	154.0	97.0	205. 5	1795. 5
R1	150.0	65. 5	92.0	107.5	62.0	174. 5	73. 5	177.0	30.5	188.5	137.0	94.0	1352.0
R2	146.0	102.0	121.0	108.0	82.0	80.5	649.5	101.5	250.5	108.5	124. 5	203. 5	2077. 5
R3	247. 5	97.5	77.5	109.5	114.0	84. 5	226.5	163.5	121.5	152.5	282.5	275.0	1952.0
R4	120.5	109.5	87.5	107.0	89.5	172.5	223.5	280.5	123.0	117.5	171.0	400.0	2002.0
平年値	174.0	96.6	97.8	114.3	97.3	115.7	243.0	200.1	154.8	144. 2	162.4	235.6	1835.8

資料:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

③ 日照時間

日照時間の観測結果を表 3.2.3 に示す。

平年値を見ると、年間日照時間は1743.6時間であり、月別日照時間は5月が最大で223.3時間、12月が最小で55.0時間であった。

表 3.2.3 月別日照時間

単位:時間

年	1月	2 月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	年間 日照時間
H30	54. 5	83. 9	175. 1	175.5	164.3	189. 1	262.5	186. 1	113.9	141.6	95. 7	56. 6	1698.8
R1	51.9	73. 1	154. 2	173.9	312.3	185. 2	172.0	244. 1	161.9	122.2	104.9	76. 9	1832.6
R2	60.7	74.8	161.0	167.6	206.2	205.6	75. 3	227.3	167. 3	120.5	96.7	45. 5	1608.5
R3	50.2	104.3	152.5	218.0	178.1	212.8	242.5	170.4	190.9	127.6	120.3	59. 2	1826.8
R4	69.3	63.3	137.2	199.5	255.5	181.8	239.7	139.5	177.2	130. 1	121.4	36. 9	1751.4
平年値	57.3	79. 9	156.0	186.9	223.3	194. 9	198.4	193.5	162.2	128.4	107.8	55.0	1743.6

資料:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

(4) 雲量

雲量の観測結果を表 3.2.4 に示す。

平年値を見ると、年間平均雲量は 10 分比で 7.8 であり、月別平均雲量は 1 月が最大で 9.1、4 月が最小で 6.7 であった。

表 3.2.4 月別平均雲量

							•						
月年	1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	年間 平均雲量
H30	9. 1	8.6	6.6	7. 1	7. 5	7. 9	7.3	7. 2	8.6	7. 5	7. 9	8.8	7.8
R1	9.3	8. 7	7.5	7.6	5. 4	8.0	8.5	6.8	7.5	7. 9	7.8	8.6	7.8
R2	9.2	8.9	7.3	6.4	7. 2	7. 2	9.5	6. 5	7.7	7. 9	8. 1	9.2	7. 9
R3	8.8	7.9	7.3	6.2	7. 7	8. 1	6. 7	8.1	6.7	7.8	7. 5	8.7	7.6
R4	9.1	9.2	8.0	6.2	6.0	8. 1	7.3	8.6	7.8	7.4	7. 5	9.5	7. 9
平年値	9. 1	8.7	7.3	6.7	6.8	7.9	7.9	7.4	7.7	7.7	7.8	9.0	7.8

注:表中の値は10分比を示している。

資料:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

⑤ 風向·風速

風速及び最多風向の観測結果を表 3.2.5 に示す。また、令和 4 年における風配図を図 3.2.3 に示す。

年間平均風速は 2.9m/s から 3.1m/s であり、年間最多風向はいずれの年も南であった。

表 3.2.5 風向・風速

年	平成	30 年	令和	元年	令和	2年	令和	3年	令和	4年	平年値
項目	平均風速	最多風向	平均風速								
月	m/s		m/s								
1月	3. 9	西北西	3.8	西北西	3. 3	南	3.4	南	3. 9	西北西	3.7
2月	3. 4	南	3. 2	南	3.6	南	4. 1	西北西	3. 5	南	3.6
3 月	3.8	南	3. 1	南	3. 3	西	3. 1	南	3. 0	南	3.3
4月	3.0	西南西	2. 9	北西	3. 4	南	3. 1	北北西	2.4	南	3.0
5月	2.8	南西	2.9	南	2.7	南東	3.0	西南西	2.6	南南東	2.8
6月	2.6	南東	2.7	南東	2.5	南東	2.3	北	2. 9	南西	2.6
7月	2. 7	南西	2. 7	南東	2. 2	南南東	2.4	南東	2.3	南南東	2.5
8月	2.6	南	2.8	南東	2.2	南	2.6	南東	2.4	南南東	2.5
9月	2.8	南東	2.6	南東	3. 2	南東	3. 1	南東	2. 7	南東	2.9
10 月	3.0	南東	3.0	南東	2. 7	南	2.5	南	2. 2	南	2.7
11月	2.5	南南西	3. 2	南南西	2. 7	南	3.4	南南西	2.6	南	2.9
12 月	3. 9	西北西	3.4	南	3. 7	北西	3.8	南	3. 9	南南西	3. 7
年間	3. 1	南	3.0	南	3. 0	南	3. 1	南	2. 9	南	3.0

資料:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)



図 3.2.3 令和 4年における風配図

2) 現施設における気象観測結果

現施設では、施設の運転管理を目的として、気温、風向・風速の観測を行っている。

① 気温

気温の観測結果を表 3.2.6 及び図 3.2.4 に示す。

直近 5 ヵ年の平均値を見ると、年平均気温は 14.4℃であり、月別平均気温は 8 月が最大で 26.5℃、1 月が最小で 2.4℃であった。

表 3.2.6 月別平均気温

単位:℃

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	年平均 気温
H30	1. 3	0.7	7. 2	12.5	16.9	21. 1	27. 2	26. 2	35. 3	16.8	11.2	5. 5	15. 2
R1	2.6	3.6	6. 9	10.5	18.0	20.7	24. 9	27. 2	23. 1	17.3	10.5	6.4	14. 3
R2	4.8	4.6	7. 5	9.7	17.2	22. 1	23.3	27.3	24.0	16.0	11.2	4. 9	14. 4
R3	1.2	3.9	8. 2	11.3	16.8	21.9	25.9	26.0	21.9	16.7	10.9	4.8	14. 1
R4	2.0	2.0	7.0	12.5	17.7	21.7	26. 5	26.0	23.4	15. 2	11.6	4. 2	14. 1
5 ヵ年の 平均値	2. 4	3. 0	7. 4	11.3	17. 3	21. 5	25. 6	26. 5	25. 5	16. 4	11. 1	5. 1	14. 4

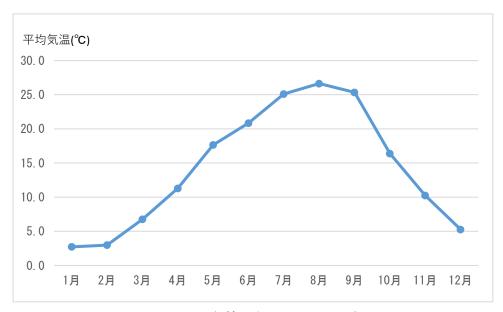


図 3.2.4 平年値における月別平均気温

② 風向·風速

風速及び最多風向の観測結果を表 3.2.7 に示す。また、令和 4 年における風配図を図 3.2.5 に示す。

年間平均風速は 4.1 m/s から 4.4 m/s であり、年間最多風向は南南西、南南東及び南西であった。

年	平成	30 年	令和	元年	令和	2年	令和	3年	令和	4年	5 ヵ年の 平均値
項目	平均風速	最多風向	平均風速								
月	m/s		m/s								
1月	6.0	西	5. 7	南南西	4.4	南南西	5. 1	南南西	6.0	西	5.4
2月	5. 1	南南西	4.6	南	5. 4	南南西	6.3	西	5. 4	南南西	5.4
3月	5. 0	南南西	4.8	南南西	4.8	西南西	4.3	南南東	4.5	南南西	4. 7
4月	4. 3	西南西	4.2	南南西	4.8	南南西	4.4	南南東	3.5	南西	4.3
5月	4. 1	南西	3.9	南	3. 7	南南東	4.5	西南西	3.9	西南西	4.0
6月	3.4	北北東	3.3	南南東	3.3	南南西	3.0	北北東	3.9	南西	3.4
7月	3. 4	南南西	3. 1	南南東	3. 1	南南東	3.0	北北東	3.0	南西	3. 1
8月	3.4	南南西	3.4	南南西	3. 2	南南西	3.5	南南東	3. 5	南西	3.4
9月	3. 3	南南東	3.3	南南東	3. 3	南南東	3.4	南南東	3. 3	南東	3.3
10 月	4. 0	南南東	3. 9	南南東	3. 7	南南東	3.8	南	3. 4	南西	3.8
11月	3. 5	南南西	4.4	南南西	4. 4	南南西	5. 2	南	3. 7	南西	4.2
12 月	5.8	西北西	5.0	南	5. 7	南南西	5.8	南南西	5.8	南西	5.6
年間	4. 3	南南西	4. 1	南南西	4. 1	南南西	4.4	南南東	4.2	南西	4.2

表 3.2.7 風向·風速

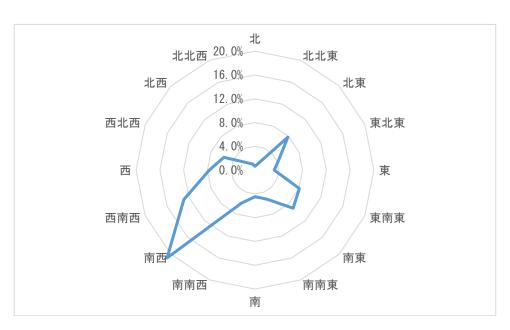


図 3.2.5 令和 4年における風配図

(2) 大気質

対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局を表 3.2.8 及び図 3.2.6 に示す。

表 3.2.8 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

						測定	項目					
種別	測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	有害大気汚染物質	ダイオキシン類	水銀	対象事業実施区域からの距離
	松浜	0	0	0	0	0		0	0	0	0	約 9.0km
一般局注1	大山	0	0	0	0	0		0	0		0	約 5.9km
加又 /中J	山木戸	0	0	0	0	0		0				約 4.4km
	亀田		0	0	0	0						約 1.2km
自排局注2	東山の下		0		0	0	0		0			約 5.6km
17F/PJ	市役所		0	0		0		0		0		約 6.6km

注1:一般局とは、一般環境大気測定局のことを示す。 注2:自排局とは、自動車排出ガス測定局のことを示す。

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

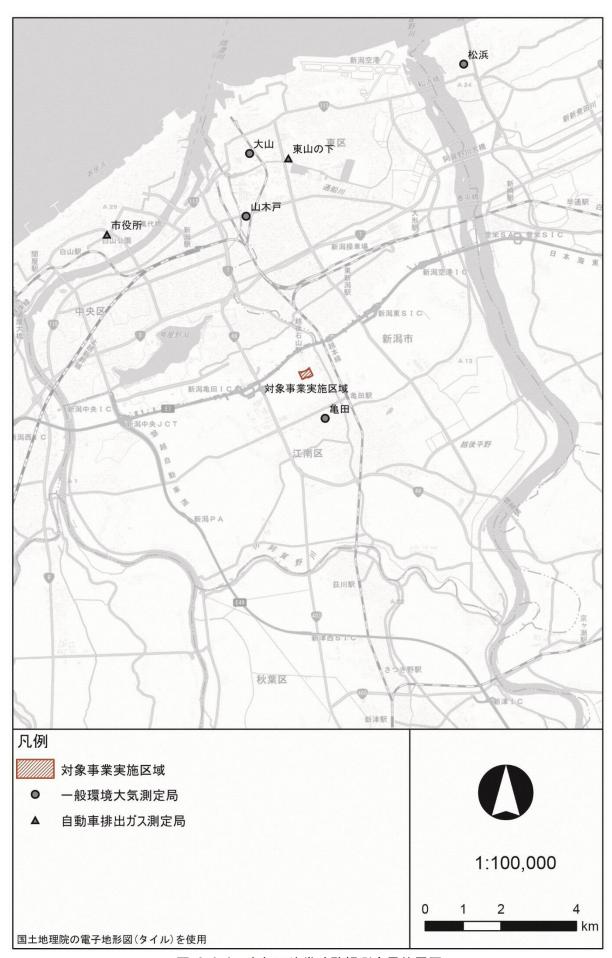


図 3.2.6 大気汚染常時監視測定局位置図

1) 二酸化硫黄(SO₂)

令和2年度の二酸化硫黄の年間測定の結果を表3.2.9に示す。すべての測定局で環境 基準が達成されていた。

過去5年間における各測定局の二酸化硫黄の年平均値の推移を表3.2.10及び図3.2.7 に示す。すべての局において、横ばいの推移をしていた。

耒	3 2 9	二酸化硫黄の年間測定結果(令和2年度)	
100	J. Z. J	一般心则男女子间别足心无(17114年)	

	測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを超え た時間数	日平均が 0.04ppmを超 えた日数	日平均値の 2% 除外値	環境基準 ^注 との 比較
		ppm	時間	日	ppm	未達成× ・達成○
_	松浜	0.001	0	0	0.001	0
般局	大山	0.001	0	0	0.002	0
同	山木戸	0.001	0	0	0.003	0

注:短期的評価による環境基準 (1時間値が 0.1ppm 以下、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であるこ

と)及び長期的評価による環境基準 (日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下、かつ、日平均値が

0.04ppm を超える日が2日以上連続しないこと)

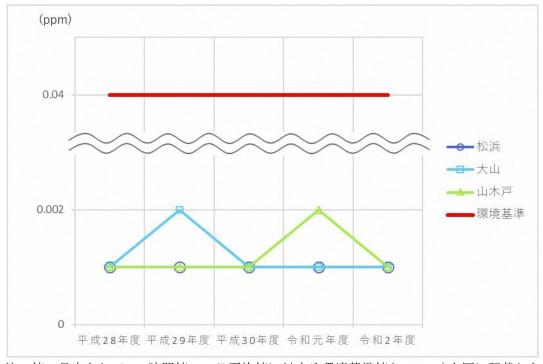
資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.10 二酸化硫黄の年平均値の推移

単位:ppm

測定	定局名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	松浜	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
一般局	大山	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	山木戸	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)



注:値の目安として、1時間値の1日平均値に対する環境基準値(0.04ppm)を図に記載した。

図 3.2.7 二酸化硫黄の年平均値の推移

2) 二酸化窒素 (NO₂)

令和2年度の二酸化窒素の年間測定の結果を表3.2.11 に示す。すべての測定局で環境 基準が達成されていた。

過去5年間における各測定局の二酸化窒素の年平均値の推移を表3.2.12及び図3.2.8 に示す。すべての局において、ほぼ横ばいの推移をしていた。

また、窒素酸化物及び一酸化窒素の年平均値の推移を表 3.2.13、表 3.2.14、図 3.2.9 及び図 3.2.10 に示す。

表 3.2.11 二酸化窒素の年間測定結果(令和2年度)

細	 定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準 ^注 との比較
(4)]足问	ppm	ppm	未達成×・達成○
	松浜	0.006	0.016	0
一般局	大山	0.007	0. 017	0
	山木戸	0.006	0.019	0
	亀田	0.005	0.016	0
自排局	東山の下	0.007	0. 017	0
日かり	市役所	0.008	0. 024	0

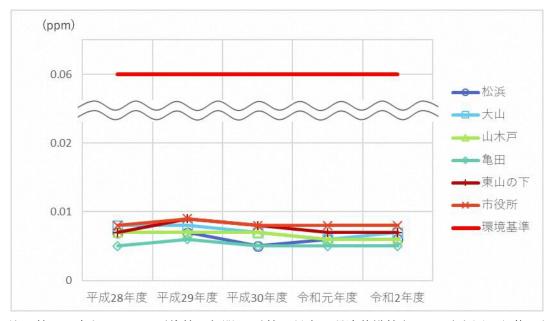
注:日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

表 3.2.12 二酸化窒素の年平均値の推移

単位:ppm

測定	三局名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	松浜	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006
一般局	大山	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007
一	山木戸	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
	亀田	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
自排局	東山の下	0.007	0.009	0.008	0.007	0.007
日が印	市役所	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)



注:値の目安として、日平均値の年間98%値に対する環境基準値(0.04ppm)を図に記載した。

図 3.2.8 二酸化窒素の年平均値の推移

表 3.2.13 窒素酸化物の年平均値の推移

単位:ppm

測定	三局名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	松浜	0.009	0.007	0.006	0.007	0.007
. 6几 巴	大山	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008
一般局	山木戸	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	亀田	0.005	0.007	0.006	0.006	0.006
白 Hi: 巨	東山の下	0.010	0.012	0.011	0.010	0.009
自排局	市役所	0.012	0.013	0.011	0.011	0.011

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

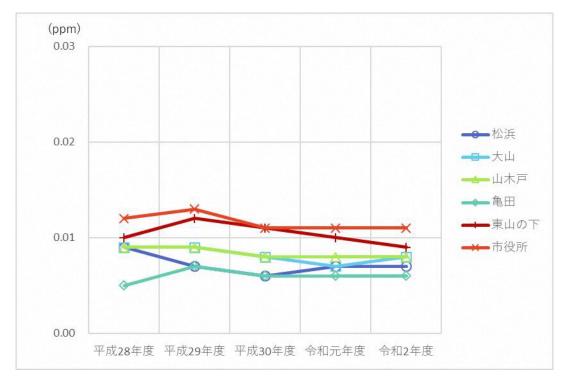


図 3.2.9 窒素酸化物の年平均値の推移

表 3.2.14 一酸化窒素の年平均値の推移

単位:ppm

測定局名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	松浜	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
一般局	大山	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
一	山木戸	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
	亀田	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	東山の下	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
日17月	市役所	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

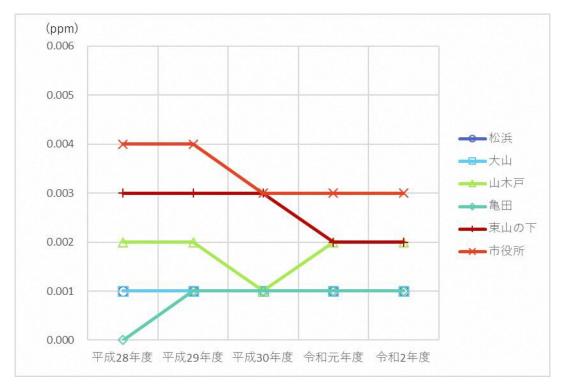


図 3.2.10 一酸化窒素の年平均値の推移

3) 浮遊粒子状物質(SPM)

令和2年度の浮遊粒子状物質の年間測定の結果を表3.2.15に示す。すべての測定局で環境基準が達成されていた。

過去5年間における各測定局の浮遊粒子状物質の年平均値の推移を表3.2.16及び図3.2.11に示す。すべての局において、ほぼ横ばいの推移をしていた。

表	3. 2. 15	浮遊粒子状物質の年間測定結果(令和2年度)
2	0. 2. 10	一才巡询了 人的复数工作的人人们不 () 10 6 干燥/

SHI	測定局		1時間値が 0.20mg/m³を 切えな時間数	日平均値が 0.10mg/m³	日平均値 の 2%	環境基準 ^注 と の比較
(人)	上向	/ 2	超えた時間数	を超えた日数	除外値	未達成×
		mg/m³ 時間		F	${\rm mg/m^3}$	• 達成○
	松浜	0.010	0	0	0.026	\circ
一般局	大山	0.011	0	0	0.029	0
一	山木戸	0.011	0	0	0.029	0
	亀田	0.011	0	0	0.027	0
自排局	東山の下	0.013	0	0	0.031	0

注:長期的評価による環境基準 (日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと)及び短期的評価による環境基準 (日平均値 0.10mg/m³以下、かつ、1 時間値 0.20mg/m³以下であること)

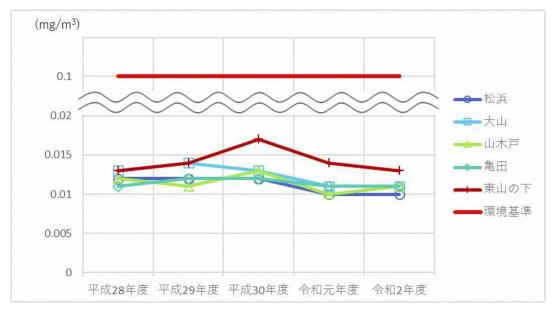
資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.16 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

単位:mg/m3

浿	定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	松浜	0. 012	0.012	0.012	0.010	0.010
一般局	大山	0. 013	0.014	0.013	0.011	0.011
	山木戸	0. 012	0.011	0.013	0.010	0.011
	亀田	0. 011	0.012	0.012	0.011	0.011
自排局	東山の下	0. 013	0.014	0.017	0.014	0.013

資料:「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)



注:値の目安として、1時間値の1日平均値に対する環境基準値(0.10mg/m³)を図に記載した。

図 3.2.11 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

4) ダイオキシン類(DXN)

過去5年間のダイオキシン類の年平均値の推移を表3.2.17及び図3.2.12に示す。すべての測定局で環境基準が達成されていた。また、すべての局において、減少傾向となっていた。

表 3.2.17 ダイオキシン類の年平均値の推移

単位:pg-TEQ/m³

測定	'局名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	環境基準 ^注 との比較 未達成× ・達成○
一般局	松浜	0.0098	0.0081	0.0075	0.0075	0.0052	0
自排局	市役所	0.0100	0.0086	0.0072	0.0096	0.0058	0

注:年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料:「平成29年度~令和3年度 新潟市環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策 課)

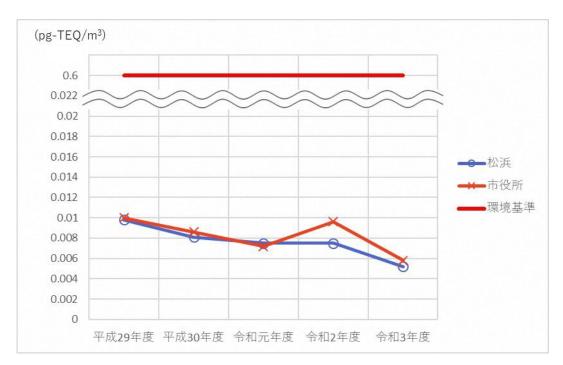


図 3.2.12 ダイオキシン類の年平均値の推移

5) 塩化水素(HCI)

「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)及び「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)によると、対象事業実施区域周辺において、塩化水素の測定は実施されていない。

6) 水銀(Hg)

過去5年間の水銀の年平均値の推移を表3.2.18及び図3.2.13に示す。すべての測定局で、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が達成されていた。また、すべての局において、概ね横ばいの傾向となっていた。

表 3.2.18 水銀の年平均値の推移

単位: μ g/m³

								: : 1 6:
3-	測定局名		平成	平成	令和	令和	令和	指針値 ^注 との比較
			29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3年度	未達成× ・達成○
		松浜	0.0016	0, 0015	0.0015	0.0013	0.0018	0
一般	设局	大山	0.0017	0.0017	0.0017	0.0021	0.0013	\circ

注: 年平均値が0.04 μ g/m³以下であること。

資料:「平成29年度~令和3年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

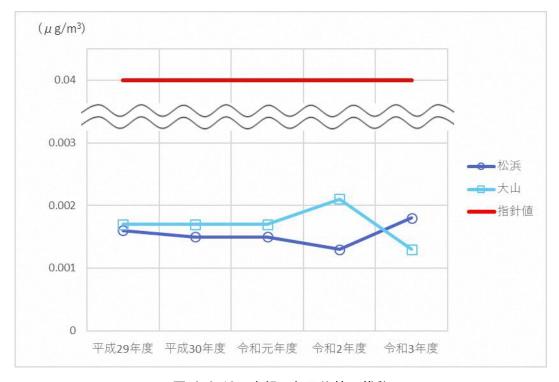


図 3.2.13 水銀の年平均値の推移

(3) 騒音

1) 一般環境騒音

「新潟市の環境資料編(令和 3 年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)より、対象事業実施区域周辺の一般地域における騒音調査の結果を表 3.2.19 に示す。

表 3.2.19 一般環境における騒音の測定結果

単位: dB

調査地点	騒音規制法	用途地域	環境基準	環境	基準	騒音し	ノベル
	の区域区分	用速地域	の類型	昼間	夜間	昼間	夜間
中央区米山 4-12-20	第二種区域	二種中	A	55	45	41	35
江南区船戸山 5-7-2	第二種区域	一種中	A	55	45	46	39
東区石山 1-4-15	第二種区域	一種住	В	55	45	48	39
江南区亀田新明町 1-2-3	第二種区域	一種住	В	55	45	50	40

注:昼間は6時~22時、夜間は22時~6時である。

資料:「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)

2) 道路沿道騒音

新潟市における道路沿道における騒音調査の結果を表 3.2.20 に示す。併せて、対象事業実施区域周辺における幹線道路の道路網を図 3.2.14 に示す。対象事業実施区域の西側に位置する一般国道 49 号の「新潟市中央区弁天橋通 2 丁目 29~新潟市中央区弁天橋通 2 丁目 32」区間において、道路近傍騒音評価結果は環境基準を超過していた。また、道路沿道地域の面的評価は、「新潟市中央区亀田早通~新潟市中央区弁天橋通 2 丁目 29」、「新潟市中央区弁天橋通 2 丁目 29~新潟市中央区弁天橋通 2 丁目 32」の 2 区間で達成率が 100%未満となった。その他の路線においては、道路近傍騒音評価は満足し、面的評価の達成率は 100%であった。

表 3.2.20 道路沿道騒音の測定結果

				傍騒音 果 ^{注 1, 注 2}		路沿道地域 面的評価		
路線名	評価区間	測定年度	昼間 ^注 3 (dB)	夜間 ^注 3 (dB)	住居 等戸 数 (戸)	環基達戸(戸)	環境 基準 達成 率 (%)	環境 基準 (dB)
日本海東北 自動車道	新潟市江南区亀田早通 ~新潟市江南区江口	2019	(58)	(53)	1	1	100	
	新潟市江南区早通1丁目1 ~新潟市江南区泥潟	2021	(60)	(54)	53	53	100	
	新潟市江南区亀田早通 〜新潟市中央区美の里 18	2021	(63)	(56)	16	16	100	
一般国道 49 号	新潟市中央区亀田早通 〜新潟市中央区弁天橋通 2丁目29	2021	(63)	(56)	386	382	99	昼間 70
	新潟市中央区弁天橋通2丁目29 ~新潟市中央区弁天橋通2丁目 32	2021	× (73)	× (67)	77	57	74	夜間 65
主要地方道	新潟市中央区山二ツ5丁目2 〜新潟市中央区山二ツ	2020	(60)	(49)	68	68	100	
新潟新津線	新潟市江南区亀田中島4丁目3 ~新潟市江南区東船場2丁目1	2020	(69)	(62)	322	322	100	
主要地方道 新潟亀田 内野線	新潟市江南区東船場4丁目1 ~新潟市江南区東早通2丁目1	2020	(67)	(61)	167	167	100	

注1:環境基準を超過した場合は×、環境基準を満足した場合は○とした。

注2:括弧内の数値は騒音レベルの測定結果を示した。

注3:昼間は6時~22時、夜間は22時~6時である。

資料:「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)

(4) 振動

1) 一般環境振動

「新潟市の環境資料編(平成 29 年度~令和 3 年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)によると、対象事業実施区域周辺では、一般環境における振動調査は実施されていない。

2) 道路沿道振動

「新潟市の環境資料編(令和 3 年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)より、対象 事業実施区域周辺の道路沿道における振動調査の結果を表 3.2.21 に示す。

表 3.2.21 道路沿道における振動の測定結果

単位: dB

道路名	調査地点	用途地域	区域区分	要請限	度(L10)	振動レベル(L ₁₀)		
坦 超名	嗣重地尽	用透地域	区域区分	昼間	夜間	昼間	夜間	
一般国道 49 号	中央区弁天橋通 2-30-11	一種住居	第一種区域	65	60	46	41	

注:昼間は8時~19時、夜間は19時~8時である。

資料:「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)

(5) 悪臭

「新潟市の環境資料編(平成29年度~令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)によると、対象事業実施区域周辺では悪臭調査は実施されていない。

(6) 公害苦情等の発生状況

「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)によると、 令和3年度において、新潟市では大気汚染に対して総数74件、騒音に対して総数96件、 振動に対して総数16件、悪臭に対して51件の公害苦情が発生していた。

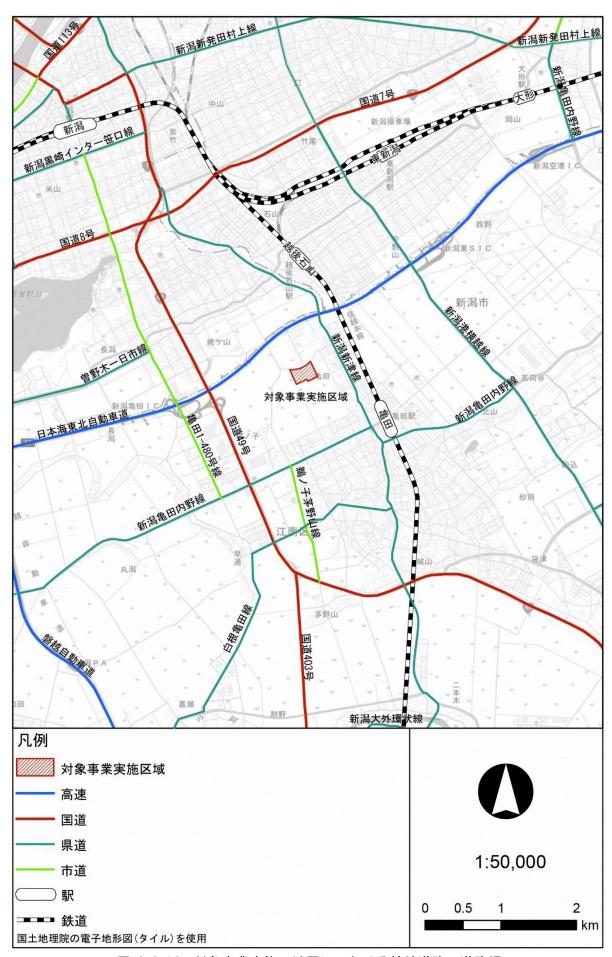


図 3.2.14 対象事業実施区域周辺における幹線道路の道路網

3.2.2 水象、水質等に関する水環境の状況

(1) 水象の状況

対象事業実施区域周辺の河川及び湖沼の状況を図3.2.15に示す。

1) 河川の状況

対象事業実施区域周辺は、信濃川、阿賀野川及びこれらをつなぐ小阿賀野川に囲まれた 亀田郷と呼ばれる地域であり、鳥屋野潟・信濃川水系に属する。「信濃川の概要」(平成21 年10月 国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所)によると、信濃川の下流部の河川 勾配は4,000分の1であり、極めて緩い。

対象事業実施区域周辺を流れる主要な河川・水路としては、山崎排水路(延長 5,960m)、 亀田排水路(延長 6,950m)及び栗ノ木川(延長 6,855m)等の排水路や用水路が整備されており、これらは全て信濃川水系である。

2) 湖沼の状況

対象事業実施区域周辺には、鳥屋野潟が存在している。

(2) 水質

対象事業実施区域周辺を流れる栗ノ木川及び鳥屋野潟の水質について、測定地点を図3.2.15 に、測定結果を表3.2.22~24(2)に示す。

栗ノ木川の環境基準又は指針値が設定されている測定項目は、すべての地点において環境基準又は指針値を満足していた。

鳥屋野潟の弁天橋における測定結果では、SS 及び全亜鉛の値が環境基準を達成していなかった。なお、COD は測定月によっては、環境基準を超過する値がみられたが、年間の測定結果から求めた75%値は5.0mg/Lであり基準と同値であったことから、年間の評価としては環境基準を達成している。また、その他の項目においては環境基準又は指針値を満足していた。(「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課))。

(3) 底質

「令和3年度新潟市環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策課)によると、栗ノ木川の両新橋において、ダイオキシン類の調査が行われている。令和3年度における測定結果の年間平均値は19pg-TEQ/gであり、環境基準である150pg-TEQ/gを満足していた。

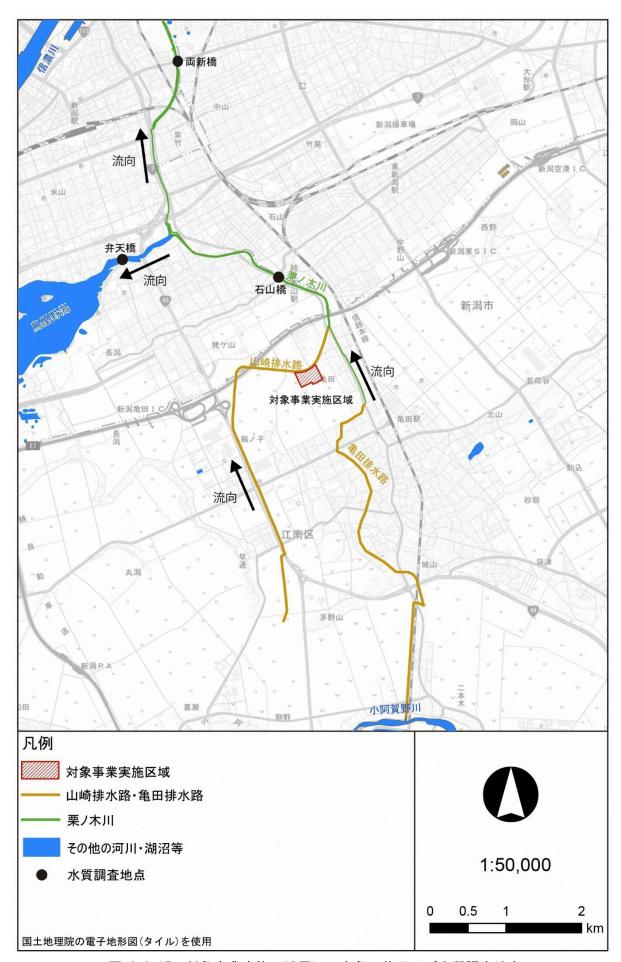


図 3.2.15 対象事業実施区域周辺の水象の状況及び水質調査地点

3-2

表 3.2.22 栗ノ木川の水質測定結果(石山橋・令和3年度)

					,. L. LL					13.114.0	1 1247				
							石山橋(環	境基準・河	川 C・ 彗	上物 B)					
測定	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	環境基準
一般項目	気温	$^{\circ}\mathbb{C}$	10.0	16. 5	23. 5	28. 9	25.0	16.8	18.3	11.2	7. 5	2.0	0.8	6.0	_
	水温	$^{\circ}$	12.5	15. 2	19	21.0	23.4	17.8	18.5	12.1	6.3	2.5	2.0	5. 5	
	На	-	6.9	6.8	6.9	6. 9	6.8	7. 1	6. 9	6.9	6. 9	6. 9	6.8	6.8	6.5以上8.5以下
	DO	mg/L	9.8	8.6	8.2	6. 1	5. 5	7. 5	6. 9	8.6	9.0	10	10	11	5 以上
生活環境	BOD	mg/L	1.2	1.6	1. 2	1.0	1.8	1. 0	1. 5	0.6	1. 2	0.8	1.8	0.9	5 以下 (75%水質値により判定)
項目	COD	mg/L	3. 1	5. 3	4.8	4. 9	6.6	3. 1	5. 6	3.9	5. 7	4. 2	6. 1	3. 2	_
	SS	mg/L	14	22	9	10	22	4	11	6	19	8	14	5	50 以下
	全窒素	mg/L		0.67		1. 1		0.87		0.86		1.3		0.74	_
	全燐	mg/L		0.14		0.13		0.080		0.12		0.32		0.10	_
その他 項目	電気 伝導率	mS/m	27	35	29	47	48	62	120	65	43	74	57	69	1
(人)	透視度	ı	39	25	52	38	34	64	39	57	23	35	20	63	
	全亜鉛	mg/L					0.014						0.030		0.03以下
水生生物 保全項目	ノニル フェノール	mg/L						< 0.00006							0. 002 以下
	LAS	mg/L					< 0.0006								0.05 以下

資料:「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.23(1) 栗ノ木川の水質測定結果(両新橋・令和3年度) (1/2)

				0. 2. 2			両新橋(環境					<i>,</i> ,			
	測定項目	単位													環境基準
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	
一般項	気温	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	12.0	17.0	25.0	28.5	25. 4	16.0	19. 2	11.8	7. 5	0.8	0.1	7.0	_
目	水温	$^{\circ}\mathbb{C}$	12.0	16.0	18.5	22	23. 4	18.5	19.2	12.7	6.5	2.6	3.0	6.8	_
	рН	_	7.0	6.8	7.0	7.1	7. 0	7.2	7.0	7.0	6. 9	7.0	6.9	6.9	6.0以上8.5以下
	DO	mg/L	9.6	9. 1	8.4	7. 1	6. 1	7.8	7.5	6. 7	9. 2	11	11	10	2以上
生活環	BOD	mg/L	1. 9	1.4	1.0	1.8	1.8	1.2	1.4	0.9	1. 1	1.3	2. 1	1.2	10 以下 (75%水質値により判定)
境	COD	mg/L	4.0	4. 5	4.6	5. 4	5. 3	3.8	5.0	4.6	4. 4	6.2	6.4	3.6	_
項目	SS	mg/L	9	15	8	11	12	9	5	15	12	10	21	6	ごみ等の浮遊 のないこと
	全窒素	mg/L		0.94		1.3		0.93		1.0		1.3		0.85	_
	全燐	mg/L		0.10		0. 15		0.11		0.16		0.24		0.12	_
	カドミウム	mg/L					< 0.0003						< 0.0003		0.003 以下
	全シアン	mg/L					< 0.1								検出されないこと
	鉛	mg/L					< 0.005						< 0.005		0.01以下
	六価クロム	mg/L					< 0.01								0.02以下
	砒素	mg/L					< 0.005						< 0.005		0.01以下
	総水銀	mg/L					< 0.0005								0.0005以下
	ジクロロメタン	mg/L					< 0.002								0.02以下
	四塩化炭素	mg/L					< 0.0002								0.002 以下
健康項	1, 2-ジクロロエタン	mg/L					< 0.0004								0.004以下
目	1, 1-シ゛クロロエチレン	mg/L					< 0.01								0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレ ン	mg/L					< 0.002								0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L					< 0.0005								1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L					< 0.0006								0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L					< 0.001								0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L					< 0.0005								0.01以下
Vitable I A	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L					< 0.0002								0.002以下

資料:「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.23(1) 栗ノ木川の水質測定結果(両新橋・令和3年度)(2/2)

					. 2. 20	(1)					十/又/(_, _,			
	Mul 스카로 크	W II-					両新橋	(環境基準・	河川 E・	生物 B)				四点十十二
	測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	環境基準
	チラウム	mg/L				< 0.0006									0.006 以下
	シマジン	mg/L				< 0.0003									0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L				< 0.002									0.02以下
	ベンゼン	mg/L					< 0.001								0.01以下
	セレン	mg/L					< 0.002								0.01以下
健康項目	硝酸性窒素	${\rm mg/L}$		0.28		0.55									
	亜硝酸性窒素	${\rm mg/L}$		0.01		0.01									_
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L		0. 29		0. 57									10 以下
	ふっ素	mg/L					< 0.1						< 0.1		0.8以下
	ほう素	mg/L					< 0.1						< 0.1		1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L					< 0.005								0.05 以下
その他	電気伝導率	mS/m	31	120	23	42	40	62	120	77	42	74	57	71	_
項目	透視度	_	42	35	43	30	36	39	49	25	41	35	12	54	_
特殊項目	銅	mg/L					< 0.01								_
1寸/木切口	クロム	mg/L					< 0.01								_
水生生物	全亜鉛	mg/L					0.014						0.037		0.03 以下
保全項目	ノニルフェノール	mg/L						< 0.00006							0.002以下
水土 次日	LAS	mg/L					0.0016								0.05 以下

資料:「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.23(2) 栗ノ木川の水質測定結果(両新橋・令和3年度)(ダイオキシン類)

測定項目	単位	両新橋(環境基準	環境基準		
例足項目	半江	8月	11月		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.40	0.50	1以下	

資料:「令和3年度環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.24(1) 鳥屋野潟の水質測定結果(弁天橋・令和3年度)(1/2)

	Not also art in	W. 41.					弁天橋(環境	基準・	湖沼B・	生物 B)					with take the NA
	測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	環境基準
一般項目	気温	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	12.5	19. 4	25.0	29. 3	26. 7	18.5	19.9	12.8	8.5	1.7	1.9	7. 9	_
一放坦日	水温	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	11.3	15. 7	19.8	24.8	24. 1	20.6	19.5	12. 7	7. 7	3.0	3. 4	6.6	_
	На		6. 7	6.6	6. 7	6. 9	6. 7	6. 9	6.8	6. 7	6.7	6.9	6. 7	6. 7	6.5以上8.5以下
	DO	mg/L	8.8	8.0	7. 1	6. 0	5. 1	6. 2	6.6	8.3	9.0	10.0	10.0	10.0	5 以上
	BOD	mg/L	1.2	1. 1	1.3	1.5	1. 7	1.6	1.2	1.9	1.6	1.6	1.7	1.5	_
生活環境 項目	COD	mg/L	3. 5	4. 3	4. 4	4. 4	5. 1	4. 0	4. 1	6. 3	5. 0	5. 2	5. 1	3.8	5 以下 (75%水質値により判定)
	SS	mg/L	11	15	8	8	8	6	5	16	17	18	11	5	15 以下
	全窒素	mg/L	0.83	0.82	0.75	0.94	0.96	0.85	0.91	0.93	1. 1	1.1	1.2	0.97	_
	全燐	mg/L	0.14	0.12	0.12	0.11	0.12	0.11	0.090	0.18	0.19	0.24	0. 20	0.14	_
	カドミウム	mg/L					< 0.0003						< 0.0003		0.003 以下
	全シアン	mg/L					< 0.1								検出されないこと
	鉛	mg/L					< 0.005						< 0.005		0.01以下
	六価クロム	mg/L					< 0.01								0.02以下
	砒素	mg/L					< 0.005						< 0.005		0.01以下
	総水銀	mg/L					< 0.0005								0.0005 以下
	ジクロロメタン	mg/L					< 0.002								0.02以下
	四塩化炭素	mg/L					< 0.0002								0.002以下
健康項目	1, 2-ジクロロエタン	mg/L					< 0.0004								0.004 以下
	1, 1ーシ゛クロロエチレン	mg/L					< 0.01								0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L					< 0.002								0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L					< 0.0005								1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L					< 0.0006								0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L					< 0.001								0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L					< 0.0005								0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L					< 0.0002								0.002以下
	チウラム	mg/L				< 0.0006									0.006 以下

注:表中の値は月2回の測定結果の平均値を示し、 は環境基準値を上回った値である。

資料:「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.24(1) 鳥屋野潟の水質測定結果(弁天橋・令和3年度)(2/2)

						Ŧ	P天橋(環境	基準・湖沼 B	・生物	B)					
	硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	単位	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1 月	2月	3 月	環境基準
	シマジン	mg/L				< 0.0003									0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L				< 0.002									0.02以下
	ベンゼン	mg/L					< 0.001								0.01 以下
	セレン	mg/L					< 0.002								0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/L		0. 28		0.55									_
健康項目	亜硝酸性窒素	mg/L		<0.01		0.01									_
	硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素	mg/L		0. 29		0. 57									10 以下
	ふっ素	mg/L					< 0.1						< 0.1		0.8以下
	ほう素	mg/L					< 0.1						< 0.1		1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L					< 0.005								0.05 以下
要監視 項目	全マンガン	mg/L											0.33		_
	クロロフィル a	mg/L	4. 5	2. 5	2.8	10. 3	2.8	3. 6	2.8	2.3	1. 1	1.4	1.9	1.4	_
フ. の加西	電気伝導率	mS/m	31	48	23		50	60	130	71	34	72	63	70	_
	透視度	_	35	35	43	37	43	42	59	28	23	27	22	38	_
	溶解性 COD	mg/L	2.5	3. 3	3.5	3.4	4. 2	2. 9	3. 1	5.0	3.8	3.8	4.4	3.3	_
	透明度	m	0.7	0.7	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.5	0.7	0.7	1.0	_
特殊項目	クロム	mg/L				·	< 0.01								_
水生生物	全亜鉛	mg/L					0.013						0.048		0.03 以下
保全項目	ノニルフェノール	mg/L						<0.00006							0.002以下
	LAS	mg/L	. /			[+ ++ >#+ [+]	0.0013								0.05 以下

注:表中の値は月2回の測定結果の平均値を示し、 は環境基準値を上回った値である。

資料:「令和3年度 水質測定結果」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.24(2) 鳥屋野潟の水質測定結果(弁天橋・令和3年度)(ダイオキシン類)

測定項目	単位	弁天橋(環境基準	環境基準		
例足項目	半江	7月	11月	块児 左 毕	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0. 25	0.18	1 以下	

資料:「令和3年度環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策課)

(4) 地下水

1) 対象事業実施区域周辺における調査結果

地下水の水質調査結果を表 3.2.25(1)~(2)に示す。

令和3年度の中央区長潟(井戸番号15-201-0073)の調査において、砒素が環境基準を超過していた。その他の環境基準が設定されている測定項目は、すべての地点において環境基準を満足していた。

表 3.2.25(1) 地下水の水質調査結果

No. of care to	W. II.	調査地点(井戸番号)	altiti taka akka 2/44
測定項目	単位	15-324-0002	15-201-0073	環境基準
地区名	_	江南区船戸山	中央区長潟	_
調査年度	_	令和元年	令和3年	=
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	0.02以下
砒素	mg/L	<0.005	0.055	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.04 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	4. 1	0.04	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.1	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.1	0.4	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下
рН	-	5. 9	7. 3	
EC	mS/m	17	82	-

資料:「平成29年度~令和3年度 新潟市の地下水の水質調査」(新潟市環境部環境対策課)

表 3.2.25(2) 地下水の水質調査結果 (ダイオキシン類)

測定項目	単位	調査地点	環境基準		
MAC X F	7-12-	中央区 長潟			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.051	1 以下		

資料:「令和3年度環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策課)

2) 対象事業実施区域の土壌調査に伴う調査結果

土壌汚染対策法に基づき、対象事業実施区域内において土壌調査※を行った結果、調査した 208 区画のうち、1 区画から基準値を超える砒素が検出されたため、周辺井戸において地下水の調査を実施した。

※土壌調査結果の詳細は、「7.8土壌」に記載

地下水の調査結果

①調査地点 : 江南区亀田地内2地点、山二ツ地内1地点(図3.2.16参照)

②試料採取日: 令和3年10月20日、10月22日

③調査結果 :表3.2.26のとおり。

調査の結果、2地点で地下水の環境基準を超過した。なお、亀田第2埋立処分地のごみ埋立区画内の浸出水では砒素の検出がないため、埋立地に起因するものではないと考えられる。

表 3.2.26 地下水(周辺井戸)調査結果

	調査地点※1	砒素分析結果 (mg/L)	環境基準値
地点①	亀田第2埋立処分地周縁井戸(南西)	0.070	0.01mg/L以下
地点②	亀田第2埋立処分地周縁井戸(北東)	検出しない**2	
地点③	山崎排水路北側民地井戸(非飲用)	0.040	

※1 地点①、②はごみ埋立区画の外側に設置。地点③は民地のため位置は非公表。

※2 定量下限値 (0.005mg/L) 未満

出典: 亀田清掃センター附属運動公園敷地内における土壌汚染について (第2報) (令和3年10月28日 新潟市報道資料)

(5) 公害苦情の発生状況

「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)によると、令和3年度において、新潟市では水質汚濁に対して総数13件の公害苦情が発生していた。



図 3.2.16 地下水 (周辺井戸) 調査地点

3.2.3 土壌及び地盤に関する状況

(1) 土壌に係る環境の状況

1) 対象事業実施区域周辺おける土壌に係る環境の状況

「20 万分の 1 土地分類基本調査 土壌図」(昭和 44 年 国土交通省)による、対象事業実施区域周辺における土壌を図 3.2.17 に示す。

対象事業実施区域は細粒グライ土壌に位置している。

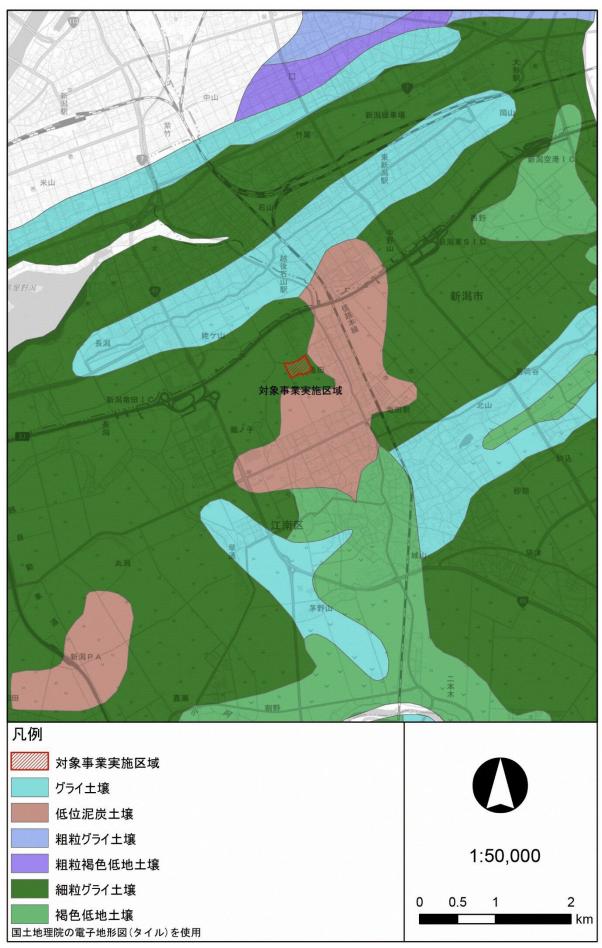


図 3.2.17 対象事業実施区域周辺の土壌図

(2) 土壌汚染の状況

1) 対象事業実施区域周辺における土壌汚染の状況

対象事業実施区域周辺における土壌汚染の調査結果を表 3.2.27(1)~(2)に、調査地点を 図 3.2.18に示す。調査結果はすべて環境基準値未満であった。

表 3.2.27(1) 土壌汚染の調査結果

		及 0. 2. 2.		ドリア 日 日 日 ア 採取年月日)		
測定項目	単位	はなみずき さくら公園	栗の木公園	うぐいす 公園	茜ヶ丘公園	環境基準
		(R1. 8. 30)	(R1. 8. 30)	(R1. 8. 30)	(R2. 8. 28)	
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
全シアン	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと
有機リン	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
РСВ	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと
シ゛クロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
チオヘ゛ンカルム	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
ふっ素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.8以下
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1未満	0.1 未満	1以下

資料:「新潟市の環境資料編(令和2年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)

表 3.2.27(2) 土壌汚染の調査結果 (ダイオキシン類)

採取年:令和2年8月28日

測定項目	単位	調査地点 茜ヶ丘公園	環境基準
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1.1	1,000以下

資料:「令和2年度環境中ダイオキシン類調査結果」(新潟市環境部環境対策課)

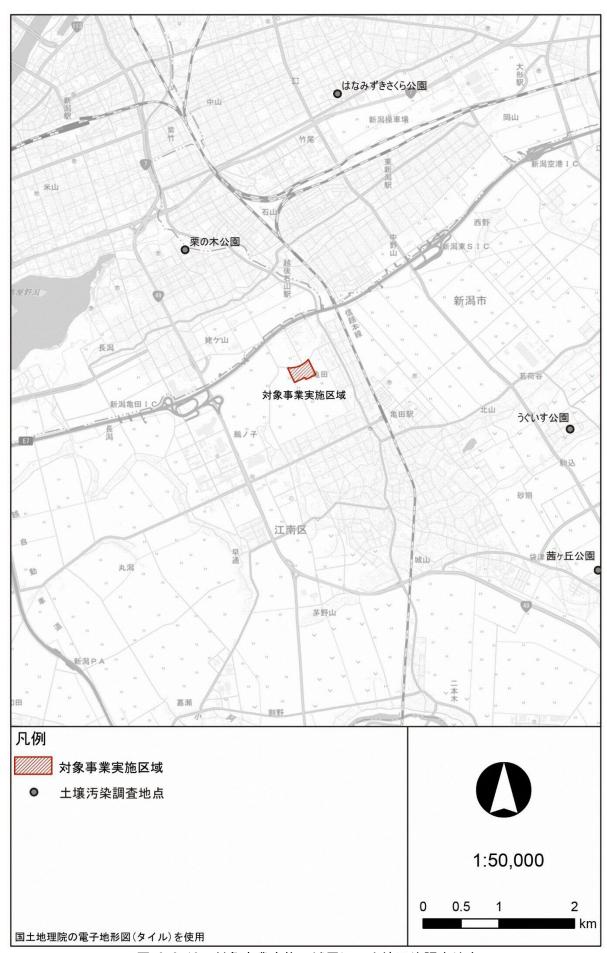


図 3.2.18 対象事業実施区域周辺の土壌汚染調査地点

2) 対象事業実施区域における土壌汚染の状況

対象事業実施区域において、土壌汚染対策法に基づき、区域東側の土壌調査を令和3年度に実施しており、その結果を7.8.1 5)調査結果に示す。

なお、建設用地北側の一部が旧施設建設前に埋立地として利用されており、表 3.2.28 (1) \sim (3) に示す通り、過去にボーリング調査において廃棄物の埋設を確認している。ボーリング調査の位置は図 3.2.19 に示す。

表 3.2.28(1) ボーリング調査結果(昭和48年度)(1/2)

	-	2. 20 (1)		ング調査結り	M 40 千皮) 果	. , ,										
調査	rit la	地盤高	深度			7水位										
年度	地点	TPm	m	土質名	GL-m	TPm										
			0.00~0.30	表土												
	NT 1	0.04	0.30~1.10	粘性土	0.00	0.04										
	No. 1	-0. 24	1.10~3.70	腐植土	0.60	-0.84										
			3.70~20.45	中砂												
			0.00~0.30	表土												
			0.30~1.10	粘性土												
	No 9	-0. 18	1. 10~3. 50	腐植土	0.40	-0.59										
	No. 2	-0.18	3.50~10.90	中砂	0.40	-0.58										
			10.90~14.50	砂礫												
			14.50~20.45	中砂												
		-0. 18	0.00~0.30	表土												
	No. 3		0.30~0.90	粘性土	0.40	-0.59										
	NO. 5	-0.18	0.90~3.40	腐植土	0.40	-0. 58										
			3.40~20.45	中砂												
			0.00~0.30	表土												
	N - 4	0.10	0.30~0.80 粘性土		0.40	0.59										
S. 48	No. 4	-0. 12	-0. 12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	-0.12	0.80~3.20	腐植土	0.40	-0.52
			3. 20~20. 45	中砂												
				0.00~0.30	耕作土											
	No. 5	-0. 10	0.30~0.80	粘性土	0.40	-0.50										
	NO. 5	-0.10	0.80~3.40	腐植土	0.40	-0.50										
			3.40~20.45	中砂												
			0.00~0.30	表土												
	No. 6	-0. 17	0.30~0.90	粘性土	0.40	-0.57										
	NO. 0	-0.17	0.90~3.40	腐植土	0.40	-0.57										
			3.40~20.45	中砂												
			0.00~0.60	耕作土												
	No. 7	-0.18	0.80~3.30	腐植土	0.60	-0.78										
			3.40~20.45	中砂												
			0.00~0.10	耕作土												
	Ma O	_0_12	0.10~0.40	粘性土	0.40	_0 52										
	No. 8	To. 8 -0. 13	0.40~3.40	腐植土	0.40	-0. 53										
			3.40~20.45	中砂												

表 3.2.28(1) ボーリング調査結果(昭和 48 年度)(2/2)

調木			ボー!	リング調査結果				
調査年度	地点	地盤高	深度	土質名	孔内水位			
中反	地点	TPm	m	上 貝石	GL-m	TPm		
			0.00~0.50	表土				
	No. 9	-0.10	0.50~3.60	腐植土	0.40	-0.50		
			3.60~20.45	中砂				
	S. 48 No. 10	-0.06	0.00~0.30	表土		_		
S. 48			0.30~3.40	粘性土 混じり腐植土	0. 40	-0. 46		
			3. 40~20. 45	中砂				
			0.00~2.30	埋土 (ごみ)				
	No. 11	o. 11 -0. 11	0.80~4.30	腐植土	1.00	-1. 11		
			3.40~20.45	中砂				

資料:「昭和48年度ごみ処理場建設工事地質調査」

表 3.2.28(2) ボーリング調査結果 (平成5年度)

調士	ボーリング調査結果								
調査年度	地点	地盤高	深度	土質名	孔内水位				
十及	地点	TPm	m	上 貝石	GL-m	TPm			
			0.00~0.35	盛土					
No. A		0.35~3.70	盛土(ごみ)	1					
	No. A	0.92	3. 70~4. 60	シルト質粘土	3. 05	-2. 13			
			4.60~6.10	腐植土					
Н. 5			6. 10~30. 45	砂質土					
п. э			0.00~1.50	盛土					
			1.50~3.65	盛土 (ごみ)					
	No. B	. В 0. 78	3.65~4.60	シルト質粘土	2.90	-2. 12			
			4.60~5.70	腐植土					
			5. 70~30. 45	砂質土					

注:出典資料のまま記載

資料:「平成5年度建築2号 亀田焼却場更新事業に伴うごみ処理施設建設工事」

表 3.2.28(3) ボーリング調査結果(令和2年度)

	衣 3. 2. 20(3) 小一 リング調査和未(中和 2 千度)										
調木			ボーリ	ング調査結果							
調査年度	地点	地盤高	深度	土質名	孔内	水位					
十及	坦点	TPm	m	上貝石	GL-m	TPm					
			0.00~2.15	盛土							
	No. 1	0.45	2.15~4.30	腐植土	2.00	-1.55					
			4.30~35.45	砂質土							
	No. 2	1. 20	0.00~3.00	盛土 (ごみ)	2, 50	-1. 30					
R. 2	NO. 2	1. 20	3.00~5.00	粘性土	2. 50	-1. 50					
	No. 3	1. 60	0.00~4.70	盛土 (ごみ)	2, 90	-1. 30					
	NO. 3	1.00	4.70~5.00	細砂	2. 90	-1. 50					
	No. 4	0. 89	0.00~4.20	盛土 (ごみ)	2, 45	-1. 56					
	NO. 4	0. 69	4.20~5.00	粘性土	2.4 9	-1. 50					

資料:「令和2年度新焼却施設整備に係る地質調査業務委託」

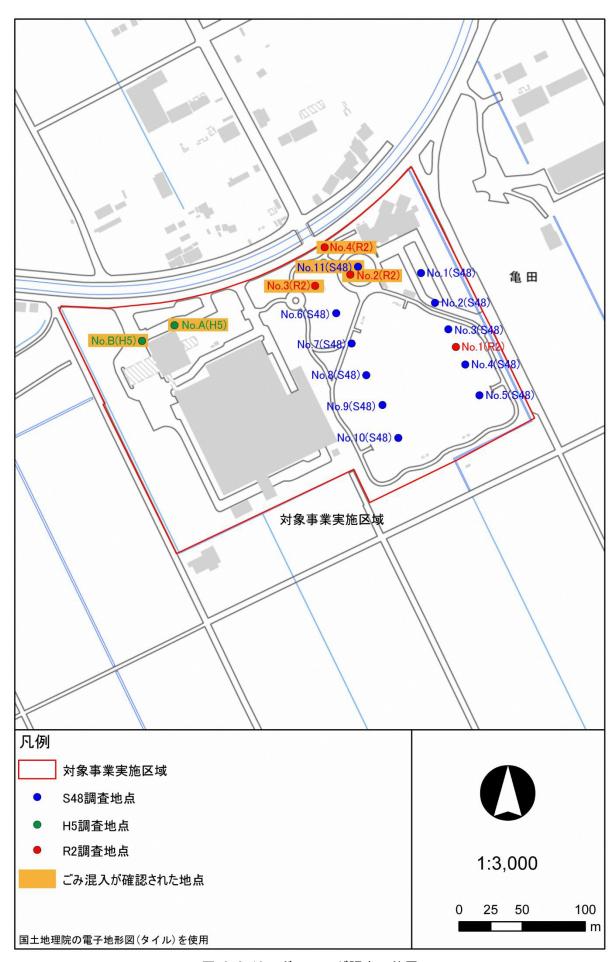


図 3.2.19 ボーリング調査の位置

(3) 地盤沈下の状況

「新潟平野の地盤沈下」(令和5年3月 新潟県環境局)によると、平成30年度~令和4年度までの5年間における累積沈下量の最大値は、新潟市北区松浜町で6.9cmであった。 対象事業実施区域周辺における地盤変動図を図3.2.20に示す。対象事業実施区域は、平成30年~令和4年までの5年間の地盤変動が-20mm~-40mmの地域に位置している。なお、現施設において地下水の揚水等は行っていない。

(4) 公害苦情の発生状況

「新潟市の環境資料編(令和3年度データ集)」(令和5年3月 新潟市環境部環境政策課)によると、令和3年度において、新潟市では土壌汚染及び地盤沈下に対する公害苦情はそれぞれ1件ずつ発生していた。

3.2.4 地形に関する状況

(1) 地形

「20万分の1土地分類基本調査 地形分類図」(昭和43年 国土交通省)による、対象 事業実施区域周辺における地形を図3.2.21 に示す。対象事業実施区域は三角州性低地に 位置している。

(2) 重要な地形

「日本の地形レッドデータブック 第1集」(平成12年12月 小泉武栄、青木賢人)、及び「日本の地形レッドデータブック 第2集」(平成14年3月 小泉武栄、青木賢人)によると、対象事業実施区域周辺には重要な地形は分布していない。

3.2.5 地質に関する状況

(1) 対象事業実施区域周辺における地質の状況

「20 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図」(昭和 42 年 国土交通省)による、対象 事業実施区域周辺における表層地質を図 3. 2. 22 に示す。対象事業実施区域は泥・砂(三角 洲性堆積物)に位置している。

また、「新潟県の活断層と日本海東部の「ひずみ集中帯」について」(新潟県ホームページ)によると、対象事業実施区域に活断層は存在していない。

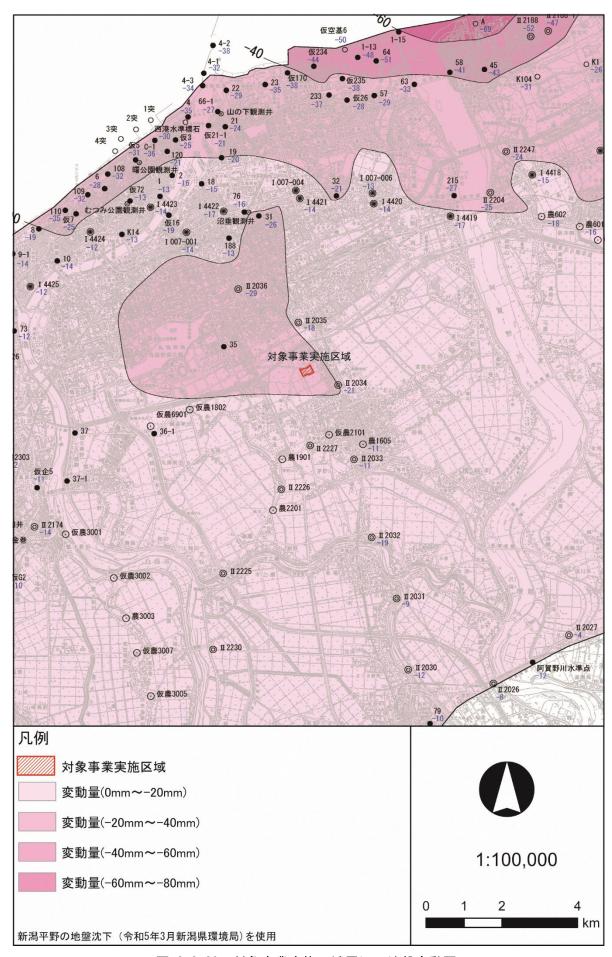


図 3.2.20 対象事業実施区域周辺の地盤変動図



図 3.2.21 対象事業実施区域周辺の地形分類図



図 3.2.22 対象事業実施区域周辺の表層地質図

3.2.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

1) 重要な種

① 文献調査

「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成 22 年 3 月 新潟市)において、新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種を表 3.2.29 に示す。

哺乳類1種、鳥類42種、両生類9種、淡水魚類22種、大型水生甲殻類7種、昆虫類59種、陸・淡水産貝類30種の重要な動物種の生息が確認されている。

表 3.2.29 重要な動物種の一覧 (1/4)

番号	網名	科名	種名		選定基準						
留万	稍石	件名	性名 性名	1	2	3	4	(5)			
1	哺乳類	モグラ科	エチゴモグラ			EN	VU	VU			
2	鳥類	カモ科	サカツラガン			DD	VU	VU			
3	鳥類	カモ科	ヒシクイ	天		VU	NT	NT			
4	鳥類	カモ科	マガン	天		NT	NT	NT			
5	鳥類	カモ科	ハクガン			CR	VU	VU			
6	鳥類	カモ科	シジュウカラガン		国内	CR	VU	VU			
7	鳥類	カモ科	コクガン	天		VU	NT	NT			
8	鳥類	カモ科	ヨシガモ				NT	NT			
9	鳥類	カモ科	トモエガモ			VU	NT	NT			
10	鳥類	カモ科	シノリガモ				NT	NT			
11	鳥類	カモ科	ホオジロガモ				NT	NT			
12	鳥類	ウ科	ウミウ				NT	NT			
13	鳥類	サギ科	オオヨシゴイ			CR	VU	VU			
14	鳥類	サギ科	ミゾゴイ			VU	VU	VU			
15	鳥類	サギ科	チュウサギ			NT	NT	NT			
16	鳥類	クイナ科	ヒクイナ			NT	EN	VU			
17	鳥類	ヨタカ科	ヨタカ			NT	NT	NT			
18	鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT	NT			
19	鳥類	シギ科	オオジシギ			NT	VU	NT			
20	鳥類	シギ科	ホウロクシギ			VU	NT	NT			
21	鳥類	シギ科	アカアシシギ			VU	NT	NT			
22	鳥類	シギ科	ヘラシギ		国内	CR	VU	NT			
23	鳥類	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	NT	NT			
24	鳥類	カモメ科	コアジサシ			VU	NT	NT			
25	鳥類	ミサゴ科	ミサゴ			NT	NT	NT			
26	鳥類	タカ科	ハチクマ			NT	NT	NT			
27	鳥類	タカ科	オジロワシ	天	国内	VU	EN	EN			
28	鳥類	タカ科	オオワシ	天	国内	VU	EN	EN			
29	鳥類	タカ科	チュウヒ		国内	EN	NT	NT			
30	鳥類	タカ科	ツミ				NT	NT			
31	鳥類	タカ科	ハイタカ			NT	NT	NT			
32	鳥類	タカ科	オオタカ			NT	NT	VU			
33	鳥類	フクロウ科	オオコノハズク				NT	NT			
34	鳥類	フクロウ科	コノハズク				NT	NT			
35	鳥類	フクロウ科	アオバズク				NT	NT			
36	鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT	NT			
37	鳥類	サンショウクイ科	サンショウクイ		1	VU	NT	NT			
38	鳥類	カササギヒタキ科	サンコウチョウ			-		NT			
39	鳥類	モズ科	チゴモズ			CR	VU	VU			
40	鳥類	モズ科	アカモズ			EN	EN	VU			
41	鳥類	ヒタキ科	コサメビタキ				NT	NT			
42	鳥類	ホオジロ科	ノジコ			NT	NT	NT			
43	鳥類	ホオジロ科	コジュリン			VU	VU	NT			
44	両生類	イモリ科	アカハライモリ			NT	NT	EN			
45	両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル			111	NT	EN			

表 3.2.29 重要な動物種の一覧 (2/4)

		7 0.2.20		選定基準				
番号	網名	科名	種名	(<u>1</u>)	(2)	3	(4)	(5)
46	両生類	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	VU	EN
47	両生類	アカガエル科	トノサマガエル			NT	VU	VU
48	両生類	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ			NT	NT	NT
49	両生類	サンショウウオ科	クロサンショウウオ			NT	NT	NT
50	両生類	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ				NT	NT
51	両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				NT	NT
52	両生類	アオガエル科	モリアオガエル				NT	NT
53	淡水魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			VU	NT	VU
54	淡水魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ			VU	VU	VU
55	淡水魚類	ウナギ科	ウナギ			EN	VU	NT
56	淡水魚類	コイ科	ヤリタナゴ			NT	NT	NT
57	淡水魚類	コイ科	アカヒレタビラ			EN		NT
58	淡水魚類	コイ科	ゼニタナゴ			CR	EX	EX
59	淡水魚類	コイ科	アブラハヤ					LP
60	淡水魚類	コイ科	マルタ			DM	3777	NT
61 62	淡水魚類 淡水魚類	コイ科	ウケクチウグイ ホトケドジョウ			EN	VU	NT VU
63	淡水魚類	フクドジョウ科 アカザ科	アカザ			EN VU	VU NT	NT
64	淡水魚類	キュウリウオ科	ワカサギ			VU	NT	NT NT
65	淡水魚類	サケ科	サクラマス(ヤマメ)			NT	NT	NT
66	淡水魚類	トゲウオ科	イトヨ日本海型			LP	EN	EN
67	淡水魚類	トゲウオ科	イバラトミヨ			LP	EN	EX
68	淡水魚類	メダカ科	メダカ北日本集団			VU	NT	NT
69	淡水魚類	カジカ科	カマキリ			VU	NT	NT
70	淡水魚類	カジカ科	カジカ中卵型			EN	VU	NT
71	淡水魚類	カジカ科	カジカ大卵型			NT	NT	NT
72	淡水魚類	ハゼ科	ミミズハゼ					NT
73	淡水魚類	ハゼ科	シロウオ			VU	VU	NT
74	淡水魚類	ハゼ科	ルリヨシノボリ					NT
75	大型水生甲殼類	ヌマエビ科	ミズレヌマエビ					NT
76	大型水生甲殼類	ヌマエビ科	ヌカエビ				VU	NT
77	大型水生甲殼類	テナガエビ科	テナガエビ				NT	NT
78	大型水生甲殼類	テナガエビ科	スジエビ				NT	NT
79	大型水生甲殼類	サワガニ科	サワガニ					NT
80	大型水生甲殼類	ベンケイガニ科	クロベンケイガニ				NT	NT
81	大型水生甲殼類	ベンケイガニ科	アカテガニ				NT	NT
82	昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	VU	EN
83	昆虫類	イトトンボ科	オオセスジイトトンボ			EN	EN	EN
84	昆虫類	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EN	EN
85 oc	昆虫類	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EN
86	昆虫類	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	EN
87	昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	NT	NT
88 89	昆虫類 昆虫類	ヤンマ科 ヤンマ科	マダラヤンマ カトリヤンマ			NT	VU VU	VU EN
90	昆虫類 昆虫類	サナエトンボ科	オナガサナエ			+	٧U	NT
91	昆虫類	サナエトンボ科	ホンサナエ		-	+	VU	VU
92	昆虫類	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ	-	-	VU	NT	NT
93	昆虫類	サナエトンボ科	メガネサナエ			VU	EN	EN
94	昆虫類	エゾトンボ科	トラフトンボ				NT	NT
95	昆虫類	トンボ科	ベッコウトンボ			CR	EX	EX
96	昆虫類	トンボ科	オオキトンボ		t	EN	EN	EN
97	昆虫類	カマキリ科	ヒナカマキリ					LP
98	昆虫類	カマキリ科	ハラビロカマキリ				NT	NT
99	昆虫類	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD		NT
100	昆虫類	キリギリス科	オオクサキリ				NT	NT

表 3.2.29 重要な動物種の一覧 (3/4)

		双 0.2.20	里安は助物性の一見(3	選定基準				
番号	網名	科名	種名	(1)	(2)	3	<u>(4)</u>	(5)
101	昆虫類	キリギリス科	カヤキリ				NT	NT
102	昆虫類	マツムシ科	マツムシ				111	LP
103	昆虫類	コオロギ科	クマコオロギ					LP
104	昆虫類	コオロギ科	クマスズムシ					LP
105	昆虫類	ヒバリモドキ科	ナギサスズ					LP
106	昆虫類	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR		EN
107	昆虫類	バッタ科	ヤマトバッタ					NT
108	昆虫類	セミ科	ハルゼミ				NT	NT
109	昆虫類	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ			NT	VU	VU
110	昆虫類	ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ				NT	NT
111	昆虫類	アメンボ科	ババアメンボ			NT	NT	NT
112	昆虫類	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	NT	NT
113	昆虫類	コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	NT
114	昆虫類	コオイムシ科	タガメ			VU	EN	EN
115	昆虫類	タイコウチ科	タイコウチ				EN	EN
116	昆虫類	セセリチョウ科	ホソバセセリ				NT	VU
117	昆虫類	タテハチョウ科	ホシミスジ				NT	VU
118	昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	NT	VU
119	昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	NT	NT
120	昆虫類	ツトガ科	ムナカタミズメイガ			NT	NT	VU
121	昆虫類	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク				NT	LP
122	昆虫類	シャクガ科	カバシタムクゲエダシャク			CR	EN	EN
123	昆虫類	ヤママユガ科	シンジュサン				LP	LP
124	昆虫類	ヤガ科	ハマヤガ			NT	NT	NT
125	昆虫類	ヤガ科	ヤヒコカラスヨトウ				NT	NT
126	昆虫類	ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT	NT
127	昆虫類	ヤガ科	フシキキシタバ				LP	LP
128	昆虫類	ヤガ科	アオモンギンセダカモクメ			NT	NT	NT
129	昆虫類	ヤガ科	イチモジヒメヨトウ			VU	NT	NT
130	昆虫類	オサムシ科	アカガネオサムシ				NT	NT
131	昆虫類	オサムシ科	マークオサムシ			VU	EN	EN
132	昆虫類	オサムシ科	エチゴトックリゴミムシ			NT	NT	NT
133	昆虫類	オサムシ科	オオヒョウタンゴミムシ			NT	LP	LP
134	昆虫類	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			VU	NT	NT
135	昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	NT	NT
136	昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ			VU	NT	NT
137	昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ			VU	NT	NT
138	昆虫類	ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	EN	EN
139	昆虫類	ガムシ科	エゾコガムシ			NT	NT	NT
140	昆虫類	ハムシ科	オオルリハムシ			NT	NT	NT
141	陸・淡水産貝類	タニシ科	マルタニシ			VU	NT	NT
142	陸・淡水産貝類	タニシ科	オオタニシ			NT		NT
143	陸・淡水産貝類	イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ			NT	NT	VU
144	陸・淡水産貝類	エゾマメタニシ科	マメタニシ			CR	NT	EN
145	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU		NT
146	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD		NT
147	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	NT
148	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ					NT
149	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	NT	NT
150	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	カワネジガイ			CR	EN	EN
151	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ			CR+EN	EN	EN
152	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		NT
153	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	EN
154	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ			NT		NT
155	陸・淡水産貝類	イシガイ科	カラスガイ			EN	NT	VU
				•				

表 3.2.29 重要な動物種の一覧(4/4)

7E 17	अल ह	T) 72	14. 6			選定基準		
番号	網名	科名	種名	1	2	3	4	5
156	陸・淡水産貝類	イシガイ科	マツカサガイ			NT	NT	EN
157	陸・淡水産貝類	シジミ科	マシジミ			VU	NT	VU
158	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ハイイロマメシジミ					VU
159	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ウエジマメシジミ					VU
160	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	アッケシマメシジミ					VU
161	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	スナガイ			NT		EN
162	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ			VU	VU	EN
163	陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ					EN
164	陸・淡水産貝類	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU	EN
165	陸・淡水産貝類	ナタネガイ科	ハリマナタネ					VU
166	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ			DD		NT
167	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ			DD		NT
168	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	オオウエキビ			DD		NT
169	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			NT		NT
170	陸・淡水産貝類	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ			NT	NT	NT

注:重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③環境省レッドリスト 2020

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

④昆虫類及び陸・淡水産貝類はレッドデータブックにいがた、その他は新潟県第2次レッドリスト、

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-

EX:絶滅、EW:野生絶滅、EN:絶滅危惧 I 類、VU:絶滅危惧 II類、NT:準絶滅危惧、LP:地域個体群

資料:「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成22年3月 新潟市)

② 現地調査

文献調査の補足として、表 3.2.30 に示す内容により、対象事業実施区域内の現地調査 を実施した。現地調査結果を表 3.2.31 及び表 3.2.32 に示す。

現地調査の結果、哺乳類1種、鳥類14種、両生類1種、爬虫類1種、昆虫類46種、その他の動物4種の合計67種が確認された。このうち、重要な種としてはコサメビタキが確認されたが、本種の生態と現地での確認状況から、渡り途中の個体であると考えられた。また、対象事業実施区域は、旧施設の跡地であり、現在は田舟の里運動公園として、温浴施設、遊歩道、グラウンド、芝地、並木が整備されている土地であり、重要な種の生息に適した環境はみられなかった。

表 3.2.30 現地調査の内容

分類群	調査手法	調査日時
哺乳類	目撃法、フィールドサイン法	令和2年9月29日(火)
鳥類	スポットセンサス法(2 地点×30 分)	令和2年9月17日(木)
両生類	目撃法	令和2年9月29日(火)
は虫類	目撃法	令和2年9月29日(火)
昆虫類	任意採集法、目撃法、鳴き声による確認	令和2年9月29日(火)
その他の動物 (クモ類、陸産貝類等)	目撃法、任意採集法	令和2年9月29日(火)

表 3.2.31 現地調査結果 (概要)

分類群	確認種数	重要な種の数
哺乳類	1	0
鳥類	14	1 ^注
両生類	1	0
爬虫類	1	0
昆虫類	46	0
その他の動物	4	0
合計	67	1

注:確認された重要な種は、コサメビタキ(「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」及び「新潟県第2次レッドリスト」において準絶滅危惧種に該当)であり、本種の生態と現地での確認 状況から、渡り途中の個体であると考えられた。

表 3.2.32 現地調査結果(確認種一覧)(1/2)

V 455 mW		科名	任力	重要な種の選定基準						
分類群	目名		種名	1	2	3	4	(5)		
哺乳類	モグラ目	モグラ科	モグラ科の一種							
両生類	無尾目	アマガエル科	ニホンアマガエル							
爬虫類	有鱗目	ナミヘビ科	シマヘビ							
鳥類	ハト目	ハト科	キジバト							
			カワラバト(ドバト)							
	ペリカン目	サギ科	ダイサギ							
	タカ目	タカ科	トビ							
	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ							
	スズメ目	モズ科	モズ							
		カラス科	ハシボソガラス							
			ハシブトガラス							
		ヒヨドリ科	ヒヨドリ							
		ムクドリ科	ムクドリ							
		ヒタキ科	コサメビタキ				NT			
		スズメ科	スズメ							
		セキレイ科	ハクセキレイ							
		アトリ科	カワラヒワ							
昆虫類	トンボ目	トンボ科	アキアカネ							
			ノシメトンボ							
	バッタ目	ツユムシ科	サトクダマキモドキ							
		キリギリス科	ハヤシノウマオイ							
		ケラ科	ケラ							
		コオロギ科	ハラオカメコオロギ							
			エンマコオロギ							
			ツヅレサセコオロギ							
		カネタタキ科	カネタタキ							
		バッタ科	ショウリョウバッタ							
			クルマバッタモドキ							
		オンブバッタ科	オンブバッタ							
		ヒシバッタ科	ヒシバッタ属の一種							

表 3.2.32 現地調査結果(確認種一覧)(2/2)

分類群	目名	科名	種名	重	要な	種の選	建定基	準
分類群	日名		性名	1	2	3	4	(5)
昆虫類	カメムシ目	オオホシカメムシ科	ヒメホシカメムシ					
		ヘリカメムシ科	ホソハリカメムシ					
		カメムシ科	アオクサカメムシ					
	アミメカゲロウ目	クサカゲロウ科	クサカゲロウ科の一種					
	チョウ目	セセリチョウ科	イチモンジセセリ					
		シジミチョウ科	ツバメシジミ					
			ベニシジミ					
			ヤマトシジミ本土亜種					
		タテハチョウ科	アサギマダラ					
		アゲハチョウ科	アゲハ					
		シロチョウ科	モンキチョウ					
			キタキチョウ					
			モンシロチョウ					
		ツトガ科	マエアカスカシノメイガ					
		ヤガ科	ツメクサガ					
	ハエ目	力科	ヒトスジシマカ					
		ミズアブ科	コウカアブ					
		ハナアブ科	ホソヒラタアブ					
			ホソヒメヒラタアブ					
		ベッコウバエ科	ベッコウバエ					
		クロバエ科	キンバエ属の一種					
	コウチュウ目	シデムシ科	オオヒラタシデムシ					
		コメツキムシ科	サビキコリ					
		テントウムシ科	ナナホシテントウ					
			ナミテントウ					
		ハムシ科	クロウリハムシ					
	ハチ目	アリ科	クロヤマアリ					
		スズメバチ科	コアシナガバチ					
			コガタスズメバチ					
			クロスズメバチ					
		ヒメハナバチ科	ヒメハナバチ科の一種					
		ミツバチ科	セイヨウミツバチ					
			トラマルハナバチ本土亜種					
その他の	クモ目	ヒメグモ科	オナガグモ					
動物		アシナガグモ科	ジョロウグモ					
		タナグモ科	コクサグモ					
		ハエトリグモ科	オスクロハエトリ					1

注:重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③環境省レッドリスト 2020
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ④新潟県第2次レッドリスト
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
- ⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-
 - EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、EN: 絶滅危惧 I 類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、LP: 地域個体群

2) 集団繁殖地の分布

「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)、「新潟県の文化財一覧」(新潟県観光文化スポーツ部文化課)及び「記念物」(新潟市文化スポーツ部歴史文化課ホームページ)によると、対象事業実施区域周辺で、特別天然記念物・天然記念物に指定されている集団繁殖地はない。

3) 越冬地の分布

対象事業実施区域から北西約 4km の位置に、ハクチョウ類・ガンカモ類などの越冬地であり、「モニタリングサイト 1000」(環境省)に設定されている鳥屋野潟がある。「2022 年度モニタリングサイト 1000 ガンカモ類調査 2021/22 年調査報告書」(環境省自然環境局生物多様性センター)によると、鳥屋野潟において確認されたガンカモ類の全種を合計した最大個体数は 13,351 羽であった。

(2) 植物

- 1) 重要な種
- ① 文献調査

「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成 22 年 3 月 新潟市)において、新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種を表 3.2.33 に示す。

188種の重要な維管束植物種の生息が確認された。

表 3.2.33 重要な植物種の一覧 (1/4)

番号	科名	種名		選定基準					
宙 厅	竹石	(里)	1	2	3	4	5		
1	イワヒバ科	ヒモカズラ				VU	VU		
2	ミズニラ科	ミズニラ			NT	EN	EN		
3	トクサ科	イヌドクサ				NT	NT		
4	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ				EN	EN		
5	ウラジロ科	ウラジロ デンジソウ			3711	NT	NT		
6 7	デンジソウ科 サンショウモ科	オオアカウキクサ			VU EN	EW EN	EW EW		
8	サンショウモ科	サンショウモ			VU	VU	VU		
9	イノモトソウ科	ミズワラビ			70	NT	NT		
10	イノモトソウ科	タチシノブ				VU	VU		
11	イノモトソウ科	イノモトソウ				VU	VU		
12	イノモトソウ科	オオバノハチジョウシダ				NT	NT		
13	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ				LP	LP		
14	ヒメシダ科	ハシゴシダ				VU	VU		
15	ヌリワラビ科	ヌリワラビ					LP		
16	メシダ科	タニイヌワラビ				VU	VU		
17	オシダ科	ツルデンダ				NT	NT		
18	オシダ科	イノデモドキ		<u> </u>		VU	VU		
19	オシダ科	ヒメカナワラビ		<u> </u>		VU	VU		
20	シノブ科	シノブ				EN	EN		
21	ヒノキ科	ハイネズ				VU VU	EN		
22	ジュンサイ科 スイレン科	ジュンサイ オニバス			VU	VU	EN VU		
24	スイレン科	ヒツジグサ			VU	VU	EW		
25	マツブサ科	サネカズラ				VU	VU		
26	ドクダミ科	ハンゲショウ				VU	EN		
27	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				NT	VU		
28	ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ			NT	NT	NT		
29	クスノキ科	ヤマコウバシ				VU	EN		
30	サトイモ科	ヒメザゼンソウ					NT		
31	オモダカ科	サジオモダカ				VU	VU		
32	オモダカ科	マルバオモダカ			VU	EN	EW		
33	オモダカ科	アギナシ			NT	NT	EN		
34	オモダカ科	ウリカワ				VU	EN		
35	トチカガミ科	スブタ			VU	VU	EW		
36	トチカガミ科	クロモ			NT	VU VU	VU		
37	トチカガミ科 トチカガミ科	トチカガミ イトトリゲモ			NT NT	EN	VU EN		
39		トリゲモ			VU	EN	EW		
40	トチカガミ科 トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	VU	VU		
41	トチカガミ科	コウガイモ			, 0	VU	VU		
42	トチカガミ科	セキショウモ				VU	EN		
43	ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	EW		
44	ヒルムシロ科	エゾヤナギモ				EN	EW		
45	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ	j		VU	EN	EW		
46	ヒルムシロ科	センニンモ				VU	EN		
47	ヒルムシロ科	オヒルムシロ				VU	EN		
48	ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ				VU	EW		
49	ヒルムシロ科	ササバモ				EN	EW		
50	ヒルムシロ科	ヒメオヒルムシロ		<u> </u>		NT	VU		
51	ヒルムシロ科	オオミズヒキモ (カモガワモ)				EN	EN		
52	ヒルムシロ科	アイノコヒルムシロ				N.T.	VU		
53	ユリ科	キバナノアマナ	<u> </u>			NT	NT		
54 55	コリ科	スカシユリ エビネ			NT	NT VU	NT VU		
56	ラン科 ラン科	ギンラン			NT	٧U	NT		
57	ラン科	キンラン			VU	VU	VU		
58	ラン科	クマガイソウ			VU	EN	EW		
59	ラン科	カキラン			10	EIN	NT		
60	ラン科	ミズトンボ			VU	VU	EW		

表 3.2.33 重要な植物種の一覧(2/4)

亚口	表 3. 2. 33 里要な他物種の一覧(2/4) 選定				選定基準	定基準		
番号	科名	種名	1	2	3	4	5	
61	ラン科	ホクリクムヨウラン				VU	VU	
62	ラン科	ミズチドリ				VU	EW	
63	ラン科	イイヌマムカゴ			EN	EN	EN	
64	ラン科	ヒトツボクロ				VU	VU	
65	ラン科	ヒメノヤガラ			VU	LP	LP	
66	ラン科	トケンラン			VU	EN	EN	
67	アヤメ科 アヤメ科	ヒオウギ ノハナショウブ				LP	EN NT	
68 69	アヤメ科	カキツバタ			NT	VU	VU	
70	クサスギカズラ科	ヒメイズイ			111	VU	VU	
71	クサスギカズラ科	オモト				NT	NT	
72	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	VU	VU	
73	ガマ科	ミクリ			NT	NT	NT	
74	ガマ科	ヤマトミクリ			NT	VU	EN	
75	ガマ科	ナガエミクリ			NT	NT	NT	
76	カヤツリグサ科	シラスゲ				LP	VU	
77	カヤツリグサ科	ムジナスゲ				LP	EW	
78	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ				NT	NT	
79	カヤツリグサ科	ミコシガヤ		<u> </u>		VU	VU	
80	カヤツリグサ科 カヤツリグサ科	アワボスゲ ツルスゲ				VU	EN	
81 82	カヤツリグサ科	オニナルコスゲ				EW VU	EW VU	
83	カヤツリグサ科	ヒナガヤツリ				٧U	NT	
84	カヤツリグサ科	スジヌマハリイ			VU	VU	EN	
85	カヤツリグサ科	クロテンツキ			10	***	EN	
86	カヤツリグサ科	アオテンツキ					NT	
87	カヤツリグサ科	ビロードテンツキ				VU	VU	
88	カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ					NT	
89	カヤツリグサ科	ヒメホタルイ				VU	EN	
90	カヤツリグサ科	ツルアブラガヤ				NT	NT	
91	イネ科	カモノハシ				VU	EN	
92	イネ科	アイアシ				VU	VU	
93	マツモ科	マツモ				VU	VU	
94 95	メギ科 キンポウゲ科	サンカヨウ フクジュソウ				VU	EN EN	
96	キンポウゲ科	オオミスミソウ				LP	NT	
97	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	VU	VU	
98	ユキノシタ科	ハルユキノシタ			111	VU	VU	
99	タコノアシ科	タコノアシ			NT	VU	VU	
100	アリノトウグサ科	オグラノフサモ			VU	VU	EW	
101	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ				VU	EN	
102	アリノトウグサ科	タチモ			NT	VU	EN	
103	マメ科	マルバハギ				NT	NT	
104	マメ科	イヌハギ			VU	VU	VU	
105	バラ科	ズミ		<u> </u>		377 7	EN	
106	_ バラ科 _ バラ科	カワラサイコ ハマナス		-		VU VU	EN VU	
107	バラ科	フユイチゴ		-		LP	LP	
108	バラ科	ミヤマフユイチゴ		 		LP	LP	
110	バラ科	サナギイチゴ			VU	VU	VU	
111	バラ科	ワレモコウ				VU	EN	
112	バラ科	アイズシモツケ				VU	VU	
113	ブナ科	スダジイ				LP	LP	
114	ブナ科	アカガシ				LP	LP	
115	ブナ科	ウラジロガシ					LP	
116	ニシキギ科	ニシキギ				NT	NT	
117	ヤナギ科	ジャヤナギ				LP	LP	
118	スミレ科	テリハタチツボスミレ					NT	
119	スミレ科	イソスミレ			VU	VU	EN	
120	スミレ科	ヒカゲスミレ				VU	VU	

表 3.2.33 重要な植物種の一覧 (3/4)

			選定基準				
番号	科名	種名	(1)	2	3	(4)	(5)
121	オトギリソウ科	トモエソウ				VU	VU
122	ミソハギ科	エゾミソハギ				10	EN
123	ミソハギ科	ミズマツバ			VU	VU	VU
124	ミソハギ科	ヒメビシ			VU	VU	EN
125	アカバナ科	ミズユキノシタ				NT	NT
126	ムクロジ科	カラコギカエデ					LP
127	アブラナ科	ハマハタザオ					NT
128	アブラナ科	ミズタガラシ				EN	EN
129	アブラナ科	オオユリワサビ				VU	VU
130	オオバヤドリギ科	マツグミ				VU	EN
131	タデ科	ナガバノウナギツカミ			NT	EN	EN
132	タデ科	サデクサ				VU	VU
133	タデ科	ヌカボタデ			VU	VU	VU
134	タデ科	ノダイオウ			VU	VU	VU
135	ナデシコ科	ハマハコベ				VU	VU
136	ハマミズナ科	ツルナ				VU	VU
137	アジサイ科	クサアジサイ				LP	LP
138	サクラソウ科	カラタチバナ				VU	VU
139	サクラソウ科	ヤナギトラノオ				EN	EN
140	サクラソウ科	ハイハマボッス			NT	VU	VU
141	アカネ科	キクムグラ				LP	LP
142	リンドウ科	アケボノソウ					VU
143	キョウチクトウ科	スズサイコ			NT	VU	EN
144	キョウチクトウ科	バシクルモン			VU	EN	EN
145	ナス科	マルバノホロシ				LP	LP
146	ムラサキ科	ホタルカズラ				VU	VU
147	ムラサキ科	スナビキソウ				NT	NT
148	オオバコ科	アワゴケ					NT
149	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	EN	EN
150	オオバコ科	サワトウガラシ				NT	NT
151	オオバコ科	アブノメ				VU	VU
152	オオバコ科	オオアブノメ			VU	VU	VU
153	オオバコ科	キクモ					NT
154	オオバコ科	エゾオオバコ				NT	NT
155	オオバコ科	トウオオバコ				NT	NT
156	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	EN	EW
157	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	VU	EN
158	オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT	NT
159	ゴマノハグサ科	エチゴトラノオ				NT	NT
160	アゼナ科	アゼナ					NT
161	アゼナ科	ウリクサ					NT
162	シソ科	シソバタツナミ					EN
163	シソ科	ナミキソウ				NT	EN
164	シソ科	ハマゴウ				NT	NT
165	ハマウツボ科	オオナンバンギセル				NT	VU
166	ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	VU	VU
167	ハマウツボ科	キヨスミウツボ				VU	VU
168	ハマウツボ科	ヒキヨモギ					VU
169	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU	VU
170	タヌキモ科	タヌキモ			NT	VU	VU
171	モチノキ科	モチノキ				LP	LP
172	モチノキ科	ミヤマウメモドキ					EN
173	キキョウ科	サワギキョウ				VU	EW
174	ミツガシワ科	ミツガシワ				VU	EW
175	ミツガシワ科	ガガブタ			NT	VU	EN
176	ミツガシワ科	アサザ			NT	VU	EN
177	キク科	シロヨモギ				EN	EN
178	キク科	タカアザミ				NT	NT
170	キク科	カセンソウ				NT	NT
179	1 / 11	7				111	111

表 3.2.33 重要な植物種の一覧 (4/4)

巫口	亚口 10万 任力		選定基準				
番号	科名	種名	1	2	3	4	5
181	キク科	サワギク				NT	NT
182	キク科	サワオグルマ					NT
183	セリ科	ホタルサイコ				NT	NT
184	セリ科	ツボクサ				LP	LP
185	セリ科	ハマゼリ				VU	VU
186	セリ科	ハマボウフウ					EN
187	スイカズラ科	ナベナ				VU	EN
188	スイカズラ科	オミナエシ				EN	EN

注:重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③環境省レッドリスト 2020

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④新潟県第2次レッドリスト

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、EN: 絶滅危惧 I 類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、LP: 地域個体群

資料:「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成22年3月 新潟市)

② 現地調査

文献調査の補足として、令和2年9月16日(水)に、対象事業実施区域内の現地調査を 実施した。現地調査結果を表3.2.34及び表3.2.35に示す。

現地調査の結果、維管束植物 63 種が確認された。そのうち、重要な種に該当する植物の生育はみられなかった。

表 3.2.34 現地調査結果 (概要)

分類群	確認種数	重要な種の数
維管束植物	63	0

表 3.2.35 現地調査結果(確認種一覧)(1/2)

	利力	種名		重要な種の選定基準				備考
番号			1	2	3	4	5	頒写
1	トクサ科	スギナ						
2	イチョウ科	イチョウ						植栽
3	マツ科	ヒマラヤスギ						植栽
4		アカマツ						植栽
5		クロマツ						植栽
6		コメツガ						植栽
7	ヒノキ科	メタセコイア						植栽
8	ドクダミ科	ドクダミ						
9	モクレン科	ユリノキ						植栽
10	ヤシ科	シュロ						
11	ツユクサ科	ツユクサ						
12	カヤツリグサ科	ハタガヤ						
13		コゴメガヤツリ						
14		カヤツリグサ						
15		スゲ属の一種						
16	イネ科	ギョウギシバ						
17		メヒシバ						
18		オヒシバ						
19		オニウシノケグサ						
20		キンエノコロ						
21		シバ						
22		スズメノカタビラ						
23		イネ科の一種						
24	ブドウ科	ノブドウ						
25	, , , , , ,	ヤブカラシ						
26	マメ科	ヤハズソウ						
27	. 7 11	シロツメクサ						
28		フジ						
29	ニレ科	ケヤキ						植栽
30	アサ科	エノキ						植栽
31	バラ科	オオシマザクラ						植栽
32	7 17 151	シャリンバイ						植栽
33		ナナカマド						植栽
34	ブナ科	マテバシイ						植栽
35	2 7 11	アラカシ						植栽
36		ウバメガシ						植栽
	カバノキ科	イヌシデ						植栽
	カタバミ科	カタバミ						旧水
39	トウダイグサ科	コニシキソウ						
40	ヤナギ科	シダレヤナギ						植栽
41	ムクロジ科	トウカエデ						植栽
42	ナデシコ科	オランダミミナグサ						IE/IX
43	ザクロソウ科	クルマバザクロソウ						
44	スベリヒユ科	スベリヒユ						
45	ツバキ科	ヤブツバキ						植栽
46		サザンカ						植栽
47	アオキ科	アオキ						植栽
48	ツツジ科	サツキ						植栽
48	ノノ ノ 竹 	オオムラサキ (ツツジ(園芸品種))						植栽
50	ヒルガオ科	スペムノリヤ (ノノン(園云印性)) ヒルガオ						但权
90	レルタタ付	L/V/// A		I	<u> </u>	1	l	I

表 3.2.35 現地調査結果 (確認種一覧) (2/2)

五日 利力	任力		/#: #z.							
番号	科名	種名		2	3	4	5	備考		
51	モクセイ科	ヒイラギ						植栽		
52	キク科	ヨモギ								
53		ヒメジョオン								
54		ヒメムカシヨモギ								
55		オオアレチノギク								
56		ブタナ								
57		セイタカアワダチソウ								
58		ノゲシ								
59		タンポポ属の一種								
60	ウコギ科	カクレミノ						植栽		
61	ガマズミ科	サンゴジュ						植栽		
62	スイカズラ科	スイカズラ								
63		ハナゾノツクバネウツギ						植栽		
-	33 科	63 種	2種	1種	1種	1種	1種	_		

- 注:重要な種の選定基準は以下のとおりである。
 - ①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③環境省レッドリスト 2020
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ④新潟県第2次レッドリスト
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD:情報不足
- ⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-
 - EX:絶滅、EW:野生絶滅、EN:絶滅危惧 I 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、LP:地域個体群

2) 植生

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」(平成11年~24年/25年~ 環境省自然環境局生物多様性センター)による、対象事業実施区域周辺の現存植生図とその凡例を図3.2.23に示す。対象事業実施区域周辺には、畑雑草群落、水田雑草群落、市街地、工場地帯が分布している。

3) 特定植物群落

「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(平成12年3月 環境省自然環境局生物多様性センター)によると、対象事業実施区域周辺には特定植物群落は分布していない。

4) 巨樹・巨木

「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木フォローアップ調査報告書」(平成13年3月環境省自然環境局生物多様性センター)による、対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木の分布を図3.2.24に示す。対象事業実施区域には巨樹・巨木は分布していない。対象事業実施区域周辺では、北西約1.4kmにクロマツ、南約1.7kmにケヤキの巨木、タブノキの巨木などが確認されている。

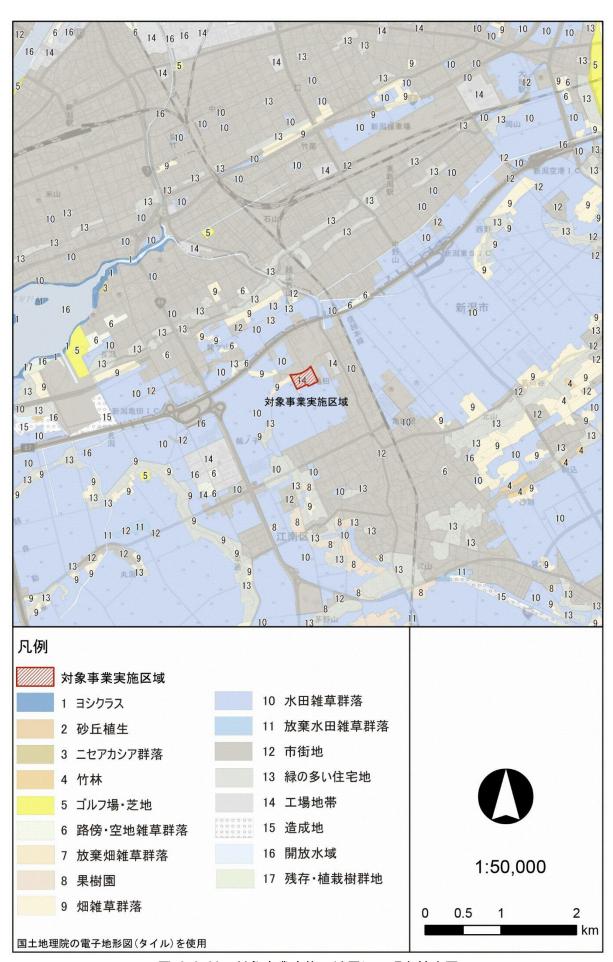


図 3.2.23 対象事業実施区域周辺の現存植生図



図 3.2.24 対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木位置図

3.2.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 主要な眺望点の概況

主要な眺望点の概況の調査結果を表 3.2.36 及び図 3.2.25 に示す。

対象事業実施区域周辺における主要な眺望点は 18 箇所であった。なお、対象事業実施区域内に主要な眺望点は存在しなかった。

区分	番号	眺望点	対象事業実施区域 からの距離
近景	1	大月けやき公園	0.4 km
	2	亀田排水路公園	0.7 km
	3	亀田公園	1.4 km
	4	山二ツ諏訪神社	1.4 km
	5	美の里公園	1.5 km
	6	かわね公園	1.7 km
中景	7	すごぼりの桜並木	1.8 km
	8	栗ノ木川右岸緑地	2.3 km
	9	栗ノ木川左岸緑地	2.3 km
	10	北山池公園	2.3 km
	11	東山公園	2.4 km
	12	亀田農村公園	2.7 km
	13	清五郎ワールドカップ広場	3.5 km
	14	鳥屋野潟公園	3.6 km
遠景	15	西山公園	3.7 km
	16	寺山公園	3.9 km
	17	鳥屋野潟展望台	4.1 km
	18	諏訪神社	4.2 km

表 3.2.36 主要な眺望点

注:近景は 0.5km 未満、中景は 0.5km~3.0km 程度、遠景は 3.0km~5.0km とした。

資料:「にいがた観光ナビ」(公益社団法人新潟県観光協会ホームページ)

「レジャー・公園」(新潟市ホームページ)

「都市公園データ」(国土交通省国土数値情報ホームページ)

「県内神社一覧」(新潟県神社庁ホームページ)

(2) 景観資源の状況

景観資源の概況の調査結果を図3.2.26に示す。

自然景観資源としては、「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和61~62年 環境庁)によると、対象事業実施区域周辺には鳥屋野潟、清五郎潟、北山池、稚児池、新潟砂丘II、新潟砂丘IIの7箇所が分布していた。ただし、稚児池は埋め立てられ、西山公園として整備された。

都市景観資源としては、「第1回~第4回新潟市都市景観賞」(新潟市都市整備局開発建築部街づくり推進課)において、都市景観大賞として第1回で「萬代橋」、第2回で「新潟県政記念館」、第3回で「新潟市芸術文化会館」が選定されていた。また、第4回では「お宝景観30選」として亀田公園等の7箇所が選定されていた。

なお、対象事業実施区域内に景観資源は存在しなかった。

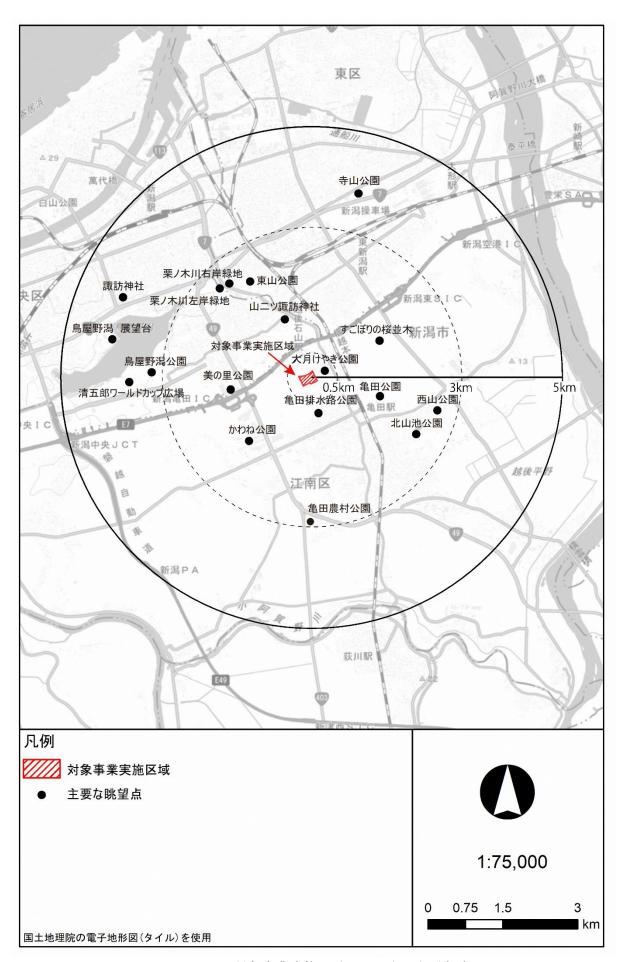


図 3.2.25 対象事業実施区域周辺の主要な眺望点

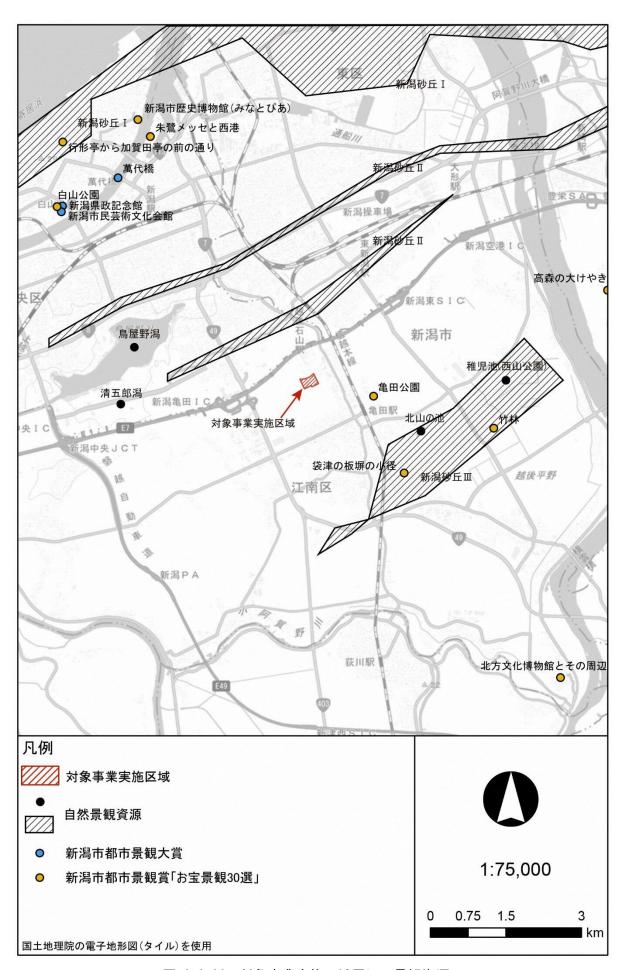


図 3.2.26 対象事業実施区域周辺の景観資源

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場の分布

人と自然との触れ合いの活動の場の分布の調査結果を図3.2.27に示す。

人と自然との触れ合いの活動の場は、「にいがた観光ナビ」(公益社団法人新潟県観光協会ホームページ)及び「レジャー・公園」(新潟市ホームページ)を基に抽出した。

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場はすごぼりの桜並木、 亀田排水路公園、亀田農村公園、鳥屋野潟の4箇所であった。なお、対象事業実施区域内 には人と自然との触れ合いの活動の場は存在しなかった。

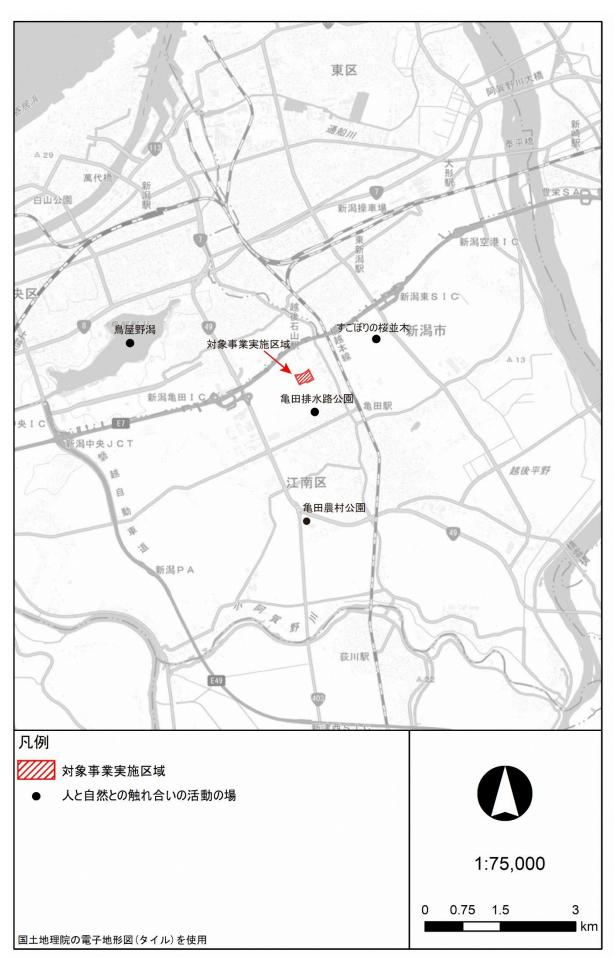


図 3.2.27 対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場

3.2.8 文化財に関する状況

(1) 指定文化財の分布状況

対象事業実施区域周辺における指定文化財の分布状況を表 3.2.37 及び図 3.2.28 に示す。対象事業実施区域周辺には5つの指定文化財が位置している。なお、対象事業実施区域内には指定文化財は分布していなかった。

表 3.2.37 対象事業実施区域周辺における指定文化財

名称	区分
萬代橋	国・建造物
賀茂神社の大ケヤキ	県・天然記念物
江南区荻曽根のらかんまき 外	市・天然記念物
江南区袋津のつばき	市・天然記念物
江南区城山のかや	市・天然記念物

資料:「市指定文化財一覧」(新潟市文化スポーツ部歴史文化課ホームページ) 「新潟県の文化財一覧」(新潟県観光文化スポーツ部文化課)

(2) 埋蔵文化財の分布状況

対象事業実施区域周辺における遺跡の分布状況を図3.2.29に示す。

「新潟市域の遺跡一覧表」(新潟市文化スポーツ部歴史文化課ホームページ)によると、対象事業実施区域周辺には89箇所の遺跡が確認されている。なお、対象事業実施区域内には遺跡は分布していなかった。

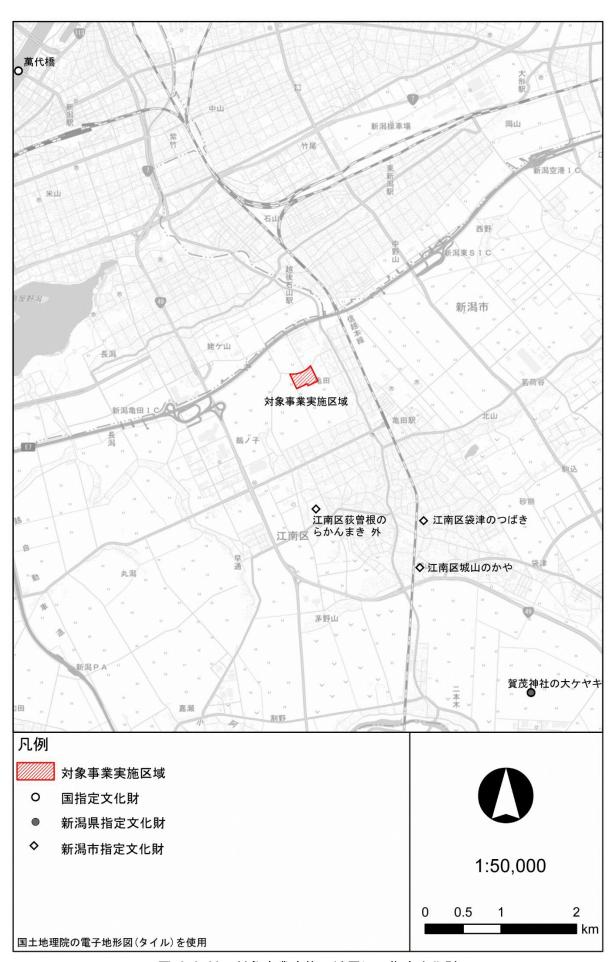


図 3.2.28 対象事業実施区域周辺の指定文化財

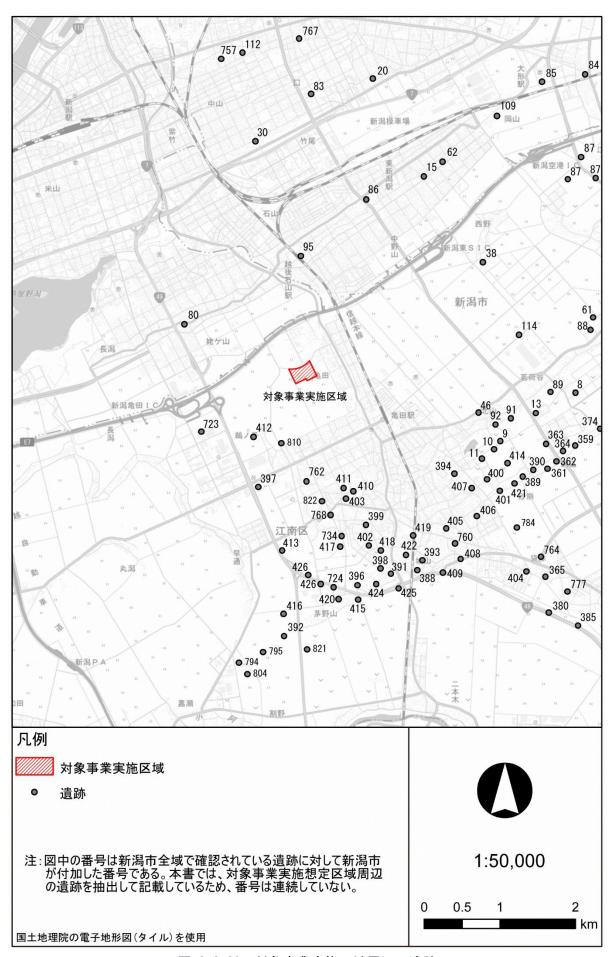


図 3.2.29 対象事業実施区域周辺の遺跡

3.2.9 一般環境中の放射性物質の状況

新潟市の廃棄物処理施設では、東日本大震災後、焼却灰や放流水等の放射性物質及び敷地内の空間放射線量の測定を実施している。焼却施設における測定結果を表 3.2.38 及び表 3.2.39 に示す。

各焼却施設における主灰等の放射性物質濃度は、新田清掃センターの溶融飛灰中の放射性セシウムを除き、すべてND(定量下限値未満)であった。新田清掃センターの溶融飛灰中における放射性セシウム134及び137の合計は最大28Bq/kgであり、環境省で示されている一般廃棄物最終処分場への埋立基準値(8,000Bq/kg)を大きく下回っていた。また、各焼却施設の敷地境界における空間線量はいずれも通常の測定範囲内であった。なお、平成30年度までの測定によって、新潟市の廃棄物処理施設における放射性物質濃度及び空間線量が十分小さいことが確認されたため、平成30年度で測定は終了している。

また、対象事業実施区域周辺におけるサーベイメータによる放射線量の測定結果を表3.2.40 に、土壌中の放射性物質量の測定結果を表3.2.41 に、調査地点を図3.2.30 に示す。サーベイメータによる放射線量の測定結果はすべて通常の測定範囲に収まっていた。また、土壌中の放射性物質量もすべての測定において検出されなかった。

表 3.2.38 焼却施設における焼却灰等の放射性物質濃度(平成30年度)

単位:Bq/kg

焼却施設 測定 対象 もウ素 大多の とシウム 大線 131 134 137 合計 平成30年 4月 主灰 ND ND ND ND - 平成30年 7月 飛灰 ND ND ND ND -			加点	コムギ			<u>1⊻</u> : Bq/kg
毎日清掃センター 平成30年 4月 主灰 ND	焼却施設	測定年月			194		△糾
# 世							百訂
第田清掃センター 主灰 ND ND ND		平成30年 4月					_
 単成30年1月 飛灰 ND ND							_
車面得術センター 主灰 ND ND ND		平成30年 7月					_
乗成30年10月 飛灰 ND	亀田清掃センター					+	
平成31年 1月 主灰 ND ND ND ND 新田清掃センター 新田清掃センター 鑑湯クリーンセンター 電景 (20年) 日 (20年) 日本 (20年) 日		平成30年10月				+	
平成30年 4月						+	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		平成31年 1月					
第日清掃センター 主灰 ND ND ND ND ND - 新田清掃センター 平成30年 7月 主灰 ND ND ND ND ND - - - - - - - - - - - - - - - - -							
#RK ND ND ND - 28 28 28 28 28 ND ND ND ND - 28 28 28 28 ND						+	
#R/K ND ND 28 28 28 28 スラグ ND ND ND - R/K ND ND - R/K ND ND ND - R/K ND ND ND - R/K ND ND ND ND ND - R/K ND ND ND ND ND - R/K ND ND ND ND ND ND - R/K ND		平成30年 4月					
新田清掃センター 本成30年7月 ND N		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
新田清掃センター 主灰 ND ND ND							28
新田清掃センター 平成30年10月 飛灰 ND ND ND ND - ND ND - ND ND							_
新田清掃センター		平成30年 7月					_
# 日前帝センター 2 ラグ ND ND ND ND		1 /4/200 1 1/1					_
単成30年10月 東成30年10月 主灰 ND ND ND - 豊米環境センター 単成30年10月 主灰 ND ND ND ND - 東成30年10月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年10月 平成30年4月 ND ND ND ND - 豊米環境センター 単成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 ND ND ND ND - 豊米環境センター 平成30年10月 東成 ND ND ND ND - - 豊米環境センター 単成30年4月 東灰 ND ND ND ND - - 豊米環境センター 単成30年4月 東灰 ND ND ND ND - - 豊米環境センター 東成 ND ND ND ND - - - - 豊米環境 ND ND ND ND - <	新田清掃センター						
平成30年10月 飛灰 ND ND ND 17 17 17 17 17 17 17 1	701 E4 111 1111 C C 2						
接換 ND ND ND ND -		平成30年10月				+	_
単決環境センター スラグ ND		1 /3/200 10/1					
平成31年 1月 主灰 ND ND ND - 飛灰 ND ND ND - 溶融飛灰 ND ND ND - 平成30年 4月 メタル ND ND ND - 平成30年 4月 メタル ND ND ND - 平成30年 7月 メタル ND ND ND - 平成30年 7月 メタル ND ND ND - 平成30年 10月 メタル ND ND ND - 平成30年 4月 エア アル ND ND ND - 中域30年 7月 エア エア ND ND ND - - 豊栄環境センター エア エア ND ND ND - - - - - - - - - -							17
平成31年 1月 飛灰 ND ND ND -		亚成31年 1日					_
接換 ND ND ND -						ND	_
豊米環境センター 平成30年 4月 スラグ ND							_
要議場クリーンセンター 平成30年 4月 メタル ND ND ND ND - 豊米環境センター 単成30年 7月 メタル ND ND ND ND - 電子環30年 10月 エラグ ND ND ND ND - 事業環境センター 平成30年 4月 主灰 ND ND ND ND - 事業環境センター 主灰 ND ND ND ND - 事業環境・センター 主灰 ND ND ND - 中域30年10月 主灰 ND ND ND - 中域30年10月 主灰 ND ND ND -			溶融飛灰	ND	ND	26	26
競別 (元)							_
豊米環境センター 平成30年7月 スラグ ND		平成30年 4月	メタル	ND	ND	ND	_
鎧潟クリーンセンター 平成30年 7月 メタル ND ND ND ND ND - RRF ND			飛灰	ND	ND	ND	_
鎧潟クリーンセンター 飛灰 ND ND ND ND - 平成30年10月 メタル ND ND ND ND - 平成30年10月 メタル ND ND ND ND - 平成31年1月 メタル ND ND ND ND - 平成31年1月 メタル ND ND ND - 平成30年4月 主灰 ND ND ND - 平成30年7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND -			スラグ	ND	ND	ND	_
5週湯グリーンセンター スラグ ND ND ND ND - スラグ ND ND ND ND - エ灰 ND ND ND - エズ ND ND ND ND ND - エズ ND ND ND ND ND - エズ ND ND ND ND ND ND - エズ ND		平成30年 7月	メタル	ND	ND	ND	_
平成30年10月 メタル ND ND ND ND - 豊栄環境センター 豊米環境センター エースラグ ND ND ND ND ND ND ND - 東成30年4月 主灰 ND ND ND ND ND - 豊米環境センター 豊米環境センター 東成30年7月 主灰 ND ND ND ND - 東成30年10月 主灰 ND ND ND ND - 東成30年10月 東原 ND ND ND ND - 東京 ND ND ND ND -	継海カリーンセンター		飛灰	ND	ND	ND	_
飛灰 ND ND ND - 平成31年 1月 メタル ND ND ND - 豊栄環境センター 平成30年 4月 主灰 ND ND ND - 豊栄環境センター 主灰 ND ND ND - 豊米環境センター 主灰 ND ND ND - 東成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND -	一般のグラーンピング		スラグ	ND	ND	ND	_
平成31年 1月 スラグ ND ND ND ND - ND ND ND ND - 飛灰 ND ND ND ND - 飛灰 ND ND ND - 1		平成30年10月	メタル	ND	ND	ND	_
平成31年 1月 メタル ND ND ND - 豊米環境センター 豊米環境センター 主灰 ND ND ND - 中成30年 4月 主灰 ND ND ND - 平成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 本灰 ND ND ND - 本灰 ND ND ND -				ND	ND	ND	_
飛灰 ND ND ND - 平成30年 4月 主灰 ND ND ND - 豊栄環境センター 主灰 ND ND ND - 平成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 主灰 ND ND ND -				ND	ND	ND	_
単栄環境センター 主灰 ND ND ND - 豊栄環境センター 主灰 ND ND ND - 豊米環境センター 主灰 ND ND ND - 平成30年7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND -		平成31年 1月	メタル	ND	ND	ND	_
単成30年 4月 飛灰 ND ND ND - 平成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年 7月 飛灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND -				ND	ND	ND	_
豊栄環境センター 飛灰 ND ND ND - 事業環境センター 主灰 ND ND ND - 平成30年 7月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND - 東灰 ND ND ND -		₩ 30年 4月	主灰	ND	ND	ND	_
豊栄環境センター 平成30年 7月 飛灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 平成30年10月 飛灰 ND ND ND - ・ 正 ND ND ND -		十八八〇十 4月	飛灰	ND	ND	ND	_
豊栄環境センター 飛灰 ND ND ND - 平成30年10月 主灰 ND ND ND - 飛灰 ND ND ND - 主灰 ND ND ND -		亚比20年 7月	主灰	ND	ND	ND	_
平成30年10月 主灰 ND ND ND - 飛灰 ND ND ND - 主灰 ND ND ND -	典学環境をいか	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	飛灰	ND	ND	ND	_
一	豆木界児ピングー	亚比20年10 月	主灰	ND	ND	ND	_
主灰 ND ND -		十成30年10月	飛灰	ND	ND	ND	_
		亚出91年 1日	主灰	ND	ND	ND	_
平成31年 1月		平成31年 1月		ND	ND	ND	_

注1:NDは測定結果が定量下限値以下であることを示す。

注2:定量下限値は10Bq/kgである。 資料:「新潟市 循環社会推進課資料」

表 3.2.39 焼却施設における敷地境界の空間線量の測定結果(平成30年度)

単位: μ Sv/h

焼却施設	測定年月	敷地境界における空間線量 (地上高さ 1m で測定)	新潟県が公開している 通常の測定範囲
	平成30年 4月	0.06~0.07	
角田油担みいた	平成30年 7月	0.06~0.07	
亀田清掃センター	平成30年10月	0.06~0.07	
	平成31年 1月	0.06~0.07	
	平成30年 4月	0.06~0.07	
制 新田清掃センター	平成30年 7月	0.06~0.07	
利田信布ピングー	平成30年10月	0.06~0.07	
	平成31年 1月	0.06~0.06	0.016~0.16
	平成30年 4月	0.06~0.06	0.010, 0.10
 鎧潟クリーンセンター	平成30年 7月	0.05~0.06	
超倫グリーンピングー	平成30年10月	0.06~0.07	
	平成31年 1月	0.06~0.08	
豊栄環境センター	平成30年 4月	0.06~0.08	
	平成30年 7月	0.05~0.07	
	平成30年10月	0.05~0.07	
//z w 「カビ in →	平成31年 1月	0.05~0.08	

資料:「新潟市 循環社会推進課資料」

表 3.2.40 サーベイメータによる放射線量の測定結果(令和3年度)

単位: μ Sv/h

测学年月月		測定地点		新潟県が公開している
測定年月日	市役所本館	東区役所庁舎	江南区役所庁舎	通常の測定範囲
令和 3年 4月12日	0.069	0.088	0.078	
令和 3年 5月11日	0.065	0.086	0.082	
令和 3年 6月10日	0.073	0.076	0.078	
令和 3年 7月12日	0.061	0.088	0.098	
令和 3年 8月10日	0.065	0.086	0.084	
令和 3年 9月10日	0.073	0.090	0.078	0.016~0.16
令和 3年10月12日	0.080	0.088	0.086	0.016~0.16
令和 3年11月10日	0.078	0.086	0.088	
令和 3年12月10日	0.073	0.078	0.080	
令和 4年 1月11日	0.071	0.094	0.082	
令和 4年 2月10日	0.067	0.084	0.082	
令和 4年 3月10日	0.063	0.082	0.074	

資料:「各区における放射線量の測定結果について」(令和3年度測定値 新潟市ホームページ)

表 3.2.41 土壌中の放射性物質量の測定結果

単位: Bq/kg

測定地点	土壌採取日			
例足地点	上場休取口	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
白山浦庁舎	平成 28 年 7 月 6 日	検出しない	検出しない	検出しない
東区役所庁舎	平成 28 年 7 月 5 日	検出しない	検出しない	検出しない
江南区役所庁舎	平成 28 年 7 月 5 日	検出しない	検出しない	検出しない

注:定量下限値は10Bq/kgである。

資料:「新潟市の環境資料編(平成28年度データ集)」(新潟市環境部環境政策課)

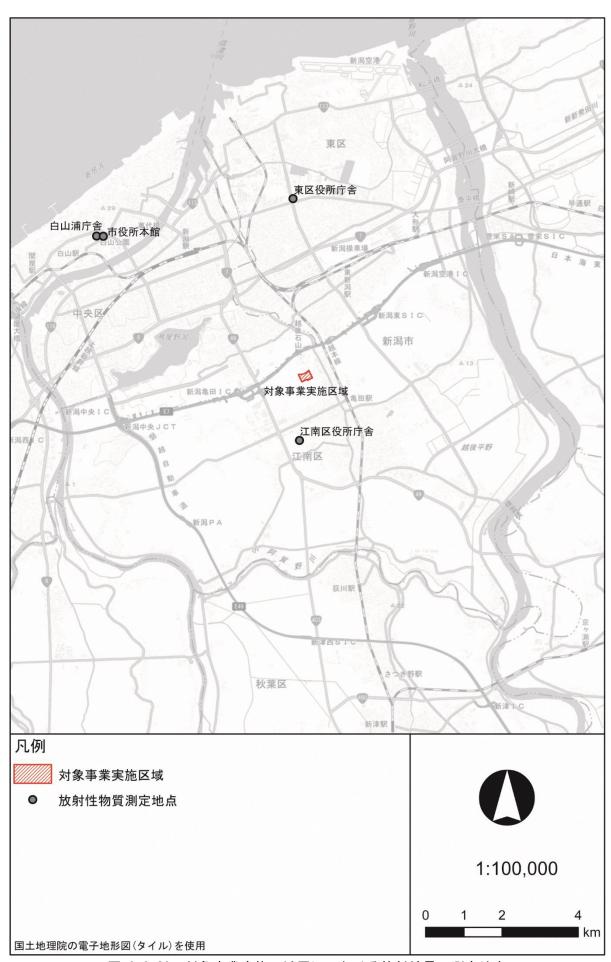


図 3.2.30 対象事業実施区域周辺における放射線量の測定地点

3.3 社会的状況に関する情報

3.3.1 人口に関する状況

(1) 人口及び世帯数

新潟市における、過去 10 年間 (平成 25 年~令和 4 年) の人口及び世帯数の推移を表 3.3.1 に示す。

新潟市の人口総数は、過去 10 年間で 31, 217 人減少していた。一方、世帯数は 23, 522 世帯増加していた。

年	新潟市	
	人口総数(人)	世帯数(世帯)
平成 25 年	809, 934	324, 123
平成 26 年	808, 143	327, 319
平成 27 年	810, 514	330, 617
平成 28 年	807, 450	333, 296
平成 29 年	804, 152	335, 948
平成 30 年	800, 582	338, 402
令和元年	796, 500	340, 814
令和2年	792, 887	343, 498
令和3年	784, 251	345, 468
令和4年	778, 717	347, 645

表 3.3.1 人口及び世帯数の推移

注:表中の値は各年10月1日の推計値である。

資料:「平成25年~令和4年 新潟県の人口移動 新潟県人口移動調査結果報告」 (新潟県総務部統計課)

(2) 住宅地の分布

対象事業実施区域周辺における住宅地の分布状況を図3.3.1 に示す。 対象事業実施区域の最寄りの住宅地は北東に位置していた。

3.3.2 産業に関する状況

(1) 産業人口

「令和2年国勢調査就業状態等基本集計結果」(新潟県)によると、令和2年度の国勢調査における新潟市の産業人口は、総数が402,267人であり、そのうち卸売業・小売業が72,961人と最も多く、次いで医療・福祉が59,722人、製造業が50,208人の順であった。

3.3.3 土地利用に関する状況

(1) 土地利用計画

「農業地域データ」(平成27年 国土交通省 国土数値情報ホームページ)、「都市地域データ」(平成30年 国土交通省 国土数値情報ホームページ)及び「にいがたeマップ」(新潟市ホームページ)によると、対象事業実施区域周辺における土地利用の指定状況は図3.3.2(1)~(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、市街化調整区域及び農業地域であり、また、ごみ処理場として都 市計画決定されている。



図 3.3.1 対象事業実施区域周辺の住宅地の分布状況

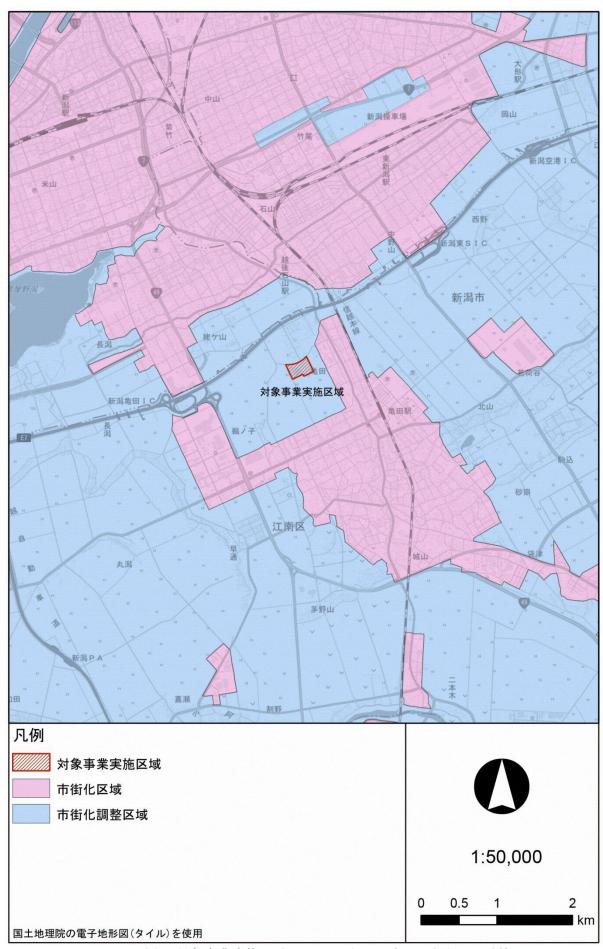


図 3.3.2(1) 対象事業実施区域周辺の土地利用計画(市街化区域等)

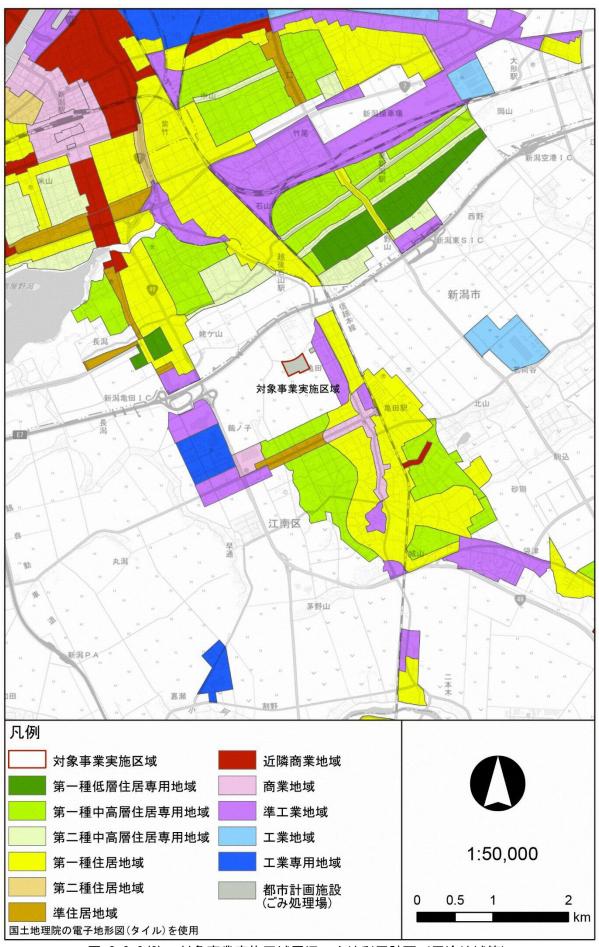


図 3.3.2(2) 対象事業実施区域周辺の土地利用計画(用途地域等)

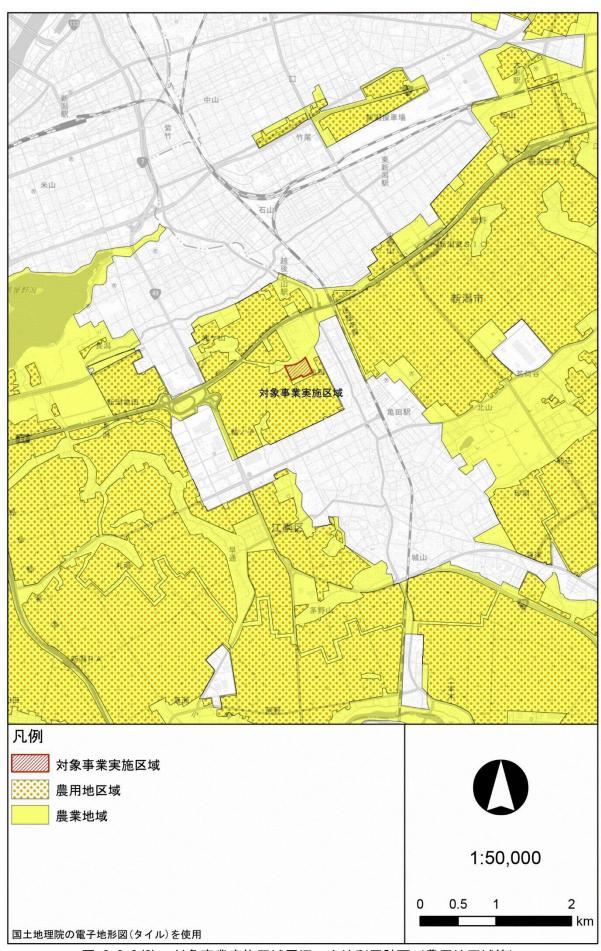


図 3.3.2(3) 対象事業実施区域周辺の土地利用計画(農用地区域等)

(2) 土地利用状況

対象事業実施区域が位置する新潟市の土地利用状況(地目別面積)は表 3.3.2に示すとおりである。田の割合が39.7%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が28.4%、宅地が17.5%となっている。

「都市地域土地利用細分メッシュデータ」(平成 28 年 国土交通省 国土数値情報ホームページ)によると、図 3.3.3 に示すとおり、対象事業実施区域周辺には田、空地、公共施設等用地が隣接している。

また、対象事業実施区域は、現施設、田舟の里及び運動公園の敷地であり、ごみ処理場として都市計画決定されている。なお、建設予定地は、旧施設の跡地である。

表 3.3.2 地目別面積(令和3年)

地目	面積(ha)	割合 (%)
Ш	28, 839. 8	39. 7
畑	5, 341. 3	7. 4
宅地	12, 717. 4	17. 5
池沼	381.9	0.5
山林	4, 493. 4	6. 2
原野	185. 5	0.3
雑種地その他	20, 667. 7	28. 4
合計	72, 627. 0	100.0

注1:面積は令和3年1月1日時点の値である。

注2:割合は資料のデータを基に算出し、小数第二位を四捨五入した値である。

資料:「第132回 新潟県統計年鑑 2021」(新潟県総務管理部)

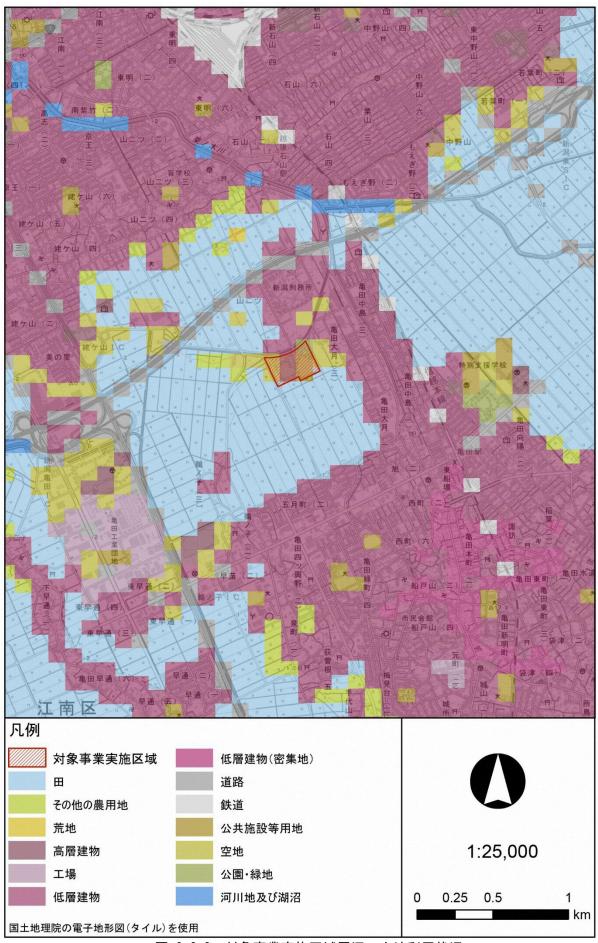


図 3.3.3 対象事業実施区域周辺の土地利用状況

3.3.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川利用

対象事業実施区域周辺は、東側約 5km に一級河川阿賀野川が、西側約 6km に一級河川信濃川が流れており、両河川に挟まれた地域である。「信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図」(昭和 60 年 国土交通省)を図 3.3.4 に示す。対象事業実施区域周辺には、小阿賀野川を供給源とする農業用水路が分布している。なお、上水及び工業用水の取水施設は対象事業実施区域周辺に分布していない。

(2) 漁業及び養殖

対象事業実施区域周辺では、鳥屋野潟においてこい漁業、ふな漁業の内水漁業権(内共 第9号、第5種共同漁業権)が設定されている。

(3) 地下水

新潟市では、水道水源としての地下水の利用は見られない。井戸については、私的管理による利用のみとなっており、利用状況は把握されていない。



図 3.3.4 対象事業実施区域周辺の利水状況

3.3.5 交通に関する状況

対象事業実施区域周辺の幹線道路における自動車交通量調査結果を表 3.3.3 に、対象 事業実施区域周辺の交通網を図 3.3.5 に示す。

対象事業実施区域周辺の主な道路として、日本海東北自動車道、一般国道 49 号、主要地方道新潟新津線、主要地方道新潟亀田内野線がある。

表 3.3.3 対象事業実施区域周辺の自動車交通量調査結果

路線名	観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量 交通量上下合計(台)		24 時間自動車類交通量 交通量上下合計(台)			昼間 12 時間大型 車混入率	
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	(%)
日本海	北陸自動車道~一般 国道 49 号新潟亀田 IC**	11, 408	3, 295	14, 703	13, 515	4, 867	18, 382	22. 4
東北自動車道	一般国道 49 号新潟 亀田 IC~主要地方 道新潟亀田内野線新 潟空港 IC ^{**}	9, 184	2, 458	11, 642	10, 703	3, 613	14, 316	21. 1
	新潟市江南区茅野山	24, 351	2, 390	26, 741	31, 595	3, 168	34, 763	8. 9
	新潟市江南区泥潟	45, 134	1,773	46, 907	57, 841	3, 138	60, 979	3.8
一般国道 49 号	新潟市江南区 亀田工業団地	45, 107	4, 583	49, 690	58, 568	6, 029	64, 597	9. 2
49 5	新潟市中央区美の里	48, 994	4, 938	53, 932	64, 302	6,888	71, 190	9. 2
	新潟市中央区紫竹山 4丁目	50, 830	3, 680	54, 510	66, 302	5, 651	71, 953	6.8
	新潟市中央区・新潟 市東区境~一般県道 曽野木一日市線**	13, 829	1, 121	14, 950	17, 297	2, 437	19, 734	7. 5
	新潟市江南区山二ツ	7, 450	652	8, 102	9, 345	1,512	10, 857	8. 0
主要地方道	新潟市江南区山二ツ	9, 296	711	10, 007	11,684	1, 725	13, 409	7. 1
新潟新津線	主要地方道新潟亀田 内野線~主要地方道 新潟亀田内野線 [※]	5, 528	309	5, 837	6, 871	1, 067	7, 938	<i>5. 3</i>
	主要地方道新潟亀田 内野線~県道白根亀 田線 [※]	5, 459	306	5, 765	6, 783	1, 057	7, 840	<i>5. 3</i>
主要地方道	主要地方道新潟港横 越線~主要地方道新 潟新津線 [※]	5, 327	1, 143	6, 470	6, 860	1,810	8, 670	17. 7
新潟亀田 内野線	主要地方道新潟新津 線~一般国道 49 号 ※	14, 627	530	15, 157	18, 138	1, 869	20, 007	3. 5
→ 1 以什么¥	一般国道 49 号~ 亀田 1-480 号線*	10, 111	1, 327	11, 438	12, 845	2, 482	15, 327	11. 6

注1:斜体の数値は、資料中の推定値である。

注2:※は、観測地点名が記載されていないため、観測路線の起点・終点を示した。

資料:「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(国土交通省)

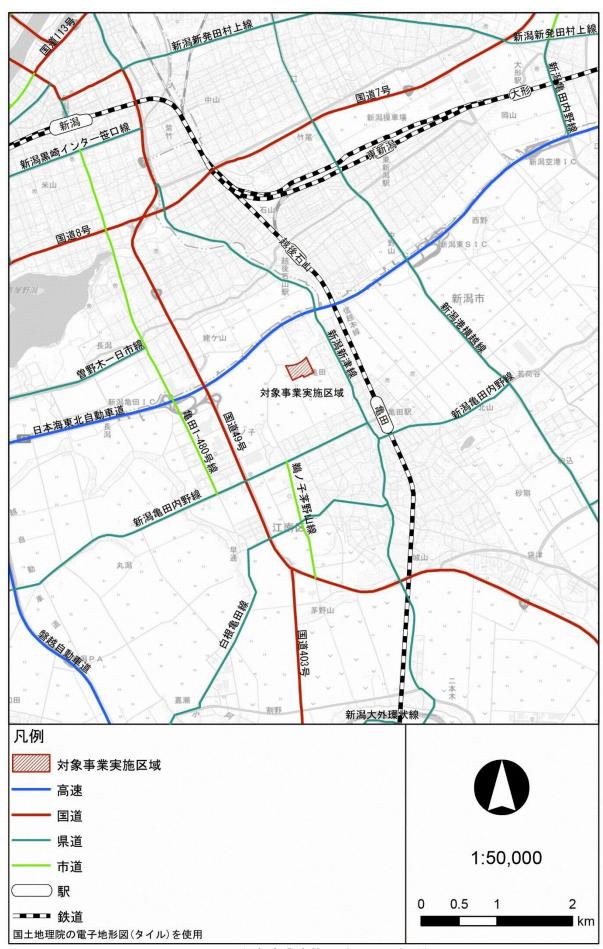


図 3.3.5 対象事業実施区域周辺の交通網

また、新潟市が実施した対象事業実施区域周辺における交差点交通量の調査結果を表3.3.4及び図3.3.6(1)に、交通量調査地点を図3.3.6(2)に示す。

表 3.3.4 交差点交通量調査結果

断面	方向	姥ヶ山 IC 交差点	新潟新津線交差点
	流入	6, 077	5, 344
A 断面	流出	7,840	5, 557
	断面計	13, 917	10, 901
	流入	6, 218	7, 315
B断面	流出	5, 297	7, 741
	断面計	11, 515	15, 056
	流入	1, 236	3, 975
C断面	流出	767	4, 127
	断面計	2,003	8, 102
	流入	3, 510	5, 399
D断面	流出	3, 137	4,608
	断面計	6, 647	10, 007

備考:

- 1. 表中の値は、12時間交通量。
- 2. 調査日時は、姥ヶ山 IC 交差点は平成 28 年 5 月 12 日 (木) 7:00~19:00、 新潟新津線交差点は平成 27 年 11 月 18 日 (水) 7:00~19:00。

出典:新潟市 道路計画課資料

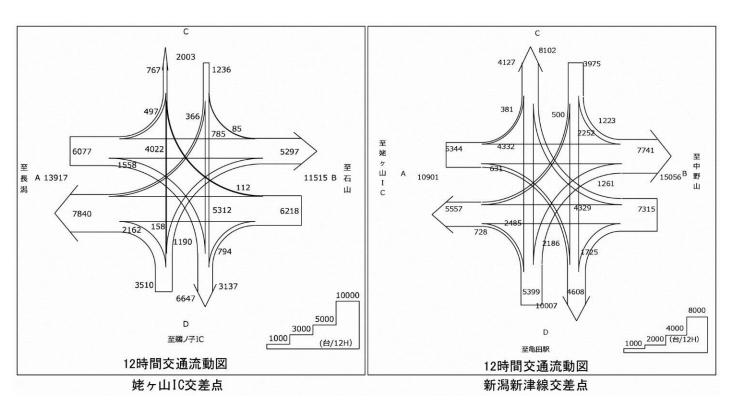


図 3.3.6(1) 交通量調査結果

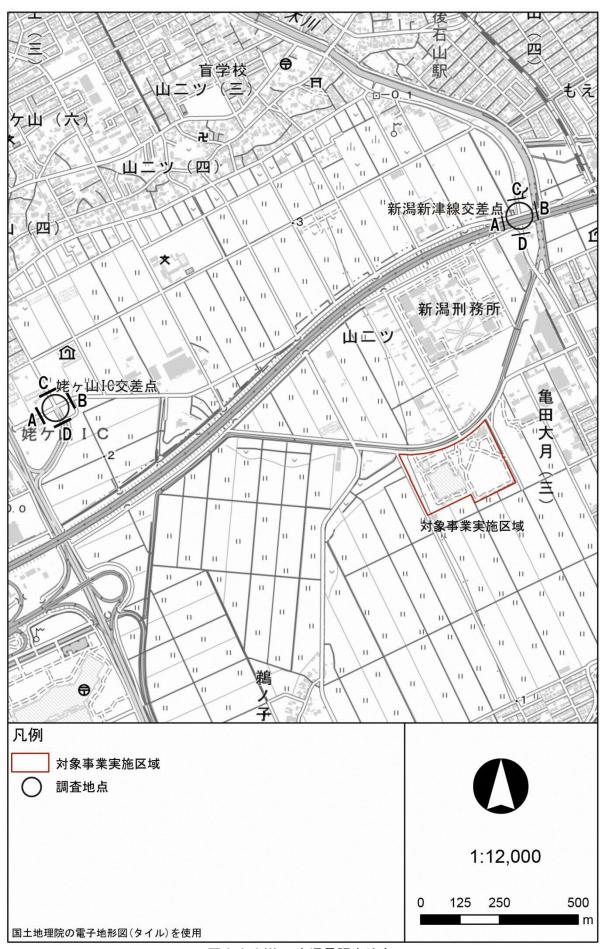


図 3.3.6(2) 交通量調査地点

3.3.6 公共施設に関する事項

「にいがた e マップ」(新潟市ホームページ)、「にいがた医療情報ネット」(新潟県救急医療情報システムホームページ)、「介護事業所・生活関連情報検索」(厚生労働省ホームページ)、「令和 4 年度版 新潟県社会福祉施設等名簿」(新潟県 福祉保健部 福祉保健総務課)「福祉施設データ(平成 27 年)」及び「文化施設データ(平成 25 年)」(国土交通省 国土数値情報ホームページ)を基にした、対象事業実施区域周辺における教育施設、医療機関、福祉施設及び文化施設の分布状況を表 3.3.5 及び図 3.3.7(1)~(4)に示す。

表 3.3.5 対象事業実施区域周辺における環境保全について配慮が特に必要な施設(1/5)

	分類	番号	名称
		1	真人幼稚園
		2	聖ラファエル幼稚園
	幼稚園	3	新潟市立沼垂幼稚園
		4	新潟市立牡丹山幼稚園
		5	新潟県立幼稚園
		1	桜が丘小学校
		2	笹口小学校
		3	山潟小学校
		4	紫竹山小学校
		5	沼垂小学校
		6	万代長嶺小学校
		7	牡丹山小学校
		8	江南小学校
		9	大形小学校
	小学校	10	竹尾小学校
	小子仅	11	中野山小学校
		12	東中野山小学校
教育施設		13	南中野山小学校
		14	木戸小学校
		15	丸山小学校
		16	亀田小学校
		17	亀田西小学校
		18	亀田東小学校
		19	早通小学校
		20	大淵小学校
		1	宮浦中学校
		2	山潟中学校
		3	石山中学校
		4	東新潟中学校
	中学校	5	東石山中学校
	十子仪	6	木戸中学校
		7	亀田西中学校
		8	亀田中学校
		9	大江山中学校
		10	新潟明訓中学校

表 3.3.5 対象事業実施区域周辺における環境保全について配慮が特に必要な施設 (2/5)

	分類	番号	名称
		1	開志学園高等学校
		2	北越高等学校
	高等学校	3	新潟北高等学校
		4	新潟向陽高等学校
# <i>L</i> → + + = n.		5	新潟明訓高等学校
教育施設	中等教育学校	1	高志中等教育学校
	124	1	事業創造大学院大学
	大学	2	新潟県立大学
	바미士창상남	1	新潟県立よつば学園
	特別支援学校	2	江南高等特別支援学校
		1	新潟万代病院
		2	東新潟病院
E THE TAKE HE	,		総合リハビリテーションセンター
医療機関	病院	3	・みどり病院
		4	亀田第一病院
		5	木戸病院
		1	松美保育園
		2	沼垂保育園
		3	流作場保育園
		4	湖桜保育園
		5	万代保育園
		6	こども園未来へ
		7	山潟保育園
		8	長嶺保育園
		9	山木戸保育園
		10	逢谷内保育園
		11	中山保育園
		12	第二中野山保育園
		13	石山保育園
		14	中野山保育園
		15	東中野山保育園
I 1 1 1 1 1 11	100 - Lance	16	ナカノスイミング保育園
福祉施設	保育所	17	メイプル保育園
		18	なかの乳児保育園
		19	岡山乳児園
		20	袋津保育園
		21	かめだなかの保育園
		22	亀田第二保育園
		23	早通保育園
		24	栄徳寺保育園
		25	大江山保育園
		26	よこごしなかの保育園
		27	四つ葉保育園
		28	1
		29	YOUなかの保育園
		30	100 ながり保育園亀田第五保育園
		31	亀田第三保育園
			亀田平和の園保育園
20: []->	かかた医療情報ネッ	32	単田平和の園休月園 診療所及び歯科診療所を除く。

注:「にいがた医療情報ネット」のうち、診療所及び歯科診療所を除く。

表 3.3.5 対象事業実施区域周辺における環境保全について配慮が特に必要な施設 (3/5)

	分類	番号	名 称
		33	亀田第四保育園
	/0 本記	34	ながたゆめのつばさ保育園
	保育所	35	ひまわり保育園
		36	まつば保育園
		1	新潟市児童センター
		2	新潟市立児童発達支援センター
		3	京王幼稚園(幼保連携型認定こども園)
		4	新潟あゆみ幼稚園パンダ山びこ保育園
		5	亀田東児童館
		6	認定こども園 栄光こども園
		7	みつばち第二こども園(保育所型)
		8	東明こども園
		9	みつばちこども園(幼保連携型)
			おむすびこども園(保育所型認定こども
		10	園)
		11	みたけこども園(幼保連携型)
		12	いろはこども園
		13	ゆたかこども園
		14	幼保連携型 うまこしこやす認定こども園
	認定こども園等	15	紫竹山こども園
		16	認定こども園このはこども園
		17	笹口こども園(幼保連携型)
福祉施設		18	瑞穂こども園
		19	上木戸こども園
		20	幼保連携型 こやす認定こども園
		21	新潟えきなかこども園
		22	牡丹山ひかりこども園
		23	こども園トキめき
			岡山幼保連携型認定こども園(幼保連携型
		24	認定こども園)
		25	認定こども園恵光学園第1幼稚園
		26	亀田カトリック幼稚園(幼稚園型)
		27	本興寺こども園
		28	開志新潟東こども園
		29	新潟市こども創作活動館
		1	昴
		2	くりの木
		3	グループホームしあわせ広場えびがせ
		4	グループホームスミール石山
		5	緑樹苑
		6	みどりケアセンター
	老人福祉施設	7	陽光園
		8	ショートステイ藍のそら
		9	長潟スワンの里
		10	ショートステイかりん
	-		1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		11	萬代やすらぎ

注1:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、宿泊設備のある施設を抽出した。 また、デイサービス施設については対象事業実施区域の近傍の施設を抽出した。

注2:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、令和5年3月15日現在の施設を示した。

表 3.3.5 対象事業実施区域周辺における環境保全について配慮が特に必要な施設(4/5)

	分類	番号	名称
		13	ツクイ新潟新石山グループホーム
		14	あしぬま荘
		15	あわやまの里
		16	カナン
		17	グループホームサンライフ中野山
		18	ほほえみの里きど
	-	19	アビラ大形
	-	20	ショートステイなじょも
	-	21	ショートステイつつじガーデン石山
	-	22	ショートステイのぞみ大形
		23	ショートステイ「藍の杜」
	-	24	ショートステイなかの
	-	25	赤道ケアセンターそよ風
		26	なかかんの里
	-	27	にいがた恵風園
	-	28	江東園
		29	向陽の里
		30	かめだ本町の里
		31	ケアハウスサンパレス輝
		32	亀田園
		33	ショートステイかめだなかの
		34	ショートステイかめだ早通の里
福祉施設	老人福祉施設	35	トーク&トークかめだショートステイ
田山山地区	七八田田地地以	36	ショートステイ松明
		37	サン・ソフィア新潟
		38	ハートフルケア 亀田向陽
		39	ショートステイずっと・そっと
		40	グループホームあけぼの
		41	ニチイケアセンター紫竹
		42	ニチイケアセンター新潟東
		43	グループホームこうよう
		44	グループホームふもとの奏
		45	グループホームふれあいの杜沼垂
		46	グループホームおおやちの家
		47	さわやか日の出館
		48	かんたき ゆいまーる
		49	ささえ愛いしやま
		50	ささえ愛あわやま
		51	ケアステーションるぴなす
		52	赤いふうせん
		53	ホームあしすと
	<u> </u>	54	なじみの家きなせや天神尾
		55	なじみの家きなせや寺山
		56	SOMPOケア 新潟横越
		57	デイサービスセンターなかの
		58	たのしえ (デイサービス)

注1:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、宿泊設備のある施設を抽出した。 また、デイサービス施設については対象事業実施区域の近傍の施設を抽出した。

注2:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、令和5年3月15日現在の施設を示した。

表 3.3.5 対象事業実施区域周辺における環境保全について配慮が特に必要な施設(5/5)

	分類	番号	名称
		59	楽いち (デイサービス)
		60	アースサポート新潟東(デイサービス)
		61	デイサービスセンターYOU なかの
		62	ツクイ・サンフォレスト新潟山潟
		63	ケアハウス有隣
カナル かった	±4. 1. ±2. ±1. ±4. ±0.	64	めもる
福祉施設	老人福祉施設	65	グループホームスミール亀田
		66	ツクイ新潟姥ヶ山グループホーム
		67	ワールドステイ竹尾
		68	ライフクリエ1
		69	ライフクリエ 2
		70	さわやかリバーサイド栗の木
		1	新潟市立中央図書館
		2	事業創造大学院大学図書館
	図書館	3	新潟市立石山図書館
		4	新潟県立大学図書館
		5	新潟市立亀田図書館
		6	新潟県点字図書館
	資料館	1	江南区郷土資料館
		1	新潟県立万代島美術館
	美術館	2	敦井美術館
		3	新潟市會津八一記念館
文化施設		1	新潟市山二ツ運動広場
		2	新潟市鳥屋野総合体育館
		3	阿賀野川河川公園
		4	新潟市庭球場
	運動施設	5	新潟市東総合スポーツセンター
		6	新潟市横越体育センター
		7	新潟市亀田総合体育館
		8	かわね公園多目的グランド
			亀田運動広場

注1:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、宿泊設備のある施設を抽出した。 また、デイサービス施設については対象事業実施区域の近傍の施設を抽出した。

注2:「介護事業所・生活関連情報検索」の老人福祉施設は、令和5年3月15日現在の施設を示した。

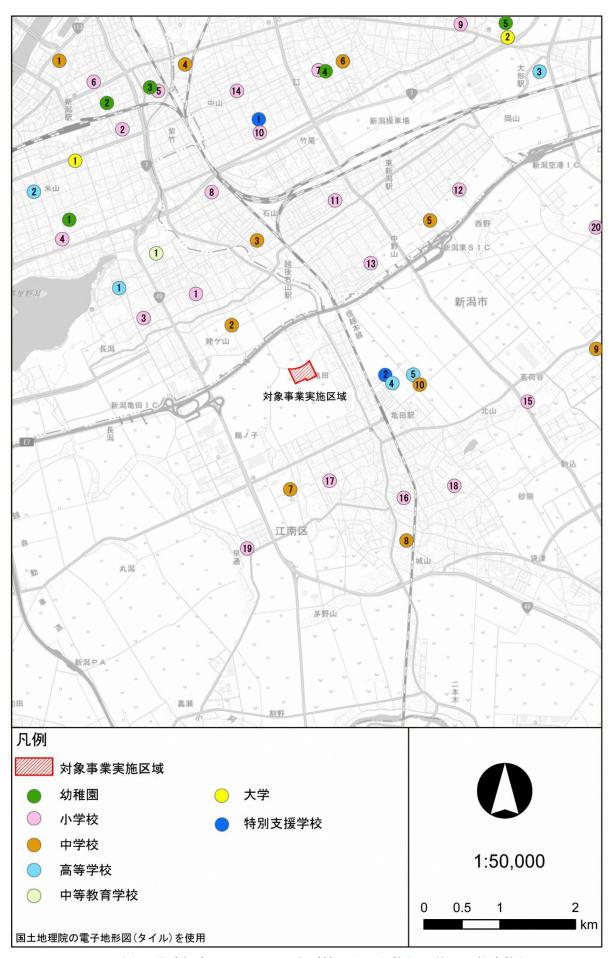


図 3.3.7(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況 (教育施設)

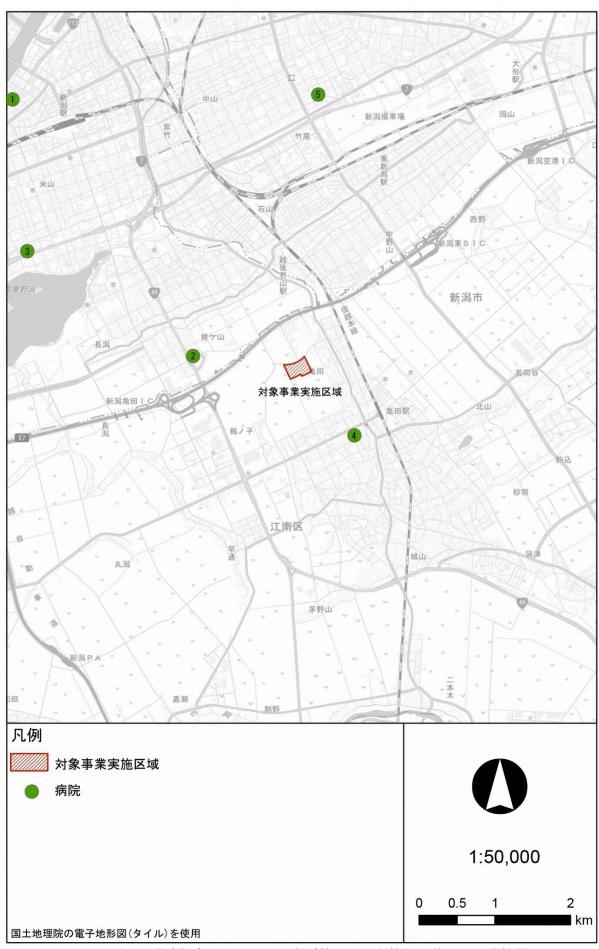


図 3.3.7(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況 (医療機関)

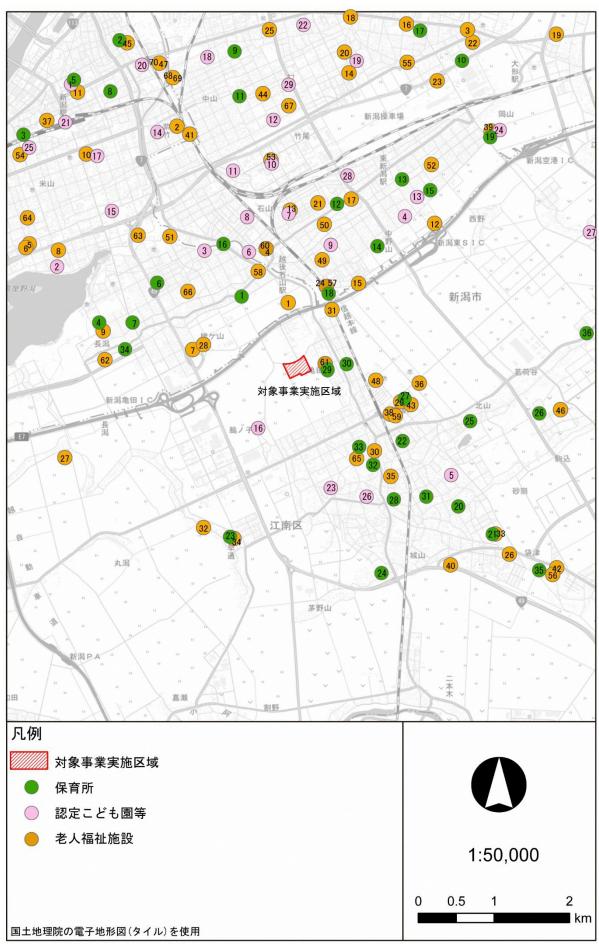


図 3.3.7(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況(福祉施設)

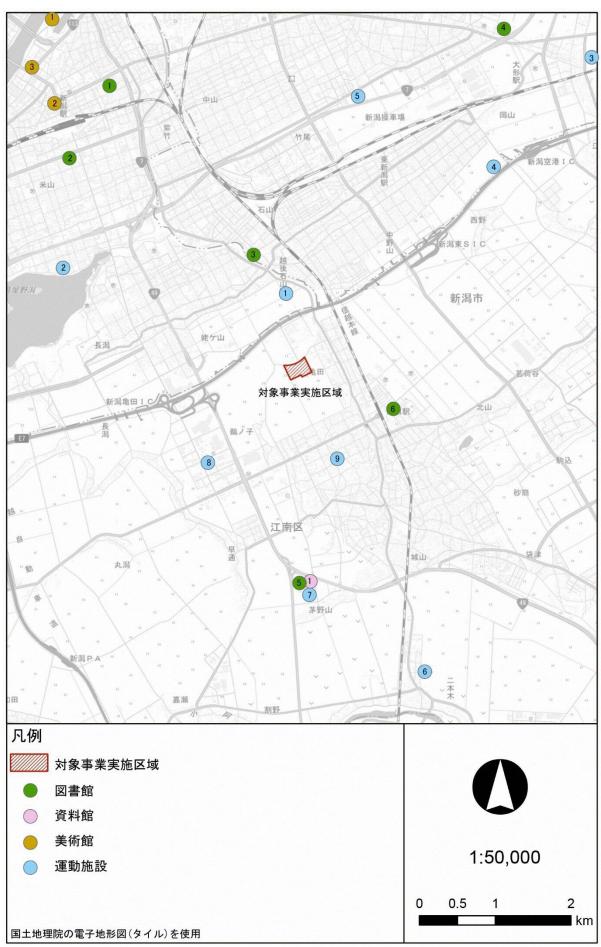


図 3.3.7(4) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況 (文化施設)

3.3.7 生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況

(1) 水道用水関係及び下水道関係

新潟市水道局の「事業年報 にいがたの水道 令和3年度」によると、表3.3.6に示すと おり、給水普及率は平成29年度以降99.6%と横ばいの状況が続いている。

また、「新潟県報道資料」(令和2年9月4日 新潟県土木部都市局下水道課)によると、表3.3.7に示すとおり、令和3年度末時点で下水道処理人口普及率が87.0%、汚水処理人口普及率が90.3%となっている。さらに、第二次新潟市下水道中期ビジョン(2019~2028)」(平成31年3月 新潟市下水道部)によると、図3.3.8に示すとおり、汚水処理人口普及率は増加を続けている。

「上水道関連施設データ」(平成 24 年 国土交通省 国土数値情報ホームページ)及び「下水道関連施設データ」(平成 24 年 国土交通省 国土数値情報ホームページ)によると、対象事業実施区域周辺における水道用水及び下水道関係の水利用の状況は図 3. 3. 9 に示すとおりである。

給水区域内 行政区域内 行政区域内 給水人口 給水普及率 給水世帯数 年度 人口 人口 世帯数 人 人 人 % 世帯 世帯 平成 29 年度 794, 166 794, 209 791, 137 99.6 336, 496 335, 522 平成 30 年度 789, 897 789, 940 786, 931 99.6 338, 995 338, 039 令和元年度 786,006 786,049 783, 101 99.6 341, 240 340, 297 782, 150 令和2年度 782, 107 779, 276 99.6 344,086 343, 160 773, 707 令和3年度 776, 468 776, 511 99.6 345,882 344, 973

表 3.3.6 人口、世帯数及び給水普及率

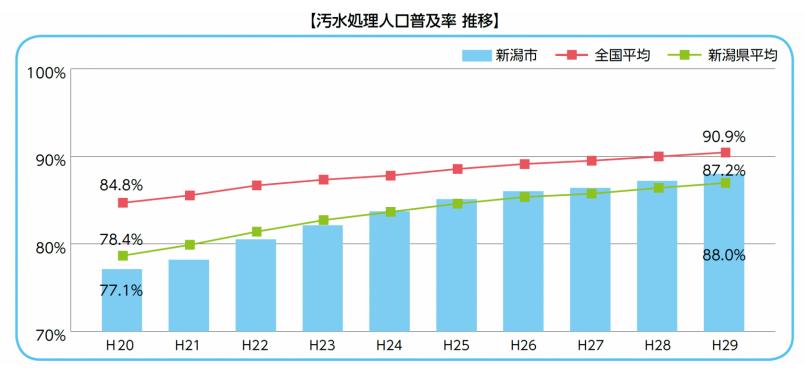
資料:「事業年報 にいがたの水道 令和3年度」(新潟市水道局総務課)

表 3.3.7 新潟市における下水道関連普及率(令和3年度末)

単位:%

	1 124 • / •
下水道処理人口普及率	汚水処理人口普及率
87. 0	90.3

資料:「新潟県報道資料」(令和4年8月25日 新潟県土木部都市局下水道課)



資料:「第二次新潟市下水道中期ビジョン (2019~2028 年度)」(新潟市下水道部経営企画課)

図 3.3.8 新潟県及び新潟市における汚水処理人口普及率の推移

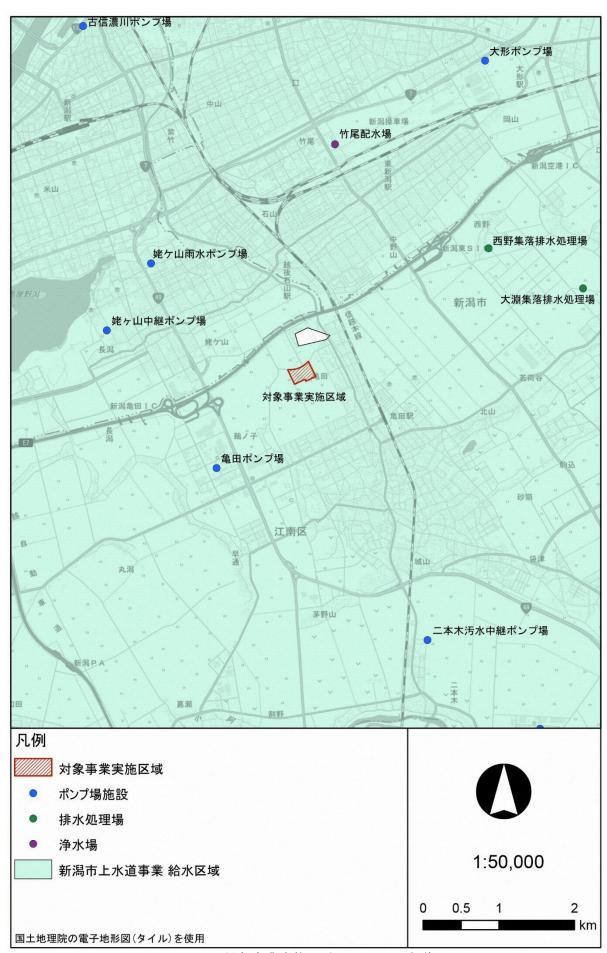


図 3.3.9 対象事業実施区域周辺の上下水道利用

(2) 廃棄物処理施設

新潟市にある廃棄物処理施設は、表 3.3.8 に示すとおりである。そのうち、新潟市にある焼却施設の位置を図 3.3.10 に示す。対象事業実施区域周辺には、現施設が存在する。

表 3.3.8 新潟市の廃棄物処理施設一覧 (1/2)

衣 3.3.8						
	焼却施設					
施設名	新田清掃センター 焼却施設	亀田清掃センター	鎧潟クリーンセン ター	豊栄環境センター		
住所	新潟市西区笠木 3644 番地 1	新潟市江南区亀田 1835 番地 1	新潟市西蒲区鎧潟 12618 番地	新潟市北区浦ノ入 418番地		
処理方式	ストーカ+灰溶融 炉	流動床	シャフト炉式ガス 化溶融炉	ストーカ		
処理能力等	焼却炉:330t/24h (110t×3 炉) 灰溶融炉:36t/24h (18t×2 炉)	390t/24h (130t×3 炉)	120t/24h (60t×2 炉)	130t/16h (40t×2 炉+ 50t×1 炉)		
竣工年月	平成 24 年 3 月	平成9年3月	平成 14 年 3 月	昭和 55 年 12 月		
付帯設備等	・発電:7,800kW ・アクアパーク新 潟	・発電:5,500kW ・田舟の里 ・付属運動公園	・発電:1,500kW	_		
	Г	中間処理施設(破砕・	選別等)			
施設名	新田清掃センター 破砕施設	亀田清掃センター 粗大ごみ処理施設	鎧潟クリーンセン ター (リサイクル プラザ)	資源再生センター		
住所	新潟市西区笠木 3644 番地 1	新潟市江南区亀田 1835番地1	新潟市西蒲区鎧潟 12618 番地	新潟市東区下木戸 3丁目4番2号		
処理方式	竪型高速回転式破 砕機 二軸低速回転式破 砕機	横型回転式破砕機 剪断式破砕機	かん 機械選別・圧 縮 びん 自動色選別 (H29.6~休止中) ペットボトル 圧縮 梱包 (休止中)	機械選別 (スチー ル・アルミ缶)・圧 縮		
処理能力等	170t/5h (85t/5h×2 系 竪型 高速) (5t/5h×1 系 二軸 低速)	50t/5h (45t/5h×1 系 横 型) (5t/5h×1 系 剪 断)	かん:7t/5h びん:7t/5h (H29.6~休止中) ペットボトル: 2t/5h (休止中)	缶のみ 21t/5h (10.5t/5h×2 系) (全体 60t/5h (30t/5h×2 系)) H20.6~びん処理中 止中		
竣工年月	平成 12 年 3 月	平成9年3月	平成 14 年 3 月	平成8年3月		
付帯設備等	_	_	• 啓発施設併設	・啓発施設併設 (エコープラザ)		

資料:「清掃事業概要 令和4年度版」(令和4年11月24日 新潟市環境部)

表 3.3.8 新潟市の廃棄物処理施設一覧 (2/2)

衣 3.3.8 新海市の廃業物処理施設一寛(Z/Z)						
	中継施設(自己搬入ごみの中継施設)					
施設名	白根環境事業所 (白根グリーンタワー)		新津クリーンセンター			
住所	新潟市南区臼井 2135 番地 1		新潟市秋葉[区小口 1289 番地 1		
		埋立処分地				
施設名	第 4 赤塚埋立処分地	(※) 太夫浜 (第3期)		福井埋立処分地		
住所	新潟市西区東山 123 番地	新潟市北区島 地 14	見町 4592 番	新潟市西蒲区福井 2653 番地		
埋立面積	99,600 平方メートル	33, 100 平方メ	ニートル	13,400 平方メートル		
埋立容量	492,000 立方メートル	237, 500 立方	メートル	97,690 立方メートル		
浸出水処理 方式	流入調整+カルシウム除 去+生物処理+砂ろ過+ 消毒	接触酸化+凝集沈殿+砂 ろ過		接触酸化+凝集沈殿+砂ろ 過+活性炭		
処理能力	320 m³/日	260 m³/日		100 m³/日		
竣工年月	平成 24 年 3 月	平成 13 年 3 月]	昭和 58 年 8 月		
	し尿処理施設			下水道投入施設		
施設名	舞平清掃センター	巻処理センター		新津浄化センターし尿受入 施設		
住所	新潟市江南区平賀 161 番 地1	新潟市西蒲区福井 79 番地		新潟市秋葉区古田ノ内大野 開2番地		
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 方式+高度処理 汚泥再生:高温メタン発酵	膜分離高負荷脱窒素処理 方式+高度処理		希釈後新津浄化センターへ 圧送		
処理能力	149kL/日 (し尿:58kL/日、浄化槽 汚泥 91kL/日) 生ごみ:1.8t/日	73kL/日 (し尿:12kL/日、浄化槽 汚泥:61kL/日)		(搬入可能量) (し尿・浄化槽汚泥:55kL/ 日)		
竣工年月	し尿処理設備 : 平成 14 年 11 月 汚泥再生設備 : 平成 15 年 12 月	平成 24 年 3 月		平成 15 年 12 月		

※令和4年度末に埋立処分を終了

資料:「清掃事業概要 令和4年度版」(令和4年11月24日 新潟市環境部)

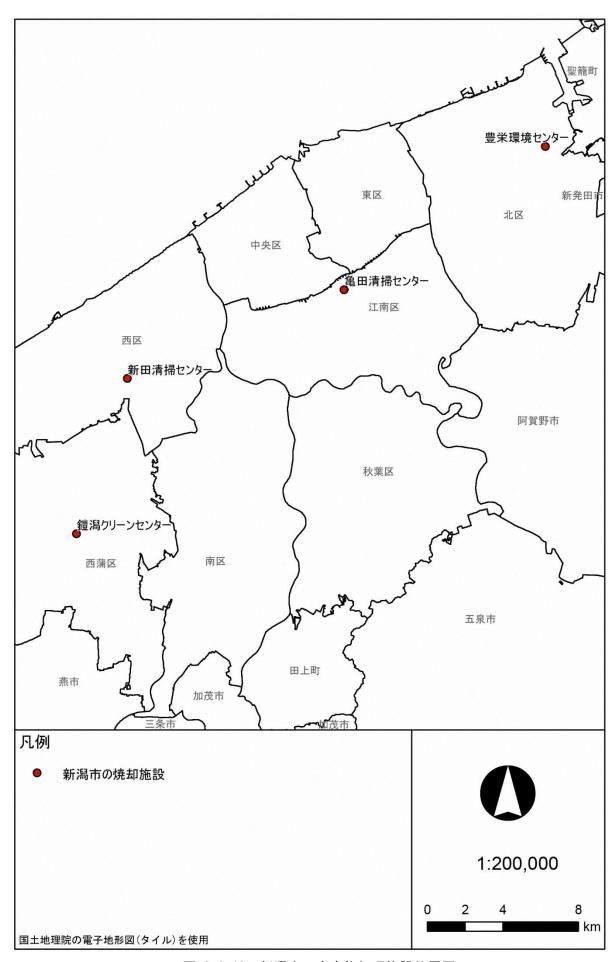


図 3.3.10 新潟市の廃棄物処理施設位置図

3.3.8 環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況

(1) 環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況を表 3.3.9(1)~(2)に示す。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、図 3.3.11に示すとおり、鳥屋野潟が新潟県の鳥獣保護区に指定されている。また、「新潟市景観計画」において、対象事業実施区域周辺は一般区域に指定されている。

表 3.3.9(1) 環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況(自然環境)

条約、法律	公布年、番号	地域等の指定及び規制の状況
特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約(ラ ムサール条約)	昭和 55 年 条約第 28 号	登録湿地は対象事業実施区域周辺にはない。
自然公園法	昭和 32 年 法律第 161 号	国立公園・国定公園は対象事業実施区域周辺にはない。
自然環境保全法	昭和 47 年 法律第 85 号	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は、 対象事業実施区域周辺にはない。
新潟県自然環境保全条例	昭和 48 年 県条例第 34 号	自然環境保全地域、緑地環境保全地域は、対象 事業実施区域周辺にはない。
都市緑地法	昭和 48 年 法律第 72 号	特別緑地保全地区は、対象事業実施区域周辺にはない。
絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律	平成 4 年 法律第 75 号	生息地等保護区は、対象事業実施区域周辺にはない。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律	平成 14 年 法律第 88 号	鳥獣保護区の指定状況は「令和2年度版新潟県 鳥獣保護区等位置図」(令和2年10月 新潟県) として公開されており、対象事業実施区域の西 にある鳥屋野潟が新潟県の鳥獣保護区に指定 されている。

表 3.3.9(2) 環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況(景観)

法律	公布年、番号	地域等の指定及び規制の状況	
景観法	平成 16 年 法律第 110 号	新潟市は景観行政団体となっている。	
新潟市景観計画	令和2年11月	対象事業実施区域周辺は一般区域に指定されている。	
都市計画法	昭和 43 年 法律第 100 号	風致地区は、対象事業実施区域周辺にはない。	

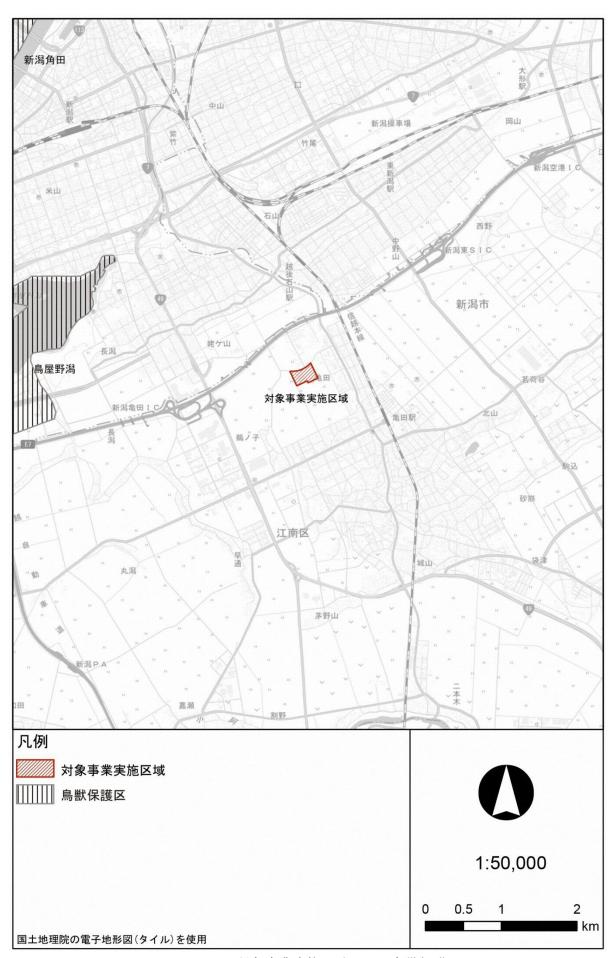


図 3.3.11 対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区

(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

1) 大気汚染

① 環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.3.10 に示すとおりであり、全国一律に定められている。ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、環境基準が表 3.3.11 に示すとおり定められている。また、微小粒子状物質については、環境基準が表 3.3.12 に示すとおり定められている。

衣 3.3.10 人気汚染及び付告人気汚染物質に除る環境基準		
物質	環境上の条件	告示(設定年月日)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、か	昭和 48 年 5 月 16 日
$(S0_2)$	つ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	環境庁告示第 35 号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1	昭和 48 年 5 月 8 日
(CO)	時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、か	昭和 48 年 5 月 8 日
(SPM)	つ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。	環境庁告示第 25 号
光化学オキシダント	 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
(0^{χ})	1 時間間2-4 0. 0.0bbm 以上であること。	環境庁告示第 25 号
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまで	昭和53年7月11日
(NO_2)	のゾーン内又はそれ以下であること。	環境庁告示第 38 号
ベンゼン	 1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。	平成9年2月4日
	1 十十岁 直か 0.000 mg/ m	環境省告示第4号
トリクロロエチレン	 1 年平均値が 0. 13mg/m³以下であること。	平成 30 年 11 月 19 日
ryy ddary dd	1 十十岁順かい 15mg/m 以下でめること。	環境省告示第 100 号
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン 1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	
7 177 11117		環境省告示第4号
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	平成 13 年 4 月 20 日
77 H H 7 7 7	1 十十分 担かり、13mg/m 以下でかること。	環境省告示第 30 号

表 3 3 10 大気汚染及び有害大気汚染物質に係る環境基準

- 注1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 注2: 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下の ものをいう。
- 注3:二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 注4:光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 注5:ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康 を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康 に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努 めるものとする。

表 3.3.11 ダイオキシン類に係る大気の環境基準

物質	環境基準	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0. 6pg-TEQ/m³以下であること。	

注1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2: 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に 換算した値とする。

資料:「平成11年12月27日環境庁告示第68号」

表 3.3.12 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境基準	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m³以下であり、かつ、1 日平 均値が 35 μ g/m³以下であること。	

注1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活して いない地域又は場所については適用しない。

注 2: 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、 粒径が $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料:「平成21年9月9日環境省告示第33号」

また、表 3.3.13 に示す大気中炭化水素濃度の指針は、光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標として、中央公害対策審議会が示したものである。

表 3.3.13 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件	
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値の 0.06ppm に対応する 午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。	

資料:「昭和51年8月17日環大企第220号」

② 規制基準

ア.大気汚染防止法

「大気汚染防止法」に基づき、同法に定めるばい煙発生施設及び粉じん発生施設に対して規制が行われている。

7) 硫黄酸化物

大気汚染防止法では、K 値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さに 応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。大気汚染防止法施行令により、 対象事業実施区域が位置する区域において、K=17.5 と定められている。

 $q=\!K\!\times\!10^{\text{--}3}\!\times\!\text{He}^2$

ここで、

q : 硫黄酸化物の排出量 (m³N/時)He : 補正された排出口の高さ (m)

K:地域によって異なる値

資料:「昭和 46 年厚生省·通商産業省令第1号」

() 窒素酸化物

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉(連続炉)について、窒素酸化物の排出基準が表 3.3.14に示すとおり定められている。

表 3.3.14 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

27 303/2/330=477 - 00 0	<u> </u>
施設	排出基準値
廃棄物焼却炉 (連続炉)	250ppm

資料:「昭和54年10月1日環整115号」

ウ) ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じて、表 3.3.15 に示す排出基準が 定められている。

表 3.3.15 廃棄物焼却炉におけるばいじんの規制基準

JC 0. 0. 10 //L.	O . O . D . D . D . D . D . D . D . D .	
施設の種類	処理能力	規制基準値
	4t/時以上	$0.04 \mathrm{g/m^3 N}$
廃棄物焼却炉	2t/時以上、4t/時未満	$0.08 \mathrm{g/m^3 N}$
	2t/時未満	$0.15 \mathrm{g/m^3 N}$

資料:「昭和57年8月26日環整122号」

1) 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.3.16 に示すと おり定められている。

表 3.3.16 廃棄物焼却炉における塩化水素の規制基準

物質の種類	排出基準値
塩化水素	$700 \mathrm{mg/m^3N}$

資料:「昭和 52 年 6 月 30 日環整 54 号」

オ) 水銀

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が表 3.3.17 に示すとおり 定められている。

表 3.3.17 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

U.an de ver	111 11 11 11 11 11
施設の種類	排出基準値
廃棄物焼却炉	$30\mu\mathrm{g/m^3N}$

資料:「平成27年法律第41号」

イ、ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき同法に定める 特定施設に対して表 3.3.18 に示すとおり規制が定められている。

表 3.3.18 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

特定施設種類	施設規模(焼却能力)	新設施設基準
	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
廃棄物焼却炉	2t/h-4t/h	1ng-TEQ/m ³ N
	2t/h 未満	5ng-TEQ/m ³ N

資料:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

ウ、新潟市の公害防止条例

新潟市の公害防止条例である「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成9年12月24日市条例第51号)による大気汚染の規制は、表3.3.19に示すとおり定められており、新施設の施設規模は市条例で定める指定施設とはなっていない。

表 3.3.19 新潟市の公害防止条例に基づく大気汚染に係る指定施設及び規制基準

指定施設		許容限度	
施設名	規模 又は能力	いおう酸化物	ばいじん
廃棄物焼却炉	火が ト方未 か能間 も い が ト方未 が 能間 も 以 に はが た が た が た の も に し の も に の も に の も に の も に の も に の も に の も に の も の ら の 。 の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の る の ら の る る る る る る る る る る る る る	次の式により算出した量 q=K×10 ⁻³ ×He ² この式において、q、K 及び He は、それぞれ次の値を表 すものとする。 q:いおう酸化物の量(単位:温度零度、圧力1気圧の 状態に換算した立方メートル毎時) K:大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省、通商産 業省令第1号)第3条第1項に規定する新潟市に適 用されるKの値 He:大気汚染防止法施行規則第3条第2項に規定する 方法により補正された排出口の高さ(単位:メート ル)	0.70g/m³N

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5条)

2) 騒音

① 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 3.3.20(1)~(3)に示すとおりである。 環境基準は類型指定された地域に対して、類型ごとの基準が適用される。対象事業実施区 域周辺の類型指定状況については、図 3.3.12に示すとおりである。

表 3.3.20(1) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の類型	環境基準値 昼間 夜間	
地域の類望		
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
С	60 以下	50 以下

注1:時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2: AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3:Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4:Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5: C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 トオス

資料:「平成10年9月30日環境庁告示第64号」

表 3.3.20(2) 道路に面する地域における騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の区分	環境基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注1:時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯 状の車道部分をいう。

資料:「平成10年9月30日環境庁告示第64号」

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3.3.20(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準

単位: dB

環境基準値	
昼間	夜間
70以下	65 以下

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45以下、夜間にあっては40以下)によることができる。

- 注1:時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2:「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道である。
- 注3:「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。
 - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 15m まで。
 - 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m まで。
- 資料:「平成10年9月30日環境庁告示第64号」



資料:騒音指定地域(新潟市ホームページ)

図 3.3.12 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

② 規制基準

ア. 特定(指定)施設に関する規制

特定施設の種類、規模及び能力については、「騒音規制法」において表 3.3.21、指定施設の種類、規模及び能力については、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年市条例第 47 号)において表 3.3.22 に示すとおり定められている。また、表 3.3.23 に示す規制地域の区分ごとに規制基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は都市計画法上の市街化調整区域に区分され、市街化を抑制すべき地域となることから用途地域の定めはなく、表 3.3.27 に示すとおり、規制区域に指定されていない。

表 3.3.21 騒音規制法に基づく特定施設

特定施設の種類、規模及び能力

金属加工機械

- ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上)
- 製管機械
- ・ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kW 以上)
- ・液圧プレス(矯正プレスを除く)
- ・機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上)
- ・せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW以上)
- 鍛造機
- ・ワイヤーフォーミングマシン
- ・ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く)
- ・タンブラー
- ・切断機(といしを用いるものに限る。)

空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上)

土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上)

織機(原動機を用いるものに限る。)

建設用資材製造機械

- ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。)
- ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)

穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)

木材加工機械

- ・ドラムバーカー
- ・チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW以上のものに限る。)
- 砕木機
- ・帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上)
- ・丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上)
- ・かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上)

抄紙機

印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

合成樹脂用射出成形機

鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

資料:「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)

表 3.3.22 新潟市条例に基づく騒音に係る指定施設

番号		施設の種類	規模能力
B //		(1) 圧延機械	/火口ズロロノブ
1	金属加工機械	(1)	すべてのもの
2	圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
3	撚糸機		すべてのもの
4	木材加工機械	(1) チッパー(2) 帯のこ盤(3) 丸のこ盤(4) かんな盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。
5	バーナー		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換 算で1時間当たり15リットル以上 のもの。
6	電気炉		すべてのもの
7	キューポラ		· -
8	遠心分離機		直径が 1.2 メートル以上のものに限る。
9	コンクリート管、 ブロック製造機 ドラム缶洗浄機	コンクリート柱又はコンクリート	すべてのもの
11	スチームクリーナ	<u> </u>	1
12	ポンプ		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
13		及び門型走行クレーン	原動機の定格出力が7.5キロワット 以上のものに限る。
14	集じん機		
15	冷凍機(往復動式 に限る。)	、ロータリー式又は遠心式のもの	すべてのもの
16	クーリングタワー		原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日市規則第5号)

表 3.3.23 騒音に係る規制基準

区域の	昼	:間		タ	7	支間		朝
区分	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間
第1種 区域	50dB	午前8時~	40dB	午後6時~	40dB	午後9時~	40dB	
第2種 区域	55dB	午後6時	50dB	午後9時	45dB	翌日午前 6時	50dB	午前6時
第3種 区域	65dB	午前8時~	60dB	午後8時~	50dB	午後 10 時~	60dB	午前8時
第 4 種 区域	70dB	午後8時	65dB	午後 10 時	60dB	翌日午前 6時	65dB	

- 注1:第3種、第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療 所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの 区域内の規制基準は、この表から5デシベルを減じた値。
- 注2:新潟市生活環境の保全等に関する条例により、次の規制が追加されることがある。「工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準が当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。」
- 資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

イ. 特定(指定)建設作業に関する規制

特定建設作業については、「騒音規制法」において表 3.3.24、指定建設作業については「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成9年市条例第47号)において表 3.3.25に示すとおり定められている。また、表 3.3.26に示す規制地域の区分ごとに規制基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は、都市計画法上の市街化調整区域に区分され、市街化を抑制 すべき地域となることから用途地域の定めはなく、表 3.3.27 に示すとおり、規制区域に指 定されていない。

表 3.3.24 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業内容

- 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を 使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2. びょう打機を使用する作業
- 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
- 7.トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

資料:「昭和43年11月27日政令第324号」

表 3.3.25 新潟市の条例に基づく指定建設作業

1 ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業 2 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日にお ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.26 特定(指定)建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	作業ができ	きない時間	1日当たり	の作業時間	同一場所	
基準値	付表 1 の 区域	付表 2 の 区域	付表1の 区域	付表 2 の 区域	における 作業期間	作業日
	<u> </u>	区域	区域	区域	17未为11月	
騒音:85dB	午後7時 ~ 翌日午前7時	午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して6日 を超えない こと	日曜日その 他の休日で ないこと

付表

- 1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
 - (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収 容施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に 規定する幼保連携型認定こども園
- 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1 に掲げる区域以外の区域

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.27 騒音に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	系る庙出及ひ規制基準が週用される指定地域 その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風致地区を除 く) 第一種低層住居専用 地域 第二種低層住居専用 地域	西区: 寺地の一部
第2種区域	第一種中高層住居專用地域 第二種中高層住居專用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域	北区:浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部 江南区:横越上町一丁目の一部、横越の一部、早通一丁目、早通二丁目 秋葉区:小須戸の一部 南区:北田中の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、根岸の一部、居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、山王の一部、山王新田の一部、七穂の一部、吉江の一部、神屋の一部、が坂の一部、十五間の一部、保坂の一部、味方の一部、和泉の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、白根ノ内七軒の一部、戸頭の一部、能登の一部、白根ノ内七軒の一部、戸頭の一部、能登の一部、自根オリカ七軒の一部、上新田の一部、新飯田の一部、
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	北区:木崎の一部、笹山の一部 江南区:横越上町一丁目の一部 秋葉区:小須戸の一部 南区:上塩俵の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、根岸の 一部、居宿の一部、鯵潟の一部、神屋の一部、小坂の 一部、十五間の一部、保坂の一部、小蔵子の一部、七 軒の一部、田中の一部、戸頭の一部、白根古川の一 部、西白根の一部、上新田の一部、新飯田の一部 西区:寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部 西蒲区:曽根の一部、旗屋の一部、高野宮の一部、小吉の一 部、長場の一部、針ヶ曽根の一部、東小吉の一部、門 田の一部、六分
第4種区域	工業地域	北区:内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、樋ノ入の一部 部 西蒲区:赤鏥の一部、安尻の一部、下和納の一部

資料:「騒音指定地域」(新潟市環境部環境対策課)

③ 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については「騒音規制法」に基づき、表 3.3.28 に示すとおり要請限度が定められている。

表 3.3.28 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

	時間の	の区分
区域の区分	昼間	夜間
	d	lB
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域	75	70
のうち車線を有する道路に面する区域	10	10

注1:時間区分のうち、昼間は6:00~22:00、夜間は22:00~6:00を示す。

注2:a~c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア a 区域とは、専ら住居の用に供される区域。

イ b 区域とは、主として住居の用に供される区域。

ウ c 区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)については、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

資料:「平成29年度 新潟市の環境」(新潟市環境部環境政策課)

3) 振動

① 環境基準

振動についての環境基準は定められていない。

② 規制基準

ア. 特定(指定)施設に関する規制

特定施設の種類、規模及び能力については、「振動規制法」において表 3.3.29、指定施設の種類、規模及び能力については「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年市条例第 47 号)において表 3.3.30 に示すとおり定められている。また、表 3.3.31 に示す規制地域の区分ごとに規制基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は、都市計画法上の市街化調整区域に区分され、市街化を抑制 すべき地域となることから用途地域の定めはない。そのため、表 3.3.35 に示すとおり、 規制区域に指定されていない。

表 3.3.29 振動規制法に基づく特定施設

特定施設の種類、規模及び能力

金属加工機械

- ・液圧プレス(矯正プレスを除く)
- 機械プレス
- ・せん断機(原動機の定格出力が 1kW 以上)
- 鍛造機
- ・ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上)

圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上)

土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上)

織機(原動機を用いるものに限る。)

コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2.95kW 以上)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力が 10kW 以上)

木材加工機械

- ・ドラムバーカー
- ・チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上)

印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kW以上)

ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダ-ロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上)

合成樹脂用射出成形機

鋳型造型機(ジョルト式のものに限る)

資料:「昭和51年10月22日政令第280号」

表 3.3.30 新潟市の条例に基づく振動に係る指定施設

番号		施設の種類	規模能力		
		(1) 圧延機械 (2) 製管機械			
1	金属加工機械		すべてのもの		
		(4) 液圧プレス(矯正プレスに限る。)(5) ワイヤーフォーミングマシン			
2	圧縮機		原動機の定格出力が 3.75kw 以上の		
3	ポンプ		ものに限る。		
4	遠心分離機		直径が 1.2m以上のものに限る。		
5	土石用又は鉱物	別用の破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機			
6	コンクリート管	テ、コンクリート柱又はコンクリートブロッ	すべてのもの		
_	ク製造機				
7	ディーゼルエン	・ジン又はガソリンエンジン(船舶又は車両 ・使用するものを除く)	定枚出力が 15km N トのものに限る		
,	の原動機として	「使用するものを除く。)	た俗山/J/M- TOKW 以上のものに限る。		
8	オシレーティン	· グコンベア	すべてのもの		

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.31 振動に係る規制基準

時間の区分	昼	間	夜 間		
区域の区分	振動レベル	時間	振動レベル	時間	
第1種区域 第2種区域	60 デシベル	午前 8 時~ 午後 7 時	55 デシベル	午後7時~翌日 の午前8時	
第3種区域 第4種区域	65 デシベル	午前 8 時~ 午後 8 時	60 デシベル	午後8時〜翌日 の午前8時	

注:新潟市生活環境の保全等に関する条例により、次の規制が追加されることがある。「工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。」

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

イ. 特定(指定)建設作業に関する規制

特定建設作業については、「振動規制法」において表 3.3.32、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年市条例第 47 号)において前掲の表 3.3.25 に示すとおり定められている。また、表 3.3.33 に示す規制地域の区分ごとに規制基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は、都市計画法上の市街化調整区域に区分され、市街化を抑制 すべき地域となることから用途地域の定めはない。そのため、表 3.3.35 に示すとおり、規 制区域に指定されていない。

表 3.3.32 振動規制法に基づく特定建設作業

作業内容

- 1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又は くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

資料:「昭和51年10月22日政令第280号」

表 3.3.33 特定(指定)建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

	作業ができ	さない時間	1日当たり	の作業時間	同一場所	
基準値	付表1の	付表 2 の	付表1の	付表2の	における	作業日
	区域	区域	区域	区域	作業期間	
振動:75dB	午後 7 時 ~ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して6日 を超えないこ と	日曜日その 他休日でな いこと

付表

- 1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
 - (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収 容施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に 規定する幼保連携型認定こども園
- 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1に掲げる区域以外の区域

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

③ 道路交通振動の要請限度

自動車振動については「振動規制法」に基づき、表 3.3.34 に示すとおり要請限度が定められている。道路交通振動の要請限度に係る区域の区分は、表 3.3.35 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺は規制区域に指定されていないため、要請限度は適用されない。

表 3.3.34 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分	昼	間	夜間		
区域の区分	振動レベル	時間	振動レベル	時間	
第1種区域	65 デシベル	午前 8 時~ 午後 7 時	60 デシベル	午後7時~翌日 の午前8時	
第2種区域	70 デシベル	午前 8 時~ 午後 8 時	65 デシベル	午後8時〜翌日 の午前8時	

注1:時間の区分は、市長が定めた時間帯である。

注2:第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。 ア 第一種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

イ 第二種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

資料:「昭和51年11月10日総理府令第58号」

表 3.3.35 振動に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	る庙山及び規制基準が適用される指定地域 その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風致地区を除く) 第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域	北区:浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部 江南区:横越上町一丁目の一部、横越の一部、 早通一丁目、早通二丁目 秋葉区:小須戸の一部 南区:北田中の一部、高井東三丁目、根岸の一部、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、根岸の一部、高井東二丁目の一部、大倉新田の一部、 上著田の一部、大倉が田の一部、神屋の一部、 地王の一部、古田新田の一部、神屋の一部、 地田中の一部、大倉が田の一部、 北田中の一部、大倉が田の一部、 北田中の一部、大倉が田の一部、 は王の一部、大倉が田の一部、 神屋の一部、大倉の一部、神屋の一部、 は東の一部、大倉の一部、 ・本方の一部、新飯田の一部、 ・本方の一部、新飯田の一部、 ・本が田の一部、 ・本が田の一部、全巻の一部 西本区:川崎の一部、 ・本が田の一部、 ・本が田の一部 ・本が田の一 ・本が田の田の田の ・本が田の一 ・本が田の田の田の田の田の田の田の ・本が田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業地域 (新潟市環境	北区:内島見の一部、木崎の一部、 笹山の一部、樋ノ入の一部 江南区:横越上町一丁目の一部 秋葉区:小須戸の一部 南区:上塩俵の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、 根岸の一部、居宿の一部、小坂の一部、 ・一部、四一部、保坂の一部、 ・一本間の一部、七軒の一部、田中の一部、 一可の一部、白根古川の一部、西白根の一部、 上新田の一部、新飯田の一部 西区:寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部 部 西蒲区:曽根の一部、旗屋の一部、 高野宮の一部、東小吉の一部、 針ヶ曽根の一部、東小吉の一部、 門田の一部、六分、 赤鏥の一部、安尻の一部、下和納の一部

資料:「振動指定地域」(新潟市環境部環境対策課)

4) 悪臭

① 環境基準

悪臭についての環境基準は定められていない。

② 規制基準

「悪臭防止法」及び「新潟市生活環境の保全等に関する条例」による本市の悪臭規制を表 3.3.36 に示す。対象事業実施区域は旧新潟市以外の地域に属し、規制区域であるため、臭気指数の基準が適用される。

表 3.3.36 新潟市内の悪臭規制の概要

事業場の場所	規制の概要
旧新潟市かつ 規制区域内	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水において、 特定悪臭物質濃度の基準を遵守する。 新潟市生活環境の保全等に関する条例により、指定施設を設置する事業場は、敷 地境界及び排出口において、臭気濃度の基準を遵守、新潟市に届け出る。
上記以外かつ 規制区域内	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水において、 臭気指数の基準を遵守する。

注:平成17年合併以前に新潟市に属していた地域を「旧新潟市」という。

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

ア. 臭気指数

7) 臭気指数及び敷地境界線、排出水の規制基準

「臭気指数」とは、具体的に臭気が感じられなくなるまで気体又は水を希釈したときの 希釈倍率を基礎として算定されるものであり、臭気濃度とは下記の関係がある。

臭気指数=10×Log₁₀(臭気濃度)

事業場の敷地境界線の地表において、また、排出水は敷地外において、臭気指数が表3.3.37 に示す基準を満たす必要がある。また、各規制区域の区分について表3.3.38 に示す。

新潟市が定める対象事業実施区域周辺における臭気指数規制区域については、図 3.3.13 に示すとおりである。対象事業実施区域は第3種区域に指定されている。

表 3.3.37 臭気指数に係る規制基準

区域	敷地境界線の基準 (単位:臭気指数)	排出水の基準 (単位:臭気指数)
第1種	10	26
第2種	12	28
第3種	13	29

資料:「悪臭防止対策」(新潟市環境部環境対策課ホームページ)

表 3.3.38 各規制区域の区分

区域	対象地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層 住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域		
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に供する地域		
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域		

資料:「悪臭防止対策に関するパンフレット」(新潟市)

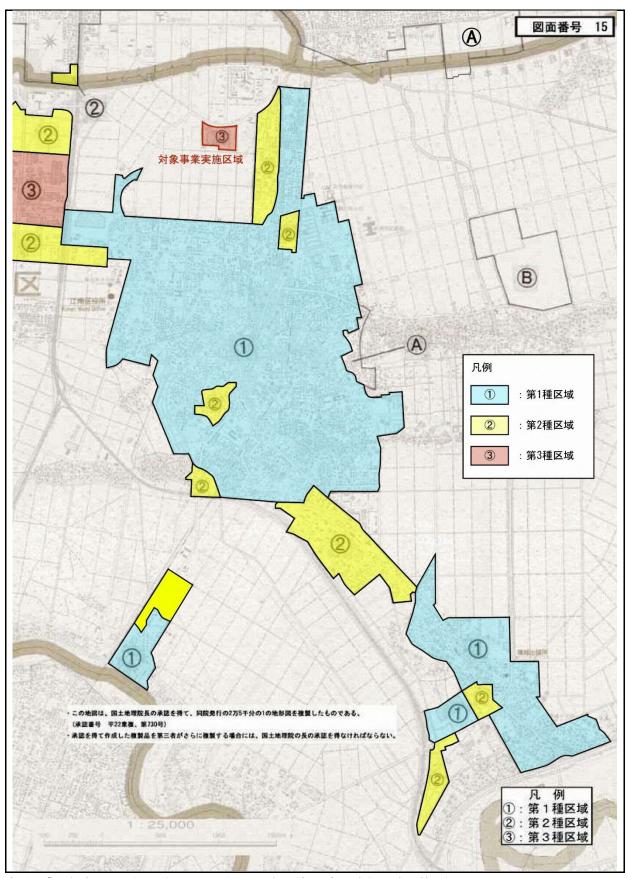
(1) 排出口の規制基準

事業場の煙突その他の気体排出施設において、臭気排出強度又は臭気指数を表 3.3.39 に示す式から算出し、基準を満たす必要がある。なお、具体的な規制基準については、計算条件により異なる。

表 3.3.39 排出口の規制基準

σ.Λ.	排出口の高さ		
区分	15メートル以上	15 メートル未満	
規制基準	悪臭防止法施行規則第6条の2第 1項1号に規定する計算式を用い て算出された臭気排出強度	悪臭防止法施行規則第6条の2 第1項2号に規定する計算式を 用いて算出された臭気指数	

資料:「悪臭防止対策」(新潟市環境部環境対策課ホームページ)



資料:「悪臭防止法の規制基準および規制地域」(新潟市環境部環境対策課)

図 3.3.13 旧新潟市以外における臭気指数規制区域

イ. 特定悪臭物質の規制

7) 特定悪臭物質及び敷地境界線の規制基準

「特定悪臭物質」として、表 3.3.40 に示す 22 物質が定められている。事業場の敷地境界線の地表において、特定悪臭物質の濃度が下記の基準を満たす必要がある。また、各規制区域の区分については表 3.3.41 に示す。

新潟市が定める対象事業実施区域周辺における特定悪臭物質規制区域については、図3.3.14に示すとおりである。

表 3.3.40 特定悪臭物質及び敷地境界線における規制基準

物質名	A 区域基準 (ppm)	B 区域基準 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0. 1
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0. 07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0. 9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0. 07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

資料:「悪臭防止対策」(新潟市環境部環境対策課ホームページ)

表 3.3.41 各規制区域の区分

区域	対象地域			
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域他上記に相当する地域			
B区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域			

資料:「悪臭防止対策に関するパンフレット」(新潟市)

(1) 排出口の規制基準

事業場の煙突その他の気体排出施設において、特定悪臭物質の流量が下記の式から算出される基準を満たす必要がある。ただし、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合についてはこの式は適用しない。

なお、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、 プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は対象物質から除く。

$$\begin{split} q &= 0.108 \times He^2 \times Cm \\ He &= Ho + 0.65(Hm + Ht) \\ Hm &= \frac{0.795 \sqrt{QV}}{1 + \frac{2.58}{Q}} \\ Ht &= 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right) \\ J &= \frac{1}{\sqrt{QV}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1 \end{split}$$

上記の式における記号はそれぞれ次の値を示すものです。

q:規制基準となる流量 (ノルマル立方メートル毎時)

He:補正された排出口の高さ(メートル) Cm:敷地境界線における排出基準(ppm)

Ho:排出口の実高さ (メートル)

Q:セルシウス温度15度における排出ガスの流量(立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (メートル毎秒) T : 排出ガスの絶対温度 (ケルビン)

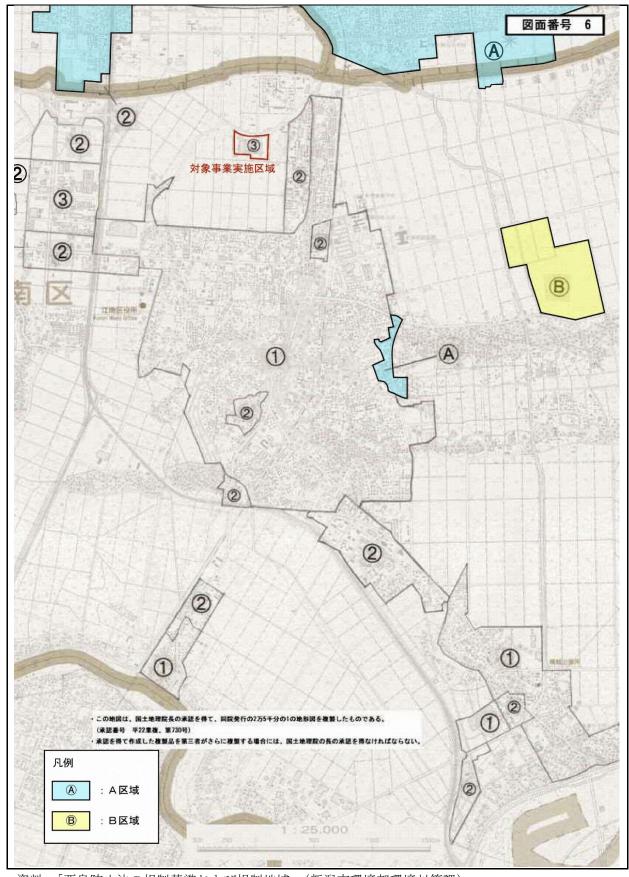
ウ) 排出水の規制基準

特定悪臭物質を含む排出水は、事業場の敷地外において、特定悪臭物質の濃度が表 3. 3. 42 に示す基準を満たす必要がある。また、各規制区域の区分については前掲の表 3. 3. 41 に示す。

表 3.3.42 排出水の規制基準

対象となる特定悪臭物質	排出水の流量 (m³/s)	A 区域基準 (mg/L)	B 区域基準 (mg/L)
	0.001 以下	0.03	0.06
メチルメルカプタン	0.001を超え、0.1以下	0.007	0.01
	0.1を超える	0.002	0.003
	0.001 以下	0. 1	0.3
硫化水素	0.001を超え、0.1以下	0.02	0.07
	0.1を超える	0.005	0.02
	0.001 以下	0.3	2
硫化メチル	0.001を超え、0.1以下	0.07	0.3
	0.1を超える	0.01	0.07
	0.001 以下	0.6	2
二硫化メチル	0.001を超え、0.1以下	0. 1	0.4
	0.1 を超える	0.03	0.09

資料:「悪臭防止対策」(新潟市環境部環境対策課ホームページ)



資料:「悪臭防止法の規制基準および規制地域」(新潟市環境部環境対策課)

図 3.3.14 旧新潟市における特定悪臭物質規制区域

ウ. 臭気濃度の規制

7) 臭気濃度及び指定施設

規制地域内において表 3.3.43 に示す指定施設を設置している場合、新潟市生活環境の保全等に関する条例により、表 3.3.44 の臭気濃度の規制基準を満たす必要がある。また、各規制区域の区分を表 3.3.45 に示す。

新潟市が定める対象事業実施区域周辺における臭気濃度規制区域については、図 3.3.15 に示すとおりである。

表 3.3.43 悪臭の規制に係る指定施設

	(1) 10 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
	施設の種類	規模又は能力			
	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であって、次	鶏舎の総面積若しくは牛房の総面積が			
1	に掲げるもの	100平方メートル未満又は豚房の総面積			
1	(1) 飼養施設	が 50 平方メートル未満の工場等に係る			
	(2) ふん尿処理施設(次号に掲げるものを除く。)	ものを除く。			
	有機質肥料の製造(原料として家畜及び家きんのふ				
	ん尿を使用するものに限る。)の用に供する施設で	 原料の処理能力が 1 日当たり 500 キロ			
2	あって、次に掲げるもの				
	(1) 強制発酵施設	グラム未満の工場等に係るものを除く。			
	(2) 乾燥施設				
	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料				
	の製造 (原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、				
	羽毛、臓器等を使用するものに限る。)の用に供す				
3	る施設であって、次に掲げるもの	すべてのもの			
3	(1) 原料置場 (4) 乾燥施設	9 1 (0) 60)			
	(2) 粉砕施設 (5) 真空濃縮施設				
	(3) 煮ふつ施設 (6) 排水処理施設				
	(蒸解施設を含む。) (7) 発酵施設				
	塗装業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	(1) の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付			
4	(1) 吹付施設	能力が 1 時間当たり 3 リットル未満の			
	(2) 乾燥施設	工場等に係るものを除く。			
		建築基準法施行令(昭和25年政令第338			
		号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定			
	し尿処理の用に供する施設 (当該施設と一体として	方法により算定した処理対象人員が			
5	使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を	3,000 人未満のし尿浄化槽(当該し尿浄			
	含む。)	化槽と一体として使用する汚泥又はし			
		渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。)を			
		除く。			

資料:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.44 臭気濃度に係る規制基準

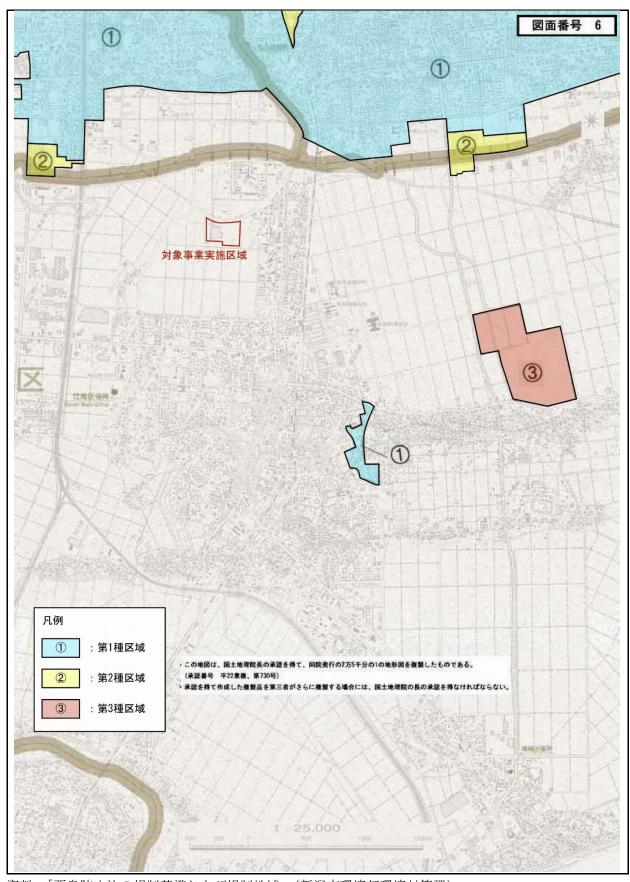
	許容限度		
区域の区分	指定工場等の敷地の境界線の	指定施設の煙突その他の気体	
	地表における臭気濃度	排出口における臭気濃度	
第1種区域	10	1,000	
第2種区域	15	2,000	
第3種区域	20	3,000	
What that I have been boat been sent that		/	

資料:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.45 各規制区域の区分

区域	対象地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層 住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域		
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に供する地域		
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域		

資料:「悪臭防止対策に関するパンフレット」(新潟市)



資料:「悪臭防止法の規制基準および規制地域」(新潟市環境部環境対策課)

図 3.3.15 旧新潟市における臭気濃度規制区域

5) 水 質

① 環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア、人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表 3.3.46 に、ダイオキシン類の環境基準を表 3.3.47 に示す。人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類に関する環境基準は全ての公共用水域について定められている。

表 3.3.46 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1:基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値について は、最高値とする。

注2:「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料:「昭和46年12月28日環境庁告示第59号」

表 3.3.47 ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	

注1: 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に

換算した値とする。

注2:水質の基準値は、年間平均値とする。 資料:「平成11年12月27日環境庁告示第68号」

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表3.3.48(1)~(2)に、湖沼に適用される環境基準は表3.3.48(3)~(6)に示すとおりである。山崎排水路は新施設の下流にて、栗ノ木川(信濃川水系)に合流する。栗ノ木川は環境基準の河川C類型、水生生物保全のB類型に指定されている。

また栗ノ木川は途中で鳥屋野潟に流入する。鳥屋野潟の弁天橋は環境基準の湖沼 B 類型、水生生物保全の B 類型に指定されている。

表 3.3.48(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目				基準値		
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
В	水道3級 水産2級及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
С	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	_
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	_

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
 - 注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 注3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産 生物用
 - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 注 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- 資料:「昭和46年12月28日環境庁告示第59号」

表 3.3.48(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目		基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノー ル	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考:基準値は、年間平均値とする。 資料:「昭和46年12月28日環境庁告示第59号」

表 3.3.48(3) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

구타 ㅁ				++ >/+- /-+-		
項目				基準値		
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
В	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	ı
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	_

備考:水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しな

- 注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 注3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料:「昭和46年12月28日環境庁告示第59号」

表 3.3.48(4) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目		基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄 に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
П	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	

- 1. 基準値は、年間平均値とする。
- 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
 - 注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除
 - 去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 注3 水産1級:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 水産2級:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等の水産生物用
- 注4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- 資料:「昭和46年12月28日環境庁告示第59号」

表 3.3.48(5) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノー ル	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

表 3.3.48(6) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目		基準値
類型	水生生物の生息状況の適応性	底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以下
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以下

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.3.49 に示すとおりである。また、地下水のダイオキシン類の環境基準は表 3.3.50 に示すとおりである。

表 3.3.49 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料:「平成9年3月13日環境庁告示第10号」

表 3.3.50 ダイオキシン類に係る地下水の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料:「平成11年12月27日環境庁告示第68号」

② 規制基準

ア. 水質汚濁防止法に係る排水基準

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する事業場(特定事業場)の排水に係る排水基準(一律基準)は、表 3.3.51(1)~(2)に示すとおりである。排水基準のうち、人の健康の保護に係る項目(有害物質)は、公共用水域に排水を排出するすべての工場・事業場が規制の対象となる。生活環境の保全に係る項目(その他の項目)は、1日あたりの平均的な排水量が 50m³以上の工場・事業場が規制の対象となる。

新施設からの生活排水及びプラント排水の一部については下水道へ放流することとしているため、日平均 50m³以上排水することはない。よって、新施設に対して排水基準は適用されない。

表 3.3.51(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

【有害物質】

項目	単位	許容限度
カドミウム及びその化合物	mg Cd/L	0.03
シアン化合物	mg CN/L	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオ	mg/L	1
ン、メチルジメトン及び EPN に限る)	IIIg/ L	1
鉛及びその化合物	mg Pb/L	0. 1
六価クロム化合物	mg Cr(VI)/L	0.5
砒素及びその化合物	mg As/L	0. 1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg Hg/L	0. 005
アルキル水銀化合物	_	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)		0.003
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04
1,1-ジクロロエチレン		1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
トリクロロエチレン		0. 1
テトラクロロエチレン		0. 1
1,3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0. 03
チオベンカルブ		0. 2
ベンゼン		0. 1
セレン及びその化合物	mg Se/L	0. 1
ほう素及びその化合物	mg B/L	10(海域以外に排出)
はノボ及びでの旧日初	IIIg D/L	230(海域に排出)
ふっ素及びその化合物	mg F/L	8(海域以外に排出)
3/7 宗及び とり 旧日 初	mg I/L	15(海域に排出)
		100
アンモニア、アンモニウム化合物、		(アンモニア性窒素に 0.4 を乗
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	じたもの、亜硝酸性窒素及び
		硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン		0. 5

注:「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料:「昭和46年6月21日総理府令第35号」

表 3.3.51(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

【その他の項目】

【ての他の複目】		
項目	単位	許容限度
水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下(海域以外に排出)
小糸142 仮及 (pn)		5.0以上9.0以下(海域に排出)
生物化学的酸素要求量(BOD)		160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(COD)		160(日間平均 120)
浮遊物質量(SS)		200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		5
(鉱油類含有量)		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量] [30
(動植物油脂類含有量)	mg/L	30
フェノール類含有量		5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量]	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	m or /I	120(日間平均 60)
燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)

- 注1:「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注2:この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 注3:生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 注4: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 注5: 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすお それがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもた らすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排 出される排出水に限って適用する。

資料:「昭和46年6月21日総理府令第35号」

イ. 条例で定める規制基準

新潟県では、「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」により、BOD(生物化学的酸素要求量)とSS(浮遊物質量)、フェノール類、銅含有量について水域及び業種別の規制基準が設定されている。

新施設からの生活排水及びプラント排水の一部については下水道へ放流することとしているため、日平均30m³以上排水することはない。よって、新施設に対して排水基準は適用されない。

表 3.3.52 水域・業種別の排水基準

単位:mg/L

				1 1 1 11-0/ 12
性会状態の悪化			鳥屋野潟水域	
特定施設の要件				SS
1 日当たりの平均的	公共下水道処	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理		
な排出水の量が 30m³	理区域外に所	及び清掃に関する法律第8条第1項	160	200
以上 50m³未満である	在する工場又	に規定するものをいう。) である焼却	(120)	(150)
工場又は事業場	は事業場	施設		

注:()は日間平均

資料: 「昭和46年10月25日新潟県条例第46号」

ウ. 農業(水稲) 用水基準

農業(水稲) 用水基準を表 3.3.53 に示す。農業(水稲) 用水基準は農林水産省が灌漑水 への依存度の高い水稲を対象に、項目毎に許容限界濃度を検討したものである。農業用水 の指標として利用されている。

表 3.3.53 農業(水稲)用水基準

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項目		基準値
pH(水素イオン湯	農 度)	6.0~7.5
COD(化学的酸素	要求量)	6 mg/L 以下
SS (浮遊物質)		100 mg/L 以下
DO (溶存酸素)		5 mg/L 以上
T-N(全窒素濃度)	1 mg/L 以下
電気伝導率(塩紫	頂濃度)	30 mS/m 以下
	As (砒素)	0.05 mg/L 以下
重金属	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
	Cu (銅)	0.02 mg/L 以下

資料:「昭和46年10月4日 農林水産技術会議」

6) 底 質

① 環境基準

「ダイオキシン類対策措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が表3.3.54に示すとおり定められている。底質に係るダイオキシン類の環境基準は、全ての公共用水域の水底の底質について適用される。

表 3.3.54 ダイオキシン類に係る底質の環境基準

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
項目	基準値
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g 以下

注:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料:「平成11年12月27日環境庁告示第68号」

7) 土壌汚染

① 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.3.55 に示すとおりである。 また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壌に係るダイオキシン類の環境 基準は表 3.3.56 に示すとおりである。なお、土壌汚染に係る環境基準は、汚染が自然 的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表 3.3.55 の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用されない。

表 3.3.55 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、
カトミリム	農用地においては、米 1kg について 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限
似. 米	る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、
비교	土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 注1:環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては「環境庁告示第46号付表」に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注2:カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.001mg、0.05mg、0.01mg、0.03mg、0.01mg、0.03mg、0.
- 注3:「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4:有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 注 5:1、2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定された シス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度 の和とする。
- 資料:「平成3年8月23日環境庁告示第46号」

表 3.3.56 ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 資料:「平成11年12月27日環境庁告示第68号」

② 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された対策地域は、新潟市にはない。

③ 土壌汚染対策法

新潟市においては、土壌汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域はない。一方、土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域は、表3.3.57に示すとおり40区域が指定されている。

なお、本事業の土壌調査において、対象事業実施区域内で溶出基準を超える砒素が 検出されたため、一部が令和5年5月11日付で形質変更時要届出区域に指定された。

表 3.3.57 形質変更時要届出区域の指定状況 (1/3)

我 0.0.07 的复数更同安阳山区域的旧足状况(1/0)		
指定年月日	指定区域の所在地	基準に適合しない 特定有害物質
平成 24 年 9 月 20 日 【一部解除】 平成 24 年 10 月 19 日 【一部追加】 平成 25 年 6 月 12 日	中央区旭町通1番町754-3の一部中央区旭町通1番町779の一部中央区地町通1番町779の一部中央区学校町通2番町5274-1の一部	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物
平成 24 年 10 月 12 日	東区下木戸2丁目6番6	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物
平成 24 年 11 月 5 日 【一部追加】 平成 31 年 2 月 7 日	東区鴎島町6番1、7番1、10番2の各 一部、6番6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
平成 24 年 11 月 9 日	中央区東出来島 165 番の一部	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン
平成 24 年 11 月 16 日	西区山田字堤付 2310 番 1 の一部	砒素及びその化合物
平成 25 年 8 月 7 日	中央区美咲町1丁目 664-347 の一部	ふっ素及びその化合物
平成 26 年 6 月 25 日	東区臨港町2丁目25-1、1-4	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成 27 年 2 月 25 日	東区下木戸2丁目6番106	砒素及びその化合物
平成 27 年 3 月 5 日	西区山田 2310-40 の一部	砒素及びその化合物
平成 27 年 7 月 1 日	東区下木戸2丁目6番105	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物
平成 27 年 8 月 6 日	中央区旭町通1番町754番55の一部、 754番56の一部	水銀及びその化合物
平成 28 年 1 月 27 日	東区山木戸字下屋敷 1500 番 17 の一部	1,1-ジクロロエチレン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

表 3.3.57 形質変更時要届出区域の指定状況 (2/3)

表 3.3.5/ 形質変更時要届出 区 域の指定状況(2/3)		
指定年月日	指定区域の所在地	基準に適合しない 特定有害物質
平成 28 年 5 月 23 日	東区松崎1丁目866-3、866-4の一部、 867-1の一部、868一部	砒素及びその化合物
平成 28 年 7 月 1 日	中央区上所 3 丁目 354 番 10 の一部	砒素及びその化合物
平成 28 年 10 月 11 日	中央区美咲町1丁目664番344の一部、	砒素及びその化合物
【一部追加】	664番701の一部、664番706、664番	ふっ素及びその化合物
平成 30 年 4 月 17 日	707の一部	鉛及びその化合物
平成 29 年 2 月 22 日	西区山田字堤付 2310 番 43、2310 番 44、 2310 番 45	砒素及びその化合物
平成 29 年 7 月 10 日	中央区美咲町1丁目664番702の一部、 664番705の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成 29 年 11 月 28 日	東区紫竹卸新町 2006 番 1 の一部、2005 番 1 の一部	砒素及びその化合物
		クロロエチレン
平成 30 年 6 月 25 日	南区和泉 651-4 の一部	シス-1,2-ジクロロエチレン
		トリクロロエチレン
平成 30 年 7 月 13 日	中央区関新 3 丁目 1686-1 の一部、1686-	鉛及びその化合物
【一部追加】	「一千天区関制 3 丁日 1000 1 07 一	ふっ素及びその化合物
令和4年7月15日		
平成 30 年 8 月 30 日	東区紫竹卸新町 86 番 5 の一部	砒素及びその化合物
平成 31 年 3 月 8 日	東区山木戸7丁目1412-1の一部、1412-	鉛及びその化合物
	9	砒素及びその化合物
平成 31 年 3 月 27 日	東区船江町2丁目263番47の一部、263番48の一部、263番90の一部、263番91の一部、263番97の一部、263番97の一部、263番101の一部、263番102の一部、263番103の一部、263番105の一部、263番105の一部、263番105の一部、263番105の一部、263番105の一部、263番107の一部、263番108、263番109の一部、263番111の一部、263番112の一部	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和元年 5 月 17 日	東区榎 179-1 の一部、179-3 の一部、 179-4 の一部、179-8 の一部、山木戸 1449-2 の一部	六価クロム化合物 砒素及びその化合物
令和元年 6 月 12 日	1449 7 00 bb	
【一部解除】		水銀及びその化合物
令和3年9月21日	東区山木戸8丁目1355-2、1354-1、	鉛及びその化合物
【一部追加】	1343-5、1343-6	砒素及びその化合物
令和3年10月1日		ポリ塩化ビフェニル
令和元年8月9日	中央区美咲町1丁目664番703の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和元年 10 月 2 日	中央区学校町通2番町5274番地1の一 部	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和2年3月19日	西区五十嵐2の町8050番地2の一部	砒素及びその化合物
令和 2 年 4 月 22 日	東区山木戸 1500-1 の一部	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
L	l	

表 3.3.57 形質変更時要届出区域の指定状況 (3/3)

指定年月日	指定区域の所在地	基準に適合しない 特定有害物質
令和2年6月19日	西区山田 2522 番 3 の一部、2522 番 18 の一 部、2522 番 21 の一部、2522 番 24 の一部	砒素及びその化合物
令和2年10月23日	中央区関新 3 丁目 1686-1 の一部	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和3年1月15日 【一部追加】 令和3年10月25日	北区太郎代字山ノ下 1273 番 12 の一部、字山 中 1386 番 1 の一部	ふっ素及びその化合物
令和3年10月25日 【一部解除】 令和4年3月14日	西蒲区川崎字下辻 174番9の一部、252番33の一部、字下川原23番の一部、24番の一部、25番3の一部、25番7、34番2の一部	ふっ素及びその化合物
令和3年12月28日	東区上王瀬町 18番1、19番の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和4年3月9日	東区大山二丁目8番14の一部、8番35の一部、8番36の一部	水銀及びその化合物
令和4年8月12日 【一部追加】 令和4年10月31日	中央区附船町一丁目字下島 4385 番1の一部	鉛及びその化合物
令和5年5月11日	新潟市江南区亀田 1835 番地 1 の一部	砒素及びその化合物
令和5年5月26日 【一部追加】 令和5年6月2日	北区松浜町字小麦畑 3633 番 1 の一部	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物
令和5年5月31日	中央区関屋下川原町一丁目3番11の一部	水銀及びその化合物
令和 5 年 12 月 8 日	東区桃山町二丁目 132番1の一部、臨港町三 丁目 4609番4の一部	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

資料:「土壌汚染 要措置区域等情報」(最終更新日:令和5年12月8日 新潟市環境部環境対策課 ホームページ)

8) 地盤沈下

① 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律

地盤沈下については、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき特定の地域が指定され、地下水揚水が規制されている。ただし、新潟県において、特定の地域に指定された地域はない。

② 新潟県生活環境の保全等に関する条例

新潟県では、地盤沈下を防止するため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」により、 指定地域での揚水設備の設置を規制されており、指定地域内では、一定規模以上の揚水設 備(井戸)を設置する場合、知事等の許可が必要となる。対象事業実施区域周辺は指定地 域となっている。

③ 新潟市生活環境の保全等に関する条例

新潟市では、地盤沈下を防止するため、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」により、 事業者は、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、当該工事により周辺の地盤の沈 下を生じさせないために必要な措置を講ずるように努めなければならない、とされている。 新潟市が策定する環境保全計画等については、表 3.3.58 に示すとおりである。

表 3.3.58 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (1/3)

	3.58 新潟市の環境保全に係る計画等の概要(1/3)
計画等	概要
「第 3 次 新潟市環境 基本計画」 平成 27 年 4 月	・計画期間:平成27年度から8年間 ・目指す都市像:「田園と都市が織りなす、環境健康都市」 ・政策: 「地域資源を活かすまち」 「人と環境にやさしいにぎわうまち」 ・施策: 1)環境教育と協働の推進 2)低炭素社会の創造 3)循環型社会の創造 4)生物多様性の保全
「第3期新潟市地球 温暖化対策実行計画 (地域推進版)」 令和2年3月	 ・計画期間:令和元年から6年間 ・推進主体:市民、事業者、新潟市 ・温室効果ガスの削減目標: (短期) 2024 年度までに2013 年度比で30%削減(中期) 2030 年度までに2013 年度比で40%削減(長期) 2050 年度までに2013 年度比で80%削減・取り組み方針: 1)田園環境の保全・持続可能な利用 2)スマートエネルギーシティの構築 3)低炭素型交通への転換 4)低炭素型ライフスタイルへの転換 5)適応策の実践
「新潟市地球温暖化対 策実行計画(第5期 市 役所率先実行版)」 平成31年4月	・計画期間:2019 年度(令和元年度)から6年間 最終目標年度は2030年度 ・温室効果ガスの削減目標: (中間)2024年度までに2013年度比で総排出量16%削減、エネルギー 起源18%削減 (最終)2030年度までに2013年度比で総排出量31%削減、エネルギー 起源40%削減 ・基本方針: 1)率先して取り組みます。 2)市民、事業者へ取組みの展開を見据えた施策の検討をします。 3)着実なPDCAサイクルのためのマネジメントシステムで運用します。 4)実施状況を公表します。
「にいがた命のつなが りプラン (新潟市生物 多様性地域計画)」 平成 24 年 3 月	・短期目標(5~10年後):生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取り組みを展開 ・長期目標(50年後):まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針: 1)在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 2)自然環境の持続可能な利用の推進 3)人材育成・協働の推進 4)地球温暖化防止などの推進

表 3.3.58 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (2/3)

計画等	概要
「大切にしたい野生生物 (新潟市レッドデータブック)」	野生動植物種の生息・生育状況について調査を行い、個体数が減少して いる種、生息・生育環境が悪化している種等をリストアップしたもの。
平成 22 年 3 月	
「新潟市一般廃棄物処 理基本計画」 令和2年3月	・計画期間:令和2年度から10年間 ・推進主体:市民、事業者、新潟市の協働 ・理念:ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策: 1) リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2) さらなる資源循環の推進 3) 意識啓発の推進 4) 市民サービスの向上 5) 地域の環境美化の推進 6) 安定かつ効率的な収集・処理体制 7) 低炭素社会に向けた体制整備 8) 大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 1) 地域に応じた生活排水処理の推進 2) 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3) 環境保全のための広報啓発の推進
「新潟市一般廃棄物処 理実施計画」 令和4年4月	・目的:一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとの実施計画を策定。

表 3.3.58 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (3/3)

計画等	概要
「新潟市農村環境計画」 平成24年3月	・目的:合併前の旧 14 市町村においてすでに策定済みとなっている農村 環境計画との整合を図るとともに、農村環境の多面的機能の活用 を新たに加え、農村環境計画等を一体的に推進すること。 ・基本的な考え方・目標: 「農村と都市がつむぎ合い白鳥と共生する「田園文化都市」」 ・基本方針: 1) 新潟らしい自然環境の保全と景観の創出 2) 環境に優しい農業の持続的発展 3) 社会が求める農村と都市の互恵づくり
「新潟市みどりの基本 計画」 平成 21 年 6 月	・目的:緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化の推進までの全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための方策を示すもの。 ・基本理念:次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑〜新潟らしい風格ある都市を目指して〜・基本方針: 1) まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します。 2) 新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します。 3) 生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します。 4) 潤いとやすらぎをもたらし、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します。 5) 安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります。 6) 市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します。
「新潟市景観計画」	 ・目的:新潟らしい景観を実現すること。 ・基本理念: 1) 四季折々の表情にあふれる豊かな自然を大切にする。 2) 情緒あふれる歴史文化と豊かな人情を大切にする。 3) 田園につつまれ持続するまちとして、活気やにぎわいを大切にする。 4) 市民が主体となって景観づくりを進める。